

港湾工事の 契約変更事務ガイドライン

令和8年3月
国土交通省 港湾局

I 本編

1. 策定の目的	-3
◆適切な設計変更の必要性	
◆本ガイドライン策定の目的	
◆適用範囲	
2. 設計変更の基本事項	-4
3. 設計変更の留意事項	-5
(1)発注者の留意事項	
(2)受注者の留意事項	
(3)受発注者共通の留意事項	
(4)先行指示書への概算額の記載	
(5)指定・任意の使い分け	
(6)入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	
(7)契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて	
4. 設計変更の考え方	-11
(1)設計変更が可能なケースと不可能なケース	
(2)設計変更を行うための主なポイント	
(3)工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方	
① 契約書第 8条:特許権等の使用	
② 契約書第15条:支給材料及び貸与物件	
③ 契約書第17条:設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	
④ 契約書第18条:条件変更等(第1項第一～五号)	
⑤ 契約書第19条:設計図書の変更	
⑥ 契約書第20条:工事の中止	
⑦ 契約書第22条:受注者の請求による工期の延長	
⑧ 契約書第23条:発注者の請求による工期の短縮等	
⑨ 契約書第26条:賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	
⑩ 契約書第27条:臨機の措置	
⑪ 契約書第28条:一般的損害	
⑫ 契約書第30条:不可抗力による損害	
⑬ 契約書第34条:部分使用	
(4)「設計図書の照査」の基本的な考え方	
5. 契約変更の取り扱い(重要な変更、軽微な変更)	-26
6. 設計変更にかかわる資料の作成	-27
(1)設計照査と内容確認	
(2)設計変更に必要な資料作成	
7. 条件明示	-29
※ 工事請負契約書の条番号は、令和3年4月1日から適用される契約書による	

1. 策定の目的

◆適切な設計変更の必要性

工事を発注する際、事前に対外調整や必要な調査及び施工方法の検討を行い、現地条件に則した施工計画の立案及び適正な積算を行う必要がある。そのため、発注者は設計図書における的確な条件明示や適正な工期設定をすることが極めて重要である。

しかし、陸上工事とは異なる特殊な条件下にある港湾工事においては、気象・海象等の自然の影響による現状不一致が生じやすいほか、多様な関係者との調整等が生じることから、予見できない事態が発生することが多々ある。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年6月19日)においては、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計変更を行う必要がある旨が規定されている。

更に、令和6年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用されていることを踏まえ、適正な工期設定を通じて建設業の働き方改革を推進するために「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」(令和7年3月)においても、受発注者間協議により、必要があると認められる場合は適切に設計変更を行うことで所要の休日確保できるよう配慮することが重要である旨が示されている。

また、契約変更事務は双務性をもって行うべきものであるため、その内容については受発注者双方の合意が不可欠である。

◆ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。

ただし、本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、工物品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議のうえ、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要であるということに留意されたい。

◆適用範囲

主な対象は国が発注する港湾の土木工事とする。

但し、地方公共団体及び民間事業者が発注する港湾工事においても準用することを推奨する。

2. 設計変更の基本事項

◆設計変更の基本事項

○用語の定義

設計変更: 工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるもの

契約変更: 設計変更により、工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるもの

(参考: 港湾工事共通仕様書より)

設計図書: 特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

契約図書: 契約書及び設計図書

※契約書には技術提案書を含む

○設計変更に関する主な条項

第8条 特許権等の使用

第15条 支給材及び貸与物件

第17条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等

第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第22条 受注者の請求による工期の延長

第23条 発注者の請求による工期の短縮等

第24条 工期の変更方法

第25条 請負代金額の変更方法等

第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

第27条 臨機の措置

第28条 一般的損害

第30条 不可抗力による損害

第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第34条 部分使用

3. 設計変更の留意事項

(1) 発注者の留意事項

請負工事は設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を的確に明示し、そのことを網羅的に確認できる施工条件チェックリストを明示することに加え、公平公正に適正な工期を設定することで、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書に示された施工条件等と工事現場の状況が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたなど、入札公告の条件明示に対する質問の有無にかかわらず、設計変更の必要が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続等の進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(地域特性及び自然条件を含む)を明示したり、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合に、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨を明示するなど、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。(発注関係事務の運用に関する指針)

(2) 受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書に明示された当初設計の考え方や設計条件を再確認するとともに、現場条件を事前に確認する必要がある。

その結果、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

(3) 受発注者共通の留意事項

口頭でのやりとりは行わず、書面により協議することを原則とし、緊急を要する場合は、Eメール等により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替、若しくは工事帳票管理システム等による事務処理をしなければならない。

なお、設計変更の際、発注者及び受注者は、当該工事での設計変更の必要性(別件工事としない妥当性)、施工方法等を十分確認しなければならない。

また、設計変更に伴う請負代金額や工期の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な変更(「5. 契約変更の取り扱い(重要な変更・軽微な変更)」を参照)に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。

3. 設計変更の留意事項

(4) 先行指示書等への概算額の記載について

契約変更を行うにあたっては、受発注者双方において資金調達や予算確保等を行うために、変更金額の規模を把握することが重要である。特に、受注者においては、変更契約が未了の場合の企業決算において、変更概算額が記載された先行指示書は契約書と同等の効力を持つほか、下請け発注の安心にも繋がる非常に重要な書類である。

そのため、発注者は、変更契約に先立って指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載することとする。 受注者からの協議により変更する場合にあって、協議時点で受注者から見積書の提出がない場合はこの限りではない。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの先行指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 指示書による概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
4. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

3. 設計変更の留意事項

(5) 指定・任意の使い分け

指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に受注者の自主施行の原則が定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 設計図書に指定されていない任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があったとしても、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

<発注時に必要な対応>

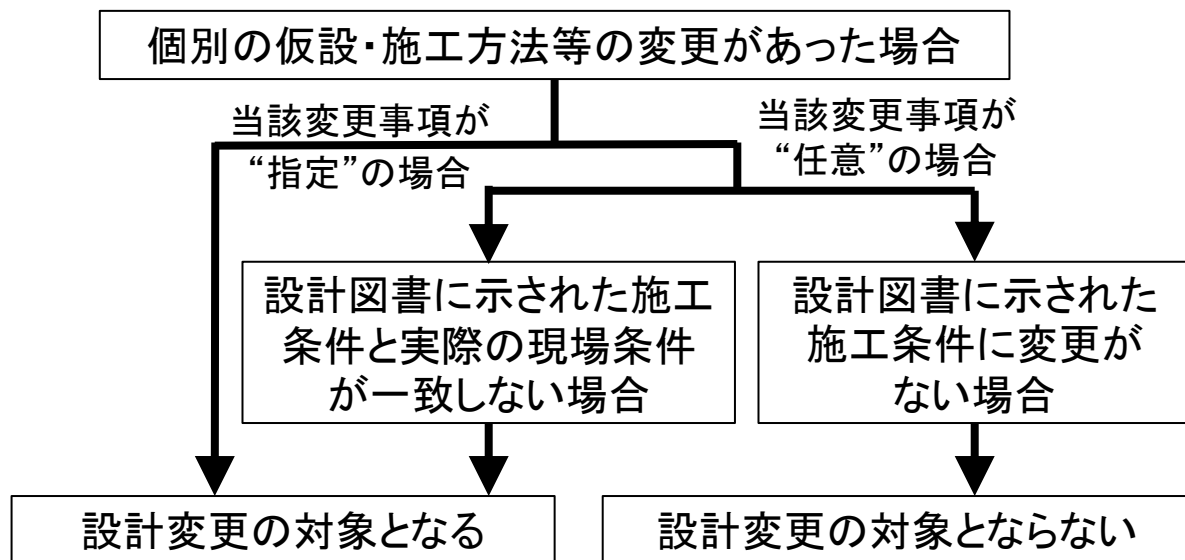
発注者は、仮設・施工方法等の指定と任意の部分を明確にするとともに、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛では使用機械は〇〇となっているため、他機械での施工は不可との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するよう指示する対応

<契約後に必要な対応>

個別の仮設・施工方法等に変更があった場合、以下の手順により、設計変更対象の是非の判断が必要。



3. 設計変更の留意事項

発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない（条件明示事項の変更がある場合はこの限りではない）
条件明示事項の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項の例> ・防災機能を有する仮設物を設置する場合 ・関係官公署等との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

※「施工条件と現場条件が一致しない場合」や「条件明示の変更」についての考え方は、I-14～15頁を参照

3. 設計変更の留意事項

(6) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、競争契約入札心得、工事請負契約書案及び現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等をよく確認のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。(競争契約入札心得第4条(入札等))

【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(港湾工事共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)

3. 設計変更の留意事項

(7) 第三者による適正性チェック(試行)

公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて(試行)

公共工事(港湾空港関係)の契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する仕組みの試行。

●対象工事

地方整備局(港湾空港関係)発注工事のうち支出負担行為担当官が発注する工事。ただし、緊急性が高い災害復旧工事等は除く。

●第三者による適正性チェック方法等

大幅な増額変更等の契約変更手続きに際し、発注者と受注者以外の第三者から意見を聴取することとし、詳細は以下の通りとする。

(1) 意見聴取の対象範囲

① 変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの

② 工事の区分の追加

③ 工事場所の追加

(2) 意見聴取の内容

(1)に関して、増額変更等の適正性を確認する視点で意見聴取する。

(3) 意見聴取のタイミング

設計変更の前に実施するものとする。なお、設計変更とは、契約変更の手続きの前に変更内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

(4) 第三者の選定

各地域の実情を考慮し、受発注者以外の視点で意見聴取をできる者とする。

(5) 意見聴取結果の公表

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号。)

に基づく、「契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由」に第三者の意見聴取を実施した旨を記載する。

4. 設計変更の考え方

(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

● 設計変更が可能なケース

下記のような場合は、設計変更が可能と考えられる。

- ① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ③ 所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

※ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」を参照されたい

● 設計変更不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。

（ただし、契約書第27条（臨機の措置）で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない）

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工をした場合
- ② 受注者の都合により、「承諾」事項として処理された案件について施工をした場合
- ③ 工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経ずに施工をした場合
- ④ 書面によらない施工をした場合
（書面によらない場合とは、口頭又はメールのみによる指示・協議等が該当、受注者のみならず発注者も注意が必要）
- ⑤ 施工条件等の変更がなく、当初の設計図書のとおり施工できるにもかかわらず、設計図書と異なる施工をした場合

4. 設計変更の考え方

(2) 設計変更を行うための主なポイント

1. 施工前協議の徹底

施工後の協議により設計変更のタイミングを逸する事態が見受けられるため、協議事項がある場合は施工前協議の徹底が必要。その際、受注者の速やかな協議申し入れと、それに対する発注者のクイックレスポンスが重要。

2. 書面による正式な協議の実施

担当者間での口頭調整の段階で、協議内容が認められなかったという事態が多く見受けられる。書面協議の前に、口頭での担当者間調整も必要ではあるが、受発注者双方の合意の根拠が必要であることから、確実に書面による正式な協議を行うべき。

3. 工事品質確保調整会議等の確実な実施による十分な協議の徹底

書面での協議の内容を担当者レベルで棄却されたという事態も見受けられるため、担当者間調整だけでは合意に至らない場合などは、工事品質確保調整会議等を確実に実施するなど、発注者及び受注者双方の責任者に加え、必要に応じて下請者や設計者も参加し、一同に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否を判断する必要がある。また、この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要である。なお、会議においては「設計変更対象とするためには何が必要なのか」をしっかりと議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図る必要がある。その結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける必要がある。

4. 設計変更の合理的な根拠の整理

積算と実態の施工（工法や能力、船団など）が異なるため協議したものの、その一部若しくは全てが認められなかったという事態が多く見受けられるが、設計変更するためには、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する施工が合理的であるという根拠が必要であるため、受発注者間で十分協議を行う必要がある。

なお、積算と施工の乖離が常態化している場合、発注者は、設計変更を回避するためにも、積算基準上の標準施工にとらわれず、過去の実績などを踏まえて適宜当初発注時の施工条件及び積算計上方法等を見直すことも重要である。

4. 設計変更の考え方

(3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方

設計変更の手続きは、工事請負契約書の各条項を根拠に実施され、その手続きや考え方もそれぞれ異なる。ここでは、工事請負契約書の各条項に基づいた設計変更の基本的な考え方について記載している。このうち、設計変更となる機会が多い契約書条項においては、設計変更の手続きフロー図の一例も紹介しているため、あわせて設計変更事務の参考とされたい。

なお、設計変更にあたっては、これらの各条項毎の考え方はもちろんのこと、両者合意のうえで変更契約することが必要であるため、個別案件の設計変更にあたっては、工事品質確保調整会議など場を活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である。

また、これらの各条項に基づき、実際にはどのように設計変更が行われているかについては、別途、設計変更の事例を「Ⅱ 設計変更の事例」に掲載しているため、そちらを参照されたい。

① 契約書第8条：特許権等の使用

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、特許権等)の対象となる工事材料、施工方法等(以下、施工方法等)を使用する場合、その責任の所在を明確にする必要がある。

- ・特許権等の対象となる施工方法等の使用が設計図書で指定されているものの、特許権等の対象である旨の明示がなく、受注者がある存在を知らなかったとき、その費用は発注者が負担しなければならない。
- ・設計図書で施工方法等の指定がなく、他の施工方法等も考えられるにもかかわらず、受注者判断により特許権等の対象となる施工方法等を採用する場合、その費用は設計変更の対象とはならない。
- ・受発注者協議により、工法比較において最良の工法が特許保有工法であることが確認できた場合には、特許料等も含めて設計変更の対象となる。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-3頁参照

4. 設計変更の考え方

② 契約書第15条: 支給材料及び貸与物件

支給材料及び貸与物件(以下、支給材料等)は、仕様に適する品質、規格、性能等を有するものを適切な時期及び場所で引き渡す必要があり、これらは施工上重要な条件となるため、発注者は設計図書に、その品名、数量、品質、規格、性能に加え、引渡場所、引渡時期を明記することが重要である。

そのうえで、引渡時若しくは引渡後に支給材料等に不具合が認められた場合、発注者が必要と認めるときは、設計図書の変更をするとともに、それに伴う受注者への損害が生じないよう対応する。

- ・引渡時若しくは引渡後に、コンクリート資材のクラック・破損や鋼製資材の腐食・劣化など、支給材料等に使用に適さない不具合が認められたとき、発注者は受注者からの通知を受けて、支給材料等の変更を行う。 ※受注者からの通知を受けてもなお、支給材料等を変更せずに使用させるときは、発注者が書面で受注者に請求する
- ・引渡時には、支給材料等の不具合がないか受発注者立会のもと十分な検査が必要だが、引渡時の発見が困難であったものは、引渡後であっても、受注者の故意又は過失でない限り、受注者のみの責任とはならない。
- ・支給材料等の変更に伴い、発注者はその品質、数量、規格、性能、引渡場所、引渡時期(以下、設計図書の内容という)の変更を行い、その変更により受注者に損害を与えたとき、その費用も設計変更の対象とする。
- ・この他、気象海象状況の悪化や関連工事の工程遅延等など、受注者の責によらない事由により支給材料等にかかる内容を変更する場合には、発注者は設計図書の内容を変更し、それにより受注者に損害を与えたとき、その費用は設計変更の対象とする。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-3頁参照

③ 契約書第17条: 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等

工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、監督職員がその改造を請求できる。また、発注者は、受注者が材料検査に違反した場合や、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる場合は、破壊検査を実施できるが、その検査及び復旧並びに改造にかかる費用は、受注者の負担となる。

- ・工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、当該不適合がなぜ生じたのか、受発注者どちらの責に帰すべき事由により生じたものなのかを検証する必要がある。
- ・当該不適合が監督職員の指示であったり、その他設計図書の矛盾など発注者の責に帰すべき事由によるときは、実施した改造費用は発注者が負担する必要がある。
- ・港湾工事では、気象海象条件等厳しい箇所での施工もあることから、現場に即した改造が必要となる事態が確認された場合は、受発注者間で協議のうえ、適切な設計変更が必要である。

※ 設計変更の事例なし

4. 設計変更の考え方

④ 契約書 第18条: 条件変更等 (第1項第一～三号)

● 設計図書の不一致 (第1項第一号)

設計図書の照査により、各資料の記載内容が一致しないことが判明した場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

- ・着工前の設計図書の照査により、特記仕様書の記載数量や図面の形状寸法などが一致しない場合、発注者は設計図書の変更を行うとともに、それに伴う費用変更が生じた場合は、発注者がその費用を負担しなければならない。

➡ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-4～5頁参照

● 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (第1項第二号)

設計図書の照査により、記載内容に誤謬や脱漏があった場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

- ・着工前の設計図書の照査により、受注者は設計図書の誤謬・脱漏と思しき箇所を見つけた際は、受注者の判断で訂正・補足をして施工を続けるのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者はそれが事実であった場合は、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『条件明示すべき事項があるにもかかわらず、その一切の条件明示がない場合』、『図面照査により、材料の指定や仕様の記載に誤りがあったり、表示されているべき事項が未表示の場合』などが挙げられる。

➡ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-6～7頁参照

● 設計図書の表示が明確でない場合 (第1項第三号)

設計図書の照査により、施工条件が明示されていなかったために、計画していた施工と実際の施工とで施工方法及び単価等に差異が生じることが判明した場合などは、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で、実際どのように施工してよいか判断がつかない場合、受注者の判断で施工するのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者は、内容を確認のうえ、受注者の提示する施工方法や単価が適切であると認められるときは、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『施工内容の記載はあるが、施工にあたっての施工条件の明示がない若しくは記載内容が不明確な場合』、『現場の制約等があるが、設計図書に示されていない場合』、『数量等の記載はあるが、その内訳が不明確な場合』などが挙げられる。

➡ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-8頁参照

4. 設計変更の考え方

④ 契約書 第18条: 条件変更等 (第1項第四・五号)

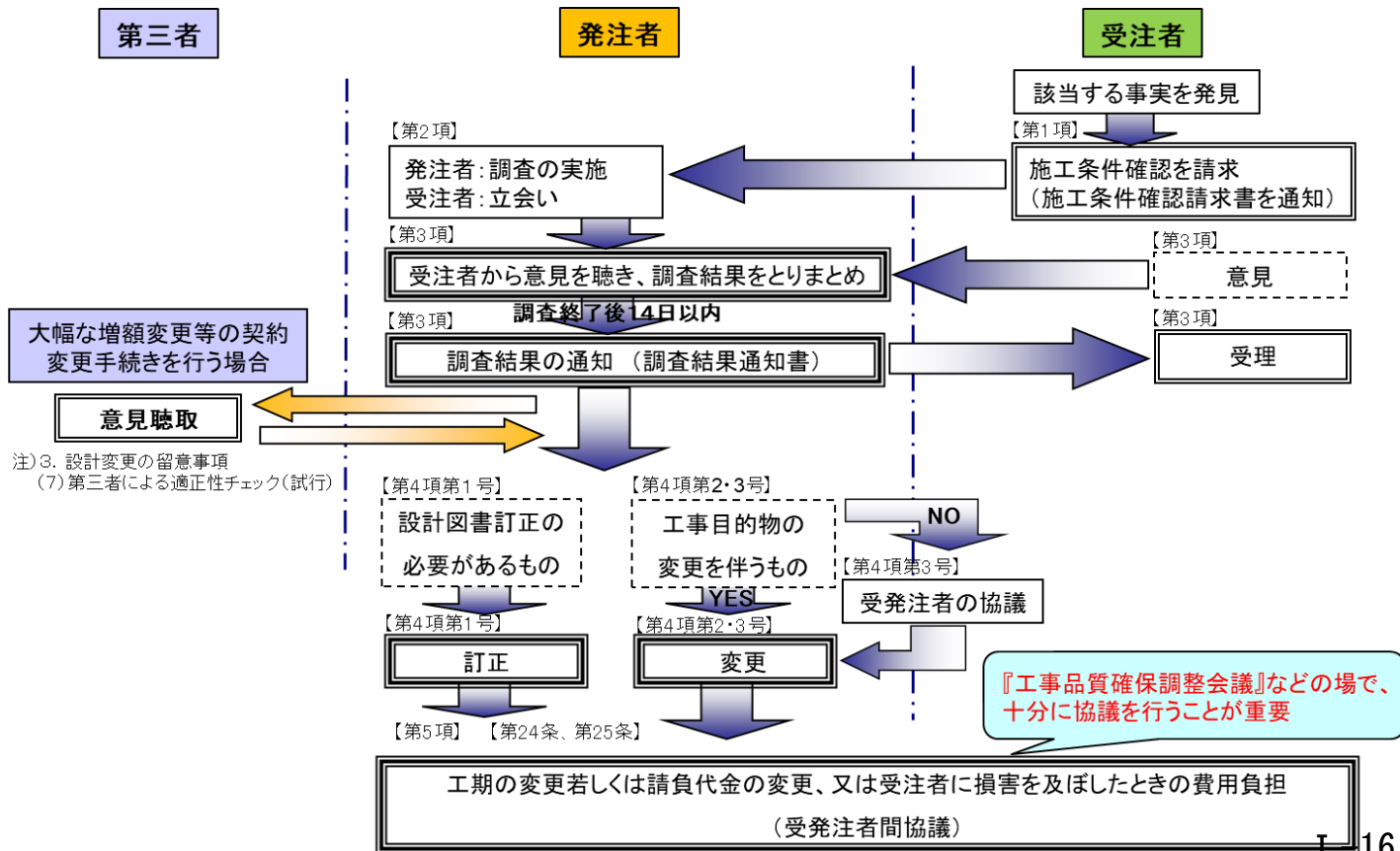
● 設計図書に示された施工条件 若しくは 設計図書に示されていない施工条件と実際の施工現場の不一致 (第1項第四・五号)

施工現場の地盤条件や形状、施工上の制約等の設計図書に示された施工条件が当初想定していた施工条件と一致しない場合、若しくは 設計図書に示されていない施工条件について予期できない特別な状態が事後的に生じたことにより、当初想定していた施工条件と一致しない場合、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・現地において、設計図書に示された土質・地盤、地下水位・湧水、水域施設の埋没状況などの自然的な施工条件、支障物の発見(地下埋設物)や作業船調達、他工事・各港湾関係者・住民等との調整による制約事項などの人為的な施工条件が、設計図書の条件明示と異なる場合、受注者は発注者に内容を確認し、発注者は適切に設計図書の変更を行わなければならない。
- ・また、当初予期できなかったために設計図書に上記のような施工条件が示されていない場合に、現地で特別な状態が生じたことで現状不一致が生じたときも同様である。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-9～21頁参照

手続きフロー例



4. 設計変更の考え方

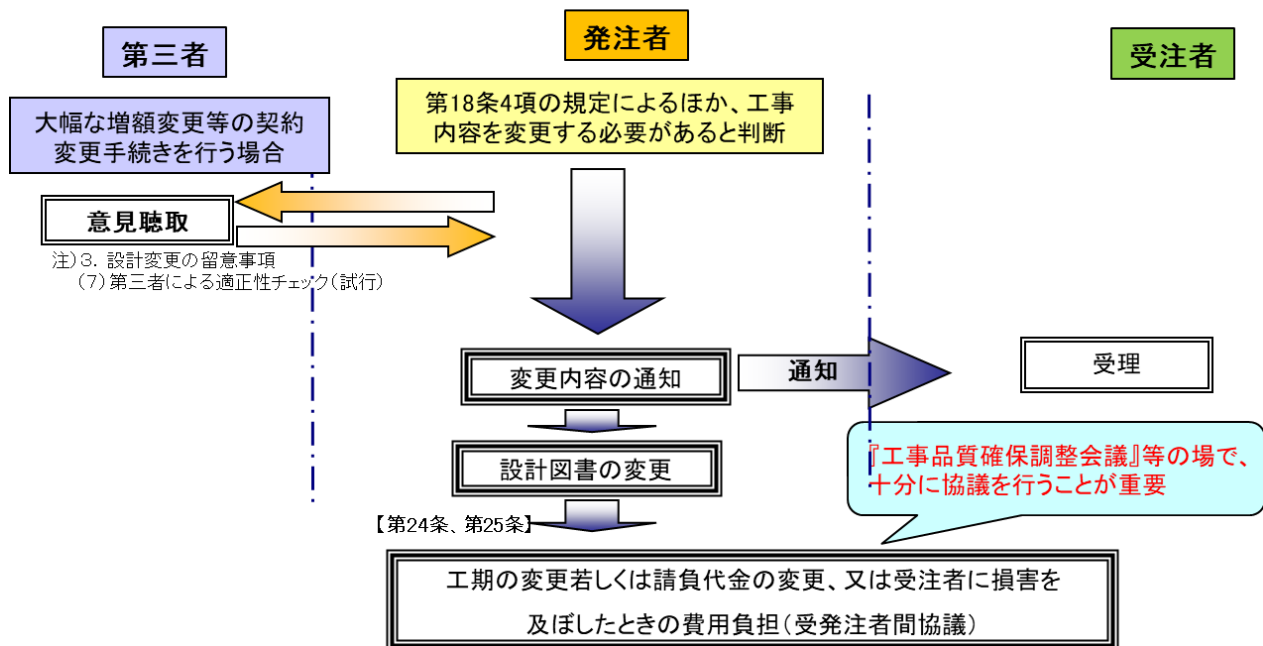
⑤ 契約書 第19条：設計図書の変更

発注者は、施工場所及びその周辺の気象海象条件、立地条件、構造条件等を事前に調査及び検討し、適正な設計図書を作成しなければならない。
 しかし、発注当初では予見できない事情や、工事の進捗に伴い特別な事項が発生した場合など、必要があると認めるときは、発注者は設計図書の内容を変更し、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない。

- ・必要があると認めるものとして該当する事象として、『発注者に対する関係機関からの要請』、『発注者に対する地元住民(漁業関係者等)からの要請・苦情』、『発注者の事業計画の見直し』、『発注者判断による災害の事前回避』などが挙げられる。
- ・第18条の対象となる現状不一致等は、基本的に受注者からの通知事項であるのに対し、第19条は発注者の意志により設計変更が生じるものである。
- ・施工途中に発注者が、当初の設計図書どおりに施工した場合の社会的な損失や不利益等、予見できない事情によりその判断を変更することが妥当と考えられる場合も対象であり、これに伴い受注者の損失が発生する場合、これを補填する必要がある。
- ・なお、事前に発注者が調整することにより回避可能な事象について、やむをえず調整未了で発注する場合には、設計図書に変更要素として記載することも一つの方法である。
- ・また、変更による請負代金額の2/3以上減額した場合は、契約書第54条の規定によって受注者が契約を解除する権限が生じるとともに、請負代金額の30%以上増額した場合も、分離発注が不合理であることの理由が必要となる。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-22～27頁参照

手続きフロー例



4. 設計変更の考え方

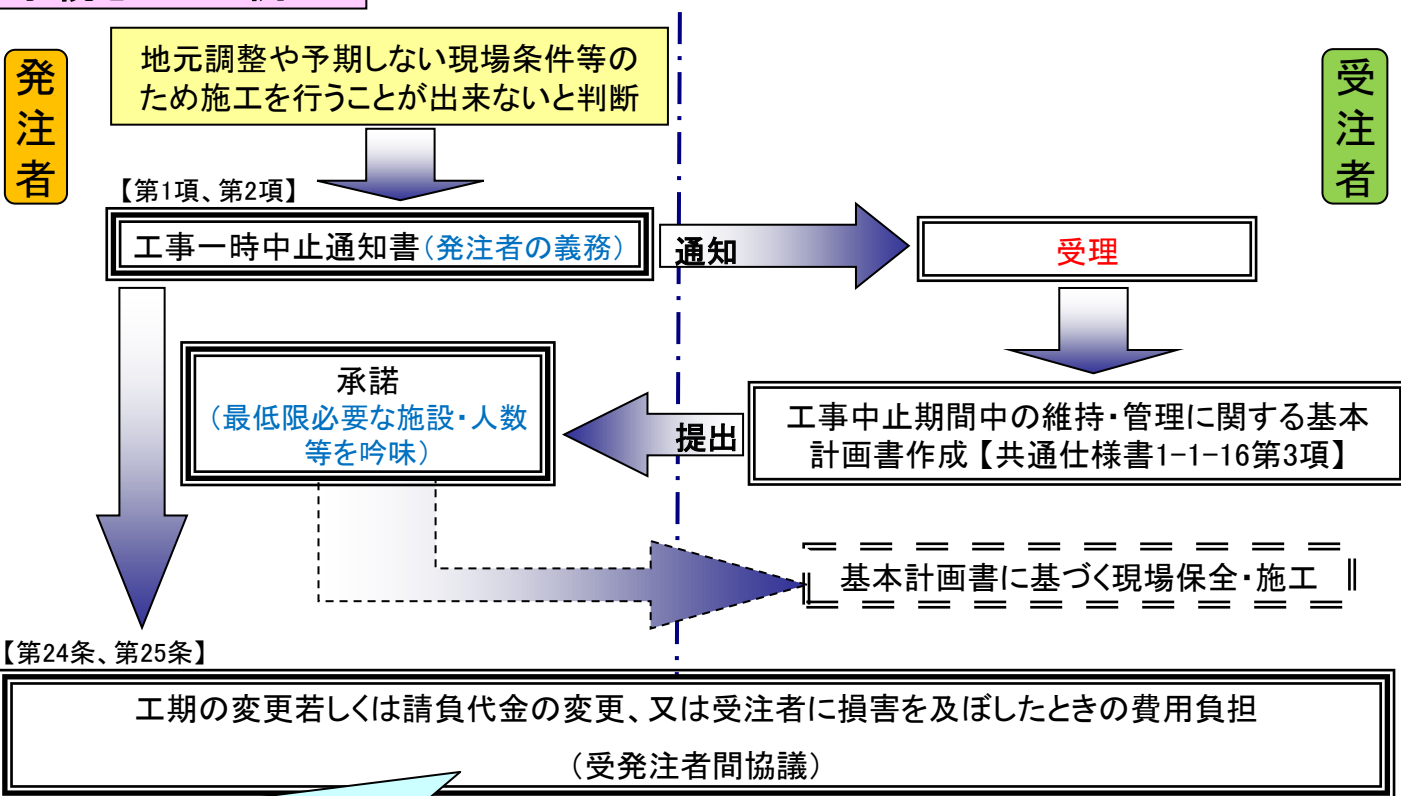
⑥ 契約書 第20条: 工事の中止

受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事を中止させなければならない、必要と認められるときは、中止に伴う費用も発注者が負担しなければならない。

- ・施工ができないと認められる期間として該当するのは、『台風や冬季風浪等の自然的な現象による待機期間』、『他官署や港湾利用者、地元住民、関連工事など、第三者との調整結果による施工不可期間』、『地中支障物や不発弾、有害物質、埋蔵文化財等の発見からその検討・処置までの期間』、『疫病や感染症の発生に伴う施工不可期間』などが挙げられる。
- ・受注者が工事再開に向けて行った現場の維持、労働者・建設機械等の保持費用又は受注者に損害を及ぼした場合の費用は発注者が負担しなければならないが、損害を最小限とするため、中止から工事再開までの期間が極力短くなるよう努める。
- ・工事を中止する場合、後に当該中止に伴う工期延伸が出来なくなることなどが無いよう、発注者は迅速な中止通知をするとともに、適正な費用変更を行う必要がある。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-28～30頁参照

手続きフロー例



『工事品質確保調整会議』などの場で、十分に協議を行うことが重要

4. 設計変更の考え方

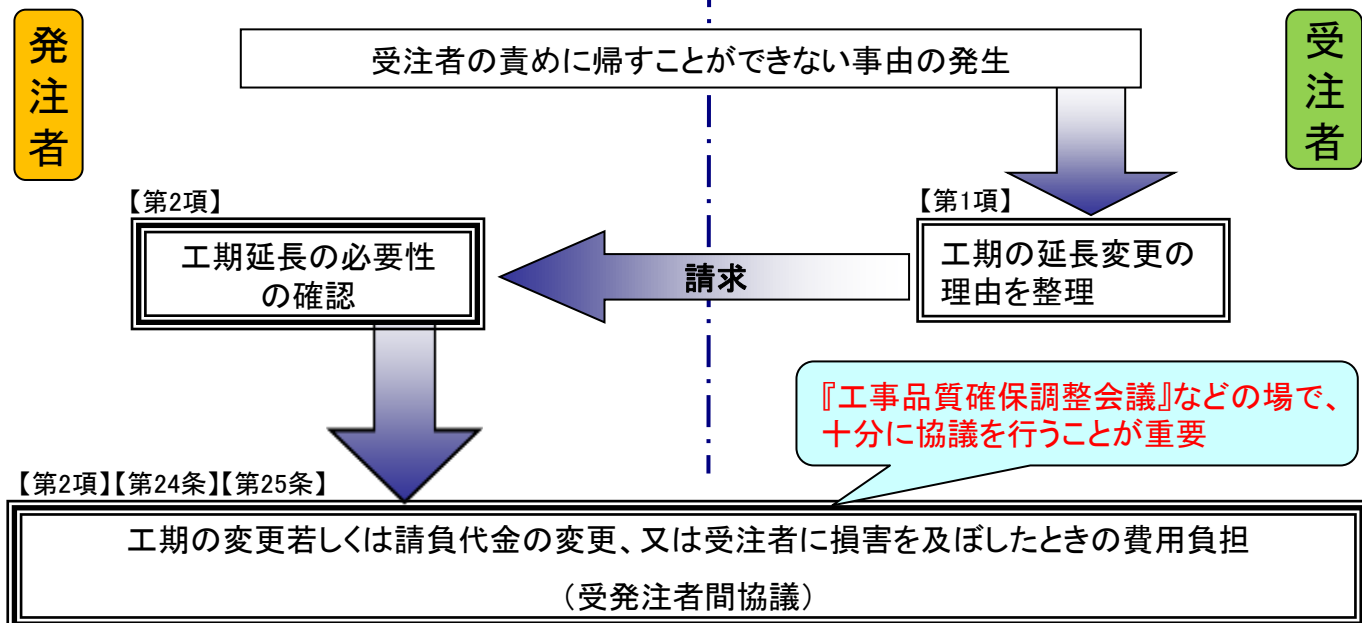
⑦ 契約書 第22条: 受注者の請求による工期の延長

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事完成できない場合、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長を請求できる。

- ・該当する事象として、『気象海象条件(天候不良、台風・低気圧、冬期風浪等)による工期への影響が確認できる場合』、『第三者(関連工事等)との調整内容の変更による工期への影響が確認できる場合』など、受注者の責に帰さない事由が挙げられる。
- ・基本的に、本条は、請負代金額の変更を伴わない工期の変更を認める趣旨の規定。但し、受注者の責めに帰すことができない事由により工期延長をした場合の工事現場の維持等にかかる増加費用は、受発注者間協議により必要があると認められるときは、設計変更の対象となる。詳細な増加費用等の考え方は、港湾請負工事積算基準を参照すること。
- ・工期延長申請にあたっては、それが受注者の責にきずべきものか否かも含め、理由を明確に記して請求することが必要である。
- ・工期延長の日数・費用は、契約書第24条・第25条の規定により、受発注者間で協議して定めるものであるが、工事品質確保調整会議などを活用し、労働基準法改正の主旨も踏まえて、所要の休日(週休2日等)が確保できるよう十分に協議することが重要である。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-31～32頁参照

手続きフロー例



※第25条による費用変更は、設計図書に示される施工条件が変更となる場合および荒天リスク精算型試行工事における工程遅延が生じた場合のみ適用

4. 設計変更の考え方

⑧ 契約書 第23条:発注者の請求による工期の短縮等

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求でき、その場合に必要な費用を負担する。

- ・工期短縮が必要な場合に該当する事象として、『港湾運営上、供用開始時期の繰上げの必要が生じた場合』、『供用時期や利用面から必要な工期延長が困難な場合』などが挙げられる。
- ・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更、短期間施工に伴う人件費や作業船及び施工機械の損料等の掛かり増し(規格変更等)など)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。
- ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第24条の規定により、施工能力上できる限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要。
- ・工期延伸が不可能又は困難な工事の場合は、特記仕様書に明示するものとし、工期が遅延するおそれが生じた際は、速やかに監督職員に報告し、対応や必要な費用について工事品質確保調整会議等の場で調整するものとする。

⑨ 契約書 第26条:賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

受発注者ともに、請負契約締結後の物価水準等の変動により、当初の請負代金額が不相当と認めた場合、相手方に請負代金額の変更を請求できる。

本条は以下の3つの条項から構成されている。

- ・全体スライド : 工期が1年以上の工事において、1年経過後の国内における物価水準等の変動によっては、残工事分を実勢価格で変更できるもの <1~4項>
- ・単品スライド : 工期を問わず、特定資材価格の急激な変動(急騰若しくは急落)があり、当該工事における変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えた場合に變更できるもの <5項>
- ・インフレスライド: 海外における不安定な情勢や災害等の影響による価格の急騰・急落といった予期できない特別な事情で生じた極めて短期的かつ急激な価格変動を対象に、個別事例毎に受発注者間協議のうえ變更できるもの <6項>

項目	全体スライド (契約書第26条第1~4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 (比較的大規模な工事)	全ての工事	全ての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事
条項の主旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負代金額 の変更方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材 (鋼材類、コンクリート類、捨石類及び燃料費)	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に 対する労務・資材・市場単価等
	受注者 負担	残工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の 場合、それらの適用期間における負担は無し)	残工事費の1.0% (契約書第30条不可抗力に準拠し、建設業者の経 営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定め られた1%を採用)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライドを適用した場合、 それらの適用後12か月経過後に適用可能)	無し (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全 ての資材を対象に精査変更契約後にスライド額を 算出するため、再スライドの必要無し)	全ての工事

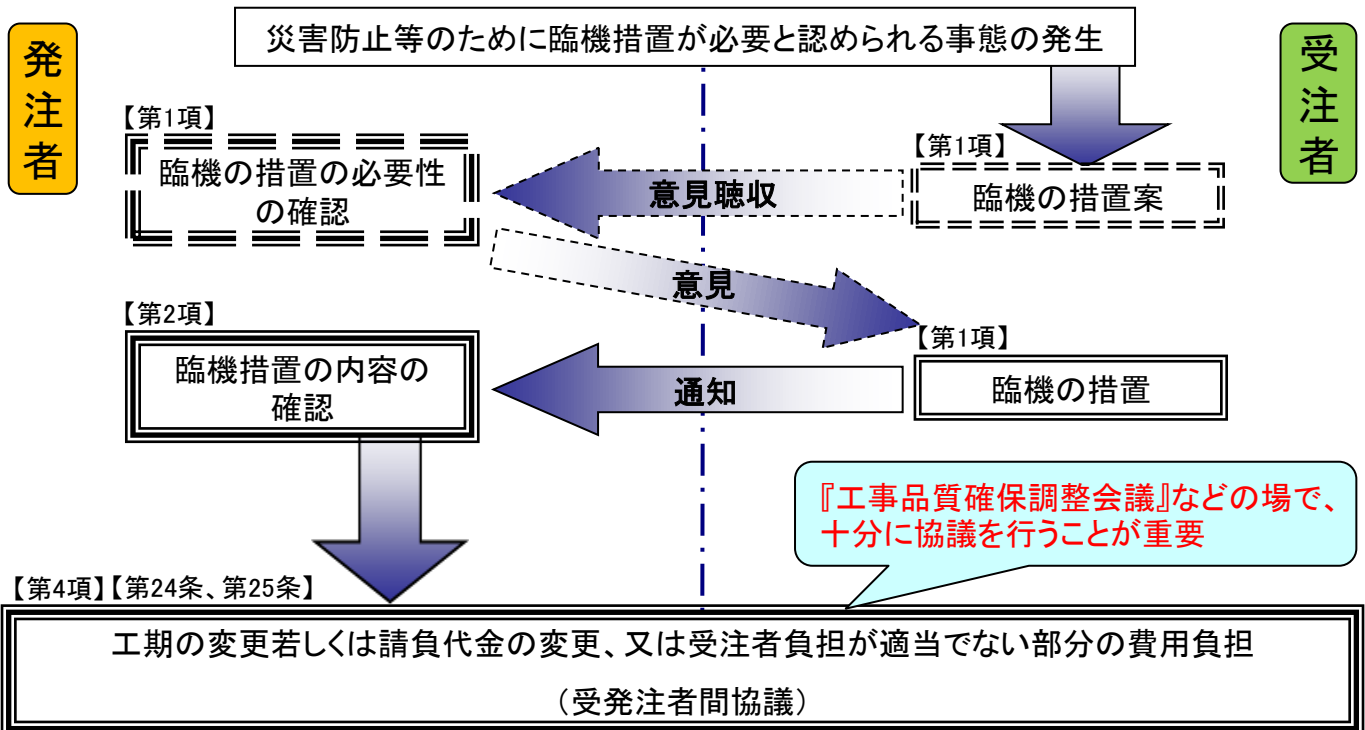
⑩ 契約書 第27条: 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない(発注者からの請求も可能)が、その費用のうち請負代金額の範囲で負担することが不適当な部分は、発注者が負担する。

- ・工事現場の管理運営費用は受注者が負担するものであり、災害防止等のために受注者が臨機の措置をとる際も、通常はその範囲内で実施するものであるが、安全対策等として率計上されていないもので、別途積上計上もされていないものなど、受注者負担が適当でないと認められる場合は発注者が負担するが、負担額は受発注者間で協議して定めることが重要である。
- ・設計変更にあたっては、発注者の意見を聴く余裕のないほど切迫したものなど、緊急でやむを得ない場合を除き、あらかじめ発注者の意見を聴くほか、措置後直ちに発注者に通知していることが原則である。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-34～37頁参照

手続きフロー一例



※上記破線部は、緊急時やむを得ない事情があるときは必ずしも必要ではない他、発注者側が必要と認めるときに受注者に臨機の措置の請求もできる(第3項)

4. 設計変更の考え方

⑪ 契約書 第28条: 一般的損害

工事目的物の引渡前に生じた損害の費用は、原則として受注者が負担するものであるが、発注者の責により生じた損害の費用は発注者が負担する。

- ・対象となる損害は、不可抗力以外の事由により生じた損害であり、工事目的物、工事材料、仮設物、使用船舶、建設機械器具、作業員等について生じた損害などが含まれる。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡(完成引渡、部分引渡、契約解除後の引渡も含む)までの間であり、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。
- ・支給材料や貸与物件によって生じた損害、設計図書に誤りがあった事等に起因する損害など、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害の後、受注者が善良な管理を怠ったことにより、損害が拡大したような場合は、受発注者間で協議のうえ、それぞれ妥当な部分を分担して損害を負担するべきである。
- ・契約書第58条に定める保険により填補された額を除いた損害額に、発注者の帰責割合を乗じた額を発注者が負担するが、受注者が任意で掛けた保険等はこの限りでない。

※ 設計変更の事例なし

⑫ 契約書 第30条: 不可抗力による損害

受発注者双方の責めに帰さない天災等に起因する損害が生じた場合、工事完成の可否を問わず、当該損害額とその取片付け額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額は、発注者が負担しなければならない。

- ・工事目的物、仮設物、工事材料、使用船舶、建設機械器具などの損害が対象。
- ・本条1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、波浪・高潮、強風、降雨、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水、地震、津波、豪雪などに起因する場合が該当し(詳細は、港湾工事共通仕様書1-1-37参照)、これらに起因することを示す観測データは、公共機関または公益法人の気象記録等に基づくものを使用する。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡までの間であり、たとえ工事目的物の全体の引渡が未了でも、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」Ⅱ-38～40頁参照

⑬ 契約書 第34条: 部分使用

発注者は、受注者承諾のうえで工事目的物を引渡前に使用できるが、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならず、その使用により受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

- ・該当する事象として、『施工中の係留施設に臨時的に船舶が接岸する場合』などが挙げられる。
- ・いずれのケースにおいても、施設の損傷が発生する可能性があるため、受発注者間で文書により責任の所在(帰属)を明確にしておく必要がある。**※ 設計変更の事例なし**

4. 設計変更の考え方

(4) 「設計図書の照査」の基本的な考え方

1). 「設計図書の照査」に係わる規定について

①【工事請負契約書第18条(条件変更等)】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【港湾工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

4. 設計変更の考え方

2). 「設計図書の照査」の位置づけ

- 受注者は、工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- 港湾(空港)工事共通仕様書 1-1-3設計図書の照査等に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督職員が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 設計図書の照査に係る費用
- ② 設計図書の照査の結果を監督職員に説明するための資料作成
 - ・ 現地地形図
 - ・ 設計図との対比図
 - ・ 取り合い図
 - ・ 施工図 等
- ③ 監督職員から②に関する更に詳細な説明または書面の追加の要求があった 場合の資料作成

※設計図書の照査の範囲を超えるものの事例をページⅡ-43に示す。

【発注者が実施する部分】

- ① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査 等

※受注者に作成等を指示する場合は、その費用を負担する。

5. 契約変更の取り扱い(重要な変更・軽微な変更)

基本的に、工期及び請負代金額の変更に係る協議は、その都度協議することが必要であるが、軽易な内容の変更が生じる機会は多く、協議の都度変更契約手続きを行うのは、受発注者双方において負担となる。

そのため、契約事務の簡素化と合理化を図るため、設計変更に伴う契約変更手続きは「重要な変更」と「軽微な変更」に分類し、「軽微な変更」の場合は、工期末日（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末及び工期末）に行うことで足りることとしている。

●重要な変更 ※一般的に『重変』と呼ばれる

<定義>

- ・ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの
- ・ 契約変更の手続きは、必要が生じた都度、遅滞なく行う

●軽微な変更 ※一般的に『軽変』と呼ばれる

<定義>

- ・ 重要な変更に該当しないもの
- ・ 変更見込み金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）以下のもの
但し、その金額が4,000万円を超えるものは、契約担当官等の承認が必要となる
- ・ 契約変更の手続きは、工期末までに行うことをもって足りる
- ・ なお、指定部分を設定している場合、指定部分にかかる軽微な変更は指定部分工期末までに変更契約手続きを行う必要がある

※ 契約担当官等（会計法第29条の2（契約事務の委任）第3項及び第5項に規定された契約担当官及び会計法第13条（支出負担行為事務の委任）第3項及び第5項に規定された支出負担行為担当官、または、会計法第46条の3（事務の代理等）規定された代理の契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。）の承認とは、契約書の各条項別に添って手続きされた設計変更の内容について、監督職員から報告を受けた契約担当官等が変更内容について承認することをいう。

6. 設計変更にかかわる資料の作成

設計変更にかかわる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査と内容確認

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認出来る資料を「施工条件確認請求書」により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、**契約変更の対象としない**。

< 契約書第18条第1項 >

発注者

受注者

第18条第1項に該当する事実
を発見



現地との設計内容の違いにつ
いて、確認出来る資料を「施工
条件確認請求書」により提出



施工条件確認請求書に基づき
調査を実施し、調査結果を「調
査結果通知書」にて通知

施工条件確認請求書に添付さ
れた資料の作成費用は**設計変
更の対象としない**。

施工条件確認請求書	
監督職員	平成 年 月 日
国土交通技官 ○ ○ ○ ○ 殿	
受注者 住所	
名称	
現場代理人氏名	印
下記のとおり、契約書第18条第1項に基づき通知しますので施工条件の確認を願います。	
記	
1. 工 事 名	
1. 契 約 年 月 日	平成 年 月 日 第 号
1. 内 容	

6. 設計変更にかかわる資料の作成

(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤費用の算定は、「港湾請負工事積算基準」による。

<契約書第18条第4項>

発注者

受注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

- ・設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に書面により指示

設計変更に係わる資料を作成→提出

資料を確認
この資料の作成費用は設計変更の対象。

7. 条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、工事毎の多様な施工条件の調査、把握を十分に行い、設計図書において的確に明示する必要がある。

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」(令和7年3月策定)において、設計図書において的確に条件明示されているかを網羅的に確認できる「施工条件チェックリスト」を入札公告時に提供することが定められたことも踏まえ、発注者は条件明示等に誤謬・不足が極力生じないように努めることとする。

但し、施工条件は、必ずしも工事の実施期間中に起こる可能性がある全ての事象を明示できるわけではない。そのため、契約後、明示された条件に変更が生じた場合は、必要に応じて受発注者間で協議のうえ 契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

【条件明示事項】

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件
用 地 関 係	1. 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期 2. 受注者にケーソン、ブロック、マンホール等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合は、その内容(場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等) 3. 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、係留条件等) 4. 施工場所が国際埠頭施設である場合、法令遵守や制約の内容(立入制限等)
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止(家屋、水質、騒音、振動・防塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等 3. 底質ダイオキシン類対策が必要な場合、その内容 4. 土壌汚染対策が必要な場合、その内容

7. 条件明示

明示項目	明示事項
安全対策関係	1. 交通安全施設、保安設備、保安要員又は交通誘導員を設置及び配置する場合は、その内容 2. 安全監視船を配置する場合は、その内容(期間、隻数、規格等) 3. 発破作業等の保安設備、保安要員を設置及び配置する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 4. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 5. 水雷保険等の内容 6. 鯨対策 7. 工事区域に埋設物がある場合は、それに影響を及ぼさない方法
工事用道路関係及び船舶経路関係	1. 一般道路を搬入出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置を行わせる場合は、その処置内容 2. 仮設路を設置する場合 (1) 仮設路に関する安全施設等を設置する場合は、その内容 (2) 仮設路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮設路の維持及び補修を行わせる場合は、その内容 (4) 仮設路の構造及びその施工方法 3. 工事のため一般道路を占有する場合は、その内容(期間、範囲及び条件等) 4. 作業船の移動経路に指定及び時間等の制限がある場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設棧橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は、その内容 2. 安全対策上、重要な仮設物の設計条件、構造及び施工方法 3. 仮設備を使用(供用)する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 4. 仮設備の管理方法
作業船関係	1. 作業船を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能等) 2. 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名(仕出港、仕向港)、回航保険等)

7. 条件明示

明示項目	明示事項
再生資源関係	1. 特定建設資材を利用又は特定建設資材廃棄物が発生する場合はその分別解体等・再資源化等の方法並びに再生資源を活用する場合等はその種類・規格等の諸条件
工事支障物件	1. 工事区域等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容（位置、構造等） 2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）
排水工（污水処理を含む）関係	1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は、その内容 2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）
環境物品等の調達	1. 事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械若しくは工法を使用し又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する場合、その内容
ISO認証取得を活用した工事	1. ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、その内容
電子納品	1. 全ての工事及び業務について電子納品の内容
施工管理	1. 六価クロム溶出試験 (1) 六価クロム溶出試験を行う場合、その試験内容 2. アルカリ骨材抑制対策 (1) アルカリ骨材抑制対策を実施する場合、その内容 3. コンクリート構造物の耐久性確保 (1) コンクリート構造物の耐久性確保が必要な場合、その内容 4. レディーミクストコンクリートの品質確保
総合評価落札方式	1. 総合評価落札方式を採用した場合、その内容
公共工事等における新技術	1. 新技術活用システムにおいて活用する技術と判定された事業について、その内容

7. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
各 種 調 査	1. 工事コスト等調査対象工事 (1) 工事コスト等調査対象工事の場合、その調査内容 2. 施工実態調査対象工事 (1) 施工情報調査対象工事の場合、その調査内容 (2) 新規歩掛検討調査対象工事の場合、その調査内容 (3) 施工合理化調査対象工事の場合、その調査内容 3. 諸経費動向調査対象工事 (1) 諸経費動向調査対象工事の場合、その調査内容
品 質 確 保	1. 低入札価格調査制度調査対象工事 (1) モニターカメラを工事現場に設置する場合、その内容 (2) 不可視部分をビデオ撮影する場合、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、内容、期間等) 2. 工事現場発生品がある場合は、その内容(品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等) 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その内容(品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期、仮置状況図、支給範囲、積出想定場所等) 4. 工事用電力等を使用する場合は、その内容 5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容(性状等) 6. 材料に指定メーカー及び産地指定がある場合は、その内容 7. 現場環境改善 (1) 仮設備の現場環境改善の取組について指示する必要がある場合は、その内容 8. 浚渫等において、施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物(電線、ガス管、水道管等)が想定される場合は、その内容(概略位置等) 9. 当初発注時点において、未計上の場合の条件明示 10. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及び内容

Ⅱ 設計変更の事例

II 設計変更の事例

【目次】

1. 契約書第8条<特許権等の使用>	II-3
2. 契約書第15条<支給材料及び貸与物件>	II-3
3. 契約書第18条<条件変更等(第1項第一～五号)>	II-4
4. 契約書第19条<設計図書の変更>	II-23
5. 契約書第20条<工事の中止>	II-29
6. 契約書第22条<受注者の請求による工期の延長>	II-31
7. 契約書第26条<賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更>	II-34
8. 契約書第27条<臨機の措置>	II-36
9. 契約書第30条<不可抗力による損害>	II-41
10. 共通仕様書1-1-3<設計図書の照査範囲をこえる場合>	II-43

【留意事項】

- ここでは、過去に実際に行った設計変更の事例を掲載しているが、設計変更に関する契約書条項のうち、「第17条」、「第23条」、「第28条」、「第34条」に基づく設計変更事例の掲載はない。(事例なし)
- ここでの掲載事例以外にも、別途『設計変更の事例一覧表』において複数事例を整理しているため、そちらも参照されたい。(詳細は「Ⅲ 参考資料 5. 設計変更の事例一覧表(HP参照)」を参照)
- 契約書の各条項毎の設計変更の考え方は「I 本編 4. (3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方」を参照すること。
- 設計変更の処理方法について、本事例はあくまでも過去の参考事例として示しているものであり、個別案件の設計変更は、当該工事において当該工事の請負工事契約書に基づき、受発注者が各々の事象に照らして十分に協議することが大原則であるため、本設計変更事例をもって、当該工事での変更契約を担保するものでないことに留意が必要である。
- 東北における災害復旧工事等の特別な事例も含む。

1. 契約書第8条・第15条

○契約書第8条：特許権等の使用

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	計測工	沈埋トンネルの沈埋函製作工事	特記仕様書で定めた計測方法について、契約後に計測できないことが判明したため、別の計測方法に変更した。これに伴い、当初想定していた計測方法の特許権使用料を減額し、他の計測方法の費用に変更した。	軽変	減額	—

○契約書第15条：支給材料及び貸与物件

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	本体工	防波堤のケーソン据付工事	別件のケーソン製作工事から、後続工事に支給されるケーソン(支給材料)の引渡時期が遅れたため、工程調整により、後続工事へのケーソン(支給材料)の引渡時期を変更した。	軽変	—	—
2	本体工	防波堤のケーソン製作工事	スリットケーソン用の止水板(貸与物件)をケーソン沈設仮置後、ケーソンから取外して返還することとしていたが、後続工事の据付作業までの期間が短くなることが判明したため、止水板を取外せず返還することとして、費用の減額及び返還場所を変更した。	軽変	減額	—
3	本体工	防波堤のケーソン据付工事	止水板(貸与物件)を取付したスリットケーソン(支給材料)を立会による検査により引渡をしたが、ケーソン据付用資機材を艀装中、止水板の落下が確認された。潜水士により点検した結果、取付ボルト部の破損が確認されたため、止水板取外・取付工を追加した。	軽変	増額	—
4	土留壁補修工	直杭式栈橋の上部工、栈橋補修工等を行う工事	既設杭式上部工の補修および新設杭式上部工を施工後、上部工下面に、支給材料である添加管を設置することとなっていたが、支給材料の腐食が酷く、使用不可であったため、購入材料に変更した。	軽変	—	—

3. 契約書第18条<条件変更等:第1項一号>

○第1項第一号:設計図書の不一致

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	上部工	防波堤の上部工事	着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、防波堤の上部工の施工延長が一致していないことが確認されたため、上部工に係る数量を減らした。	軽変	減額	—
2	基礎工	防波堤のケーソン据付工事	着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、基礎工の深淺値が一致していないことが確認されたため、基礎捨石の投入量を減らした。	軽変	減額	—
3	本体工	海岸堤防の改良工事	着工前に設計照査を実施した結果、天端被覆工の伸縮目地及び型枠について図面から算出した値と工事数量総括表の数量が一致しないことが判明したため、数量を変更した。	軽変	増額	—

※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、**別途、「設計変更事例一覧表」**にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

【変更事例①:上部工】

着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、防波堤上部工の延長が一致しないことが確認されたため、上部工の数量を減じ、これにかかる費用を変更した。

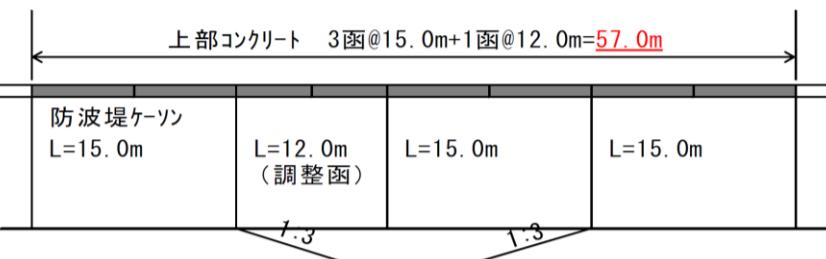
特記仕様書(原)

工種	名称	工事仕様			数量
上部工					
	上部コンクリート	天端幅	平均厚	延長	60.0m
		10.0m	1.0m	4函@15.0m	

特記仕様書(変更)

工種	名称	工事仕様			数量
上部工					
	上部コンクリート	天端幅	平均厚	延長	57.0m
		10.0m	1.0m	3函@15.0m	
		10.0m	1.0m	1函@12.0m	

図面(原)



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項一号>

【変更事例②:基礎工】

着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、基礎工の基礎捨石数量が図面の深淺値からの算出値と特記仕様書数量が一致していないことが確認されたため、基礎捨石の数量を増やし、これに係る費用を変更した。

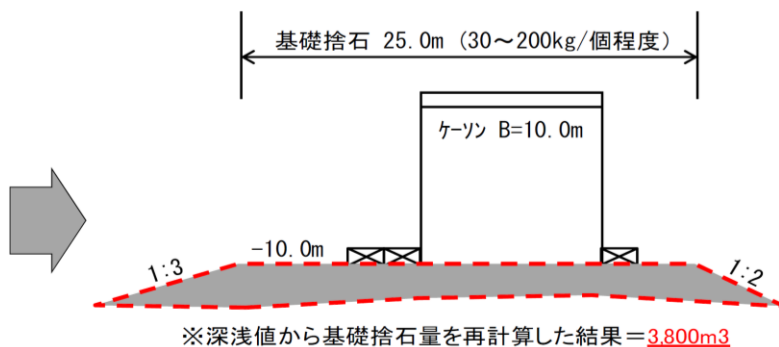
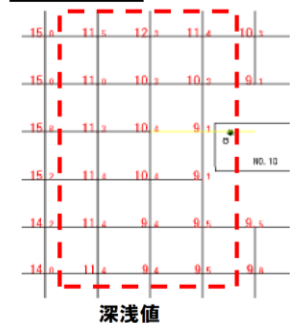
特記仕様書 (原)

工種	名称	工事仕様				参考数量
基礎工	基礎捨石	30~200kg/個程度				
		天端高	天端幅	法勾配	延長	4.000m ³
		-10.0m	25.0m	1:2, 1:3	50.0m	

特記仕様書 (変更)

工種	名称	工事仕様				参考数量
基礎工	基礎捨石	30~200kg/個程度				
		天端高	天端幅	法勾配	延長	3.800m ³
		-10.0m	25.0m	1:2, 1:3	50.0m	

図面 (原)



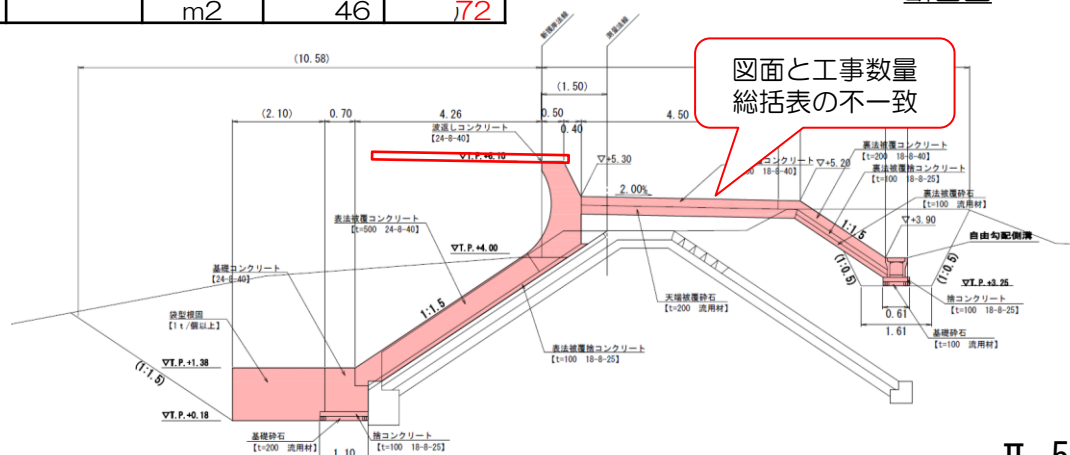
【変更事例③:本体工】

着工前に設計照査を実施した結果、天端被覆工の伸縮目地及び型枠について図面から算出した値と工事数量総括表の数量が一致しないことが判明したため、数量を変更し、これにかかる費用を変更した。

工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格・形状寸法	単位	数量 (当初)	数量 (変更)
本体工 (天端被覆工)				
伸縮目地		m ²	584	692
型枠		m ²	46	72

断面図



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項二号>

○第1項第二号:設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	上部工	防波堤の上部工事	着工前に図面を照査したところ、上部コンクリートの伸縮目地の位置等が明記されていないことが確認されたため、伸縮目地の位置を明示するとともに数量を変更した。	軽変	増額	—
2	本體工	岸壁のジャケット製作・設置工事	着工前に図面を照査したところ、ジャケット構成部材の部材長等に誤謬があることが確認されたため、鋼材重量を増やした。	軽変	増額	—
3	本體工	岸壁の改良工事	着工前に図面を照査したところ、鋼管杭の吊金具の規格、重防食被覆範囲施工に誤謬があることが確認されたため、仕様を変更した。	軽変	増額	—

※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、別途、「設計変更事例一覧表」にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

【変更事例①:上部工】

着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、上部コンクリート伸縮目地の位置等が明示されていないことが確認されたため、明示するとともに数量を変更し、これに係る費用を変更した。

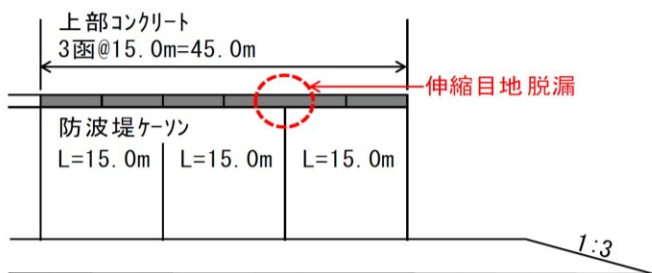
特記仕様書(原)

工種	名称	工事仕様			数量	参考数量
上部工						
	上部コンクリート	天端幅	平均厚	延長	45.0m	コンクリート=450m ³
		10.0m	1.0m	3函@15.0m		伸縮目地=10m ²
						ひび割れ誘発目地=9.5m ²

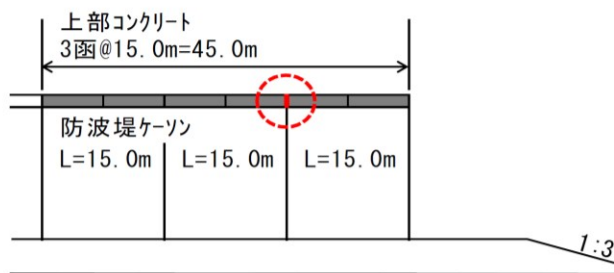
特記仕様書(変更)

工種	名称	工事仕様			数量	参考数量
上部工						
	上部コンクリート	天端幅	平均厚	延長	45.0m	コンクリート=450m ³
		10.0m	1.0m	3函@15.0m		伸縮目地=20m ²
						ひび割れ誘発目地=9.5m ²

図面(原)



図面(変更)



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項二号>

【変更事例②:岸壁本体工】

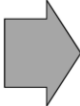
着工前に図面を照査したところ、ジャケット鋼製部材の部材長等に誤謬が確認されたため、鋼材重量を増やし、これに係る費用を変更した。

特記仕様書 (原)

工種	名称	工事仕様	数量	参考数量
本体工				
	ジャケット製作	別添図参照	1基	鋼材235.0t

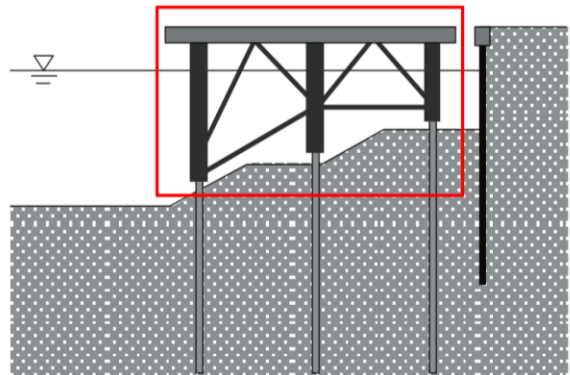
特記仕様書 (変更)

工種	名称	工事仕様	数量	参考数量
本体工				
	ジャケット製作	別添図参照	1基	鋼材239.4t



図面及びジャケット数量表

ジャケット部



材料総括表

種別	材質	寸法 (mm)		単位	ジャケット主構造	ジャケット細部構造	電気防食	ジャケット合計
		幅	板厚					
鋼	SM490YB -Z25S	φ1434.0	27.0	kg	6,125	0		6,125
		φ1430.0	25.0	kg	12,560	0		12,560
		φ1348.0	33.0	kg	8,830	0		8,830
		φ1328.0	23.0	kg	13,105	0		13,105
		φ1326.0	22.0	kg	9,551	0		9,551
		φ1200.0	22.0	kg	0	0		0
	SM490YB	φ609.6	19.0	kg	21,640	0		21,640
		φ609.6	12.7	kg	17,790	0		17,790
		φ457.2	12.7	kg	10,642	0		10,642
		φ406.4	12.7	kg	3,068	0		3,068
		φ406.4	9.5	kg	4,884	0		4,884
		φ355.6	9.5	kg	7,564	0		7,564
STK490	φ406.4	12.7	kg	3,412	0		3,412	
	φ355.6	7.9	kg	1,684	0		1,684	
管	SKK490	φ1200.0	20.0	kg	0	0		0
		φ1400.0	10.0	kg	0	0		0
小計				kg	59,797	43,871	0	103,668
総合計				kg	195,248	43,934	210	239,392

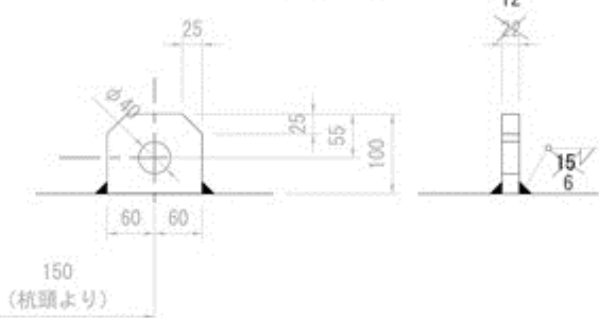
【変更事例③:舗装工】

着工前に図面を照査したところ、鋼管杭の吊金具の規格、重防食被覆範囲施工に誤謬があることが確認されたため、仕様を変更し、それにかかる費用を変更した。

①吊金具の変更

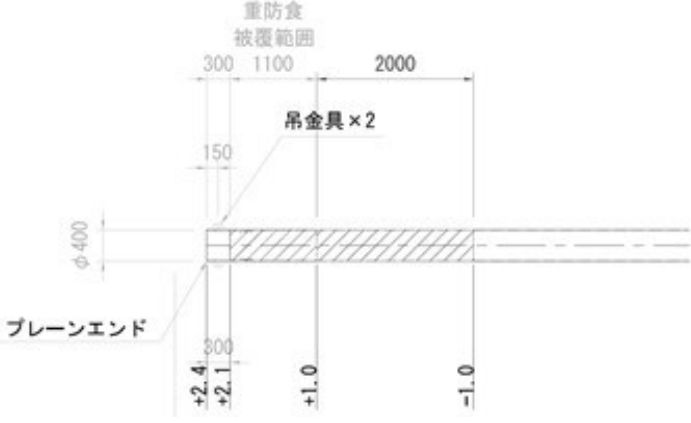
当初設計において、吊金具の寸法を厚さ22mm、溶接脚長15mmとしていたが、鋼管杭・鋼管矢板の付属品の標準化(H27.3)より、杭質量が3t以下であることから寸法を変更した。

吊金具 (SM490A) 詳細 S=1/10



②重防食被覆範囲の変更

当初設計において、重防食の被覆範囲が+2.1~+1.0となっていたが、港湾の施設の技術上の基準・同解説より、重防食被覆範囲を+2.1~-1.0に変更した。



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項三号>

○第1項第三号:設計図書の表示が明確でない場合

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	本體工	防波堤のケーソン据付工事	防波堤の中詰材について、山砂・浚渫砂・岩ズリを混合して所定の単位体積重量を確保しなければならないが、当初仕様における配合比が明確ではなかったため、受注者が実施した配合試験結果を確認のうえ、特記仕様書に配合比を明示して中詰材費用を変更した。	軽変	増額	—
2	舗装工	物揚場の舗装工事	設計図書の明示に不明瞭な箇所があり、既設水叩き路盤材を保護する必要があることが確認されたため、止壁を追加変更した。	軽変	増額	—
3	中詰工	防波堤の築造を行う工事	波浪等による中詰材の流出を防止するため、防砂シートと山留材(シート固定用)の設置を予定していたが、当初仕様では設置する場合の現場条件が明確ではなかった。このため、設置を予定していた期間の海象条件(有義波高1m以下)を考慮した結果、中詰材が流出するおそれが高いことから、防砂シートと山留材の設置を取り止め、この処置に係る費用について変更を行った。	軽変	減額	—

【変更事例①:本體工】

防波堤の中詰材について、山砂・浚渫砂・岩ズリを混合して所定の単位体積重量を確保しなければならないが、当初仕様における配合比が明確ではなかったため、受注者が実施した配合試験結果を確認のうえ、特記仕様書に配合比を明示して、中詰材費用を変更した。

特記仕様書(原)

工種	名称	工事仕様	数量	参考数量
本體工(ケーソン式)				
	ケーソン中詰	天端高:ケーソン天端より0.5m下がり	1 函	山砂、浚渫砂、岩ズリ=320m³

特記仕様書(変更)

工種	名称	工事仕様	数量	参考数量
本體工(ケーソン式)				
	ケーソン中詰	天端高:ケーソン天端より0.5m下がり	1 函	山砂=80m ³ 浚渫砂=80m ³ 岩ズリ=160m ³

中詰材の配合比(原)

	山砂(支給)	浚渫砂(支給)	岩ズリ(購入)
単位体積重量		18.5kN/m ³	

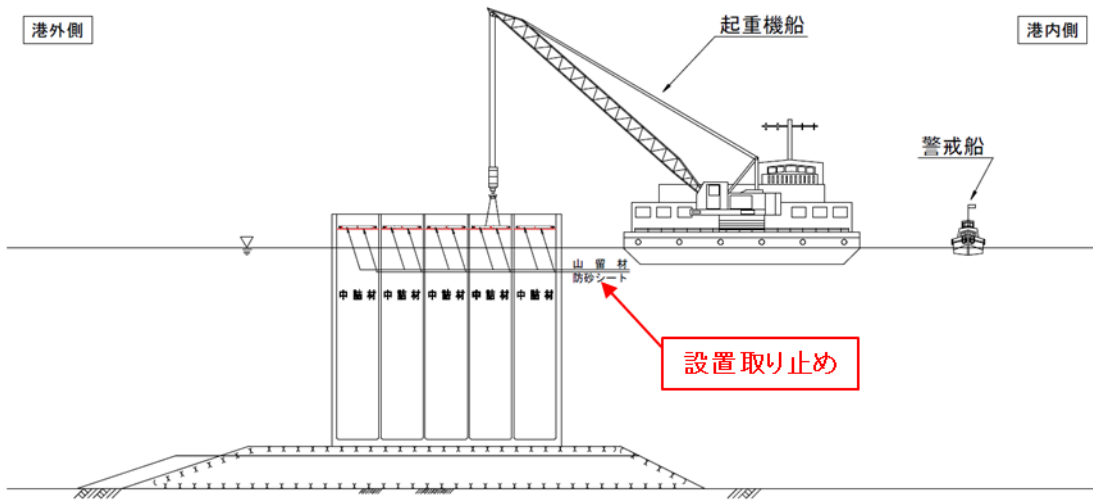
中詰材の配合比(変更)

	山砂(支給)	浚渫砂(支給)	岩ズリ(購入)
単位体積重量	17.4kN/m ³	17.3kN/m ³	19.6kN/m ³
配合比	1	1	2

3. 契約書第18条<条件変更等:第1項三号>

【変更事例②:中詰工】

ケーソン2函の据付けにおいて、1函目の中詰材投入後は、波浪等による中詰材の流出を防止するため、防砂シートと山留材(シート固定用)の設置を予定していたが、当初仕様では設置する場合の現場条件が明確ではなかった。このため、1函目の中詰材投入後から2函目の中詰材投入完了までの期間について海象条件(有義波高1m以下)を考慮した結果、中詰材が流出するおそれが高いことから、防砂シートと山留材の設置を取り止め、この処置に係る費用について変更を行った。



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

○第1項第四号:設計図書に示された施工条件と実際の施工現場の不一致

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	基礎工	防波堤の築造工事	事前測量の結果、発注図書に示された当初計画の深浅値と現状の海底地盤高に差異が確認されたため、基礎工、被覆・値固工の捨石及び均し数量を変更した。	軽変	増額	—
2	構造物撤去工	防波堤の災害復旧工事	破碎コンクリートの陸揚げに際し、エプロン範囲の上載荷重制限によりエプロン上へのバックホウの乗入れが出来ないことに加え、アウトリーチ不足によりエプロン背後部からのバックホウでの陸揚げが不可能であることが判明したため、起重機船による揚土方法に変更した。	軽変	増額	—
3	基礎工	防波堤築造工事	捨石投入において、現場水深が浅く、捨石投入箇所へのガット船の進入が困難であることが判明したため、クレーン付台船による瀬取投入に変更した。	軽変	増額	—
4	被覆・根固工	防波堤築造工事	被覆ブロックを撤去し、海中に一時仮置する際、漂砂によりブロック仮置予定場所に大量の砂が堆積していることが判明したため、ブロックが埋没する恐れがない場所に仮置場所を変更した。	軽変	増額	—
5	浚渫工	航路の浚渫工事	施工区域内に発注図書に記載のない岩盤(硬質)の存在が判明したため、施工方法を硬度盤浚渫から砕岩浚渫に変更した。	軽変	増額	—
6	本體工	岸壁の整備工事	鋼矢板打設において、地盤が想定以上に固く、地中障害物の存在も確認されたため施工方法をパイプロハンマ工法からパイプロハンマ+ウォータージェット併用工法に変更した。	軽変	増額	—
7	地盤改良工	岸壁の地盤改良工事	深層混合処理の施工にあたり現場条件を確認したところ、当初想定していた作業船規格では施工が困難であることが判明したため、施工可能な規格に変更した。	軽変	増額	—
8	上部工	防波堤の災害復旧工事	港内岸壁の利用調整の結果、当初計画の岸壁及び背後地の利用が困難であることが判明したため、代替の岸壁を確保したが、生コンの平均往復距離が長くなり、想定の日当り施工量の確保が困難となったことから、台船バケット打設方式からミキサ一船打設方式に変更した。	軽変	増額	—
9	揚土土捨工	浚渫工事	発注後に、関連工事との調整により使用予定岸壁及び背後用地が使用できないことが判明したため、揚土場所を変更したが、水深不足により土運船が直接接岸できない場所であったことから、揚土方法をバックホウ揚土から起重機船揚土に変更した。	重変	増額	—

3. 契約書第18条<条件変更等：第1項四号>

○第1項第四号：設計図書に示された施工条件と実際の施工現場の不一致

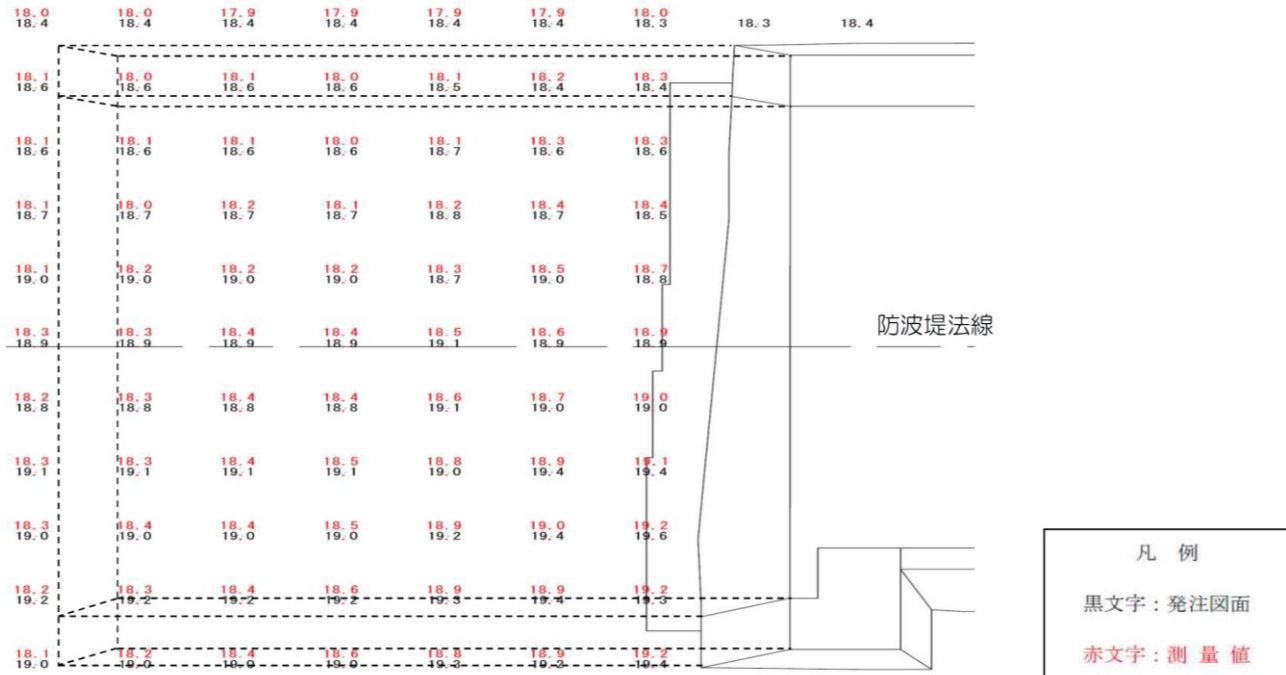
番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
10	裏込・裏埋工	護岸の改良工事	現場における波浪の影響を確認したところ、既設ケーソン目地からの吹上げ、越波水による裏込め材の被災防止対策が必要であることが判明したため、これにかかる費用を変更した。	重変	増額	—
11	圧密・排水工	地盤改良工事	施工箇所の地盤が軟弱であり、プラスチックボードドレーン施工機に対する地盤支持力が不足したため、砕石厚さを20cmから60cmに変更し、支持力を確保した。	重変	増額	—
12	仮設工	地盤改良工事	工事車両駐機及び工事用重機走行路における地盤強度確保、工事車両の安全走行性確保等を考慮し、仮設ヤードや工事車両駐機場所への敷鉄板設置を追加した。	軽変	増額	—
13	構造物撤去工	舗装工事	既設コンクリート舗装を撤去したところ、コンクリート殻内に当初想定していなかった鋼繊維(スチールファイバー)を確認したため、コンクリート殻の運搬処分に要する費用を変更した。	軽変	増額	—
14	構造物撤去工	防波堤の築造工事	既設根固ブロック撤去にあたり、現地状況を確認したところ、根固ブロックの吊鉄筋が腐食により使用できないことが判明したため、吊金具の設置(吊金具、削孔、差筋アンカー)を追加した。	軽変	増額	—
15	上部工	栈橋式岸壁の本体工事	栈橋上部工において、鉄筋取付プレートに鉄筋を溶接する施工が潮位により困難なため、事前に鉄筋を取付加工した鞘管による施工に変更した。	軽変	増額	—
16	上部工	岸壁の上部工事	岸壁上部工の施工にあたり、海水がケーソン天端を越流することが確認されたため、海水が留まる状況下にある一部を水中コンクリートに変更した。	軽変	増額	—
17	本体工	ジャケット式岸壁の本体工事	地盤条件が不明な施工範囲において、転石の位置や深度を把握するために潜水調査を実施した結果、先行掘削の施工箇所を増やした。	軽変	増額	—
18	仮設工	航路の浚渫工事	浚渫土砂の埋立場所において、ダンプトラックの走行が困難となったため、仮設道路の新設を追加し、場内に良質材がないため海砂の購入も追加した。	軽変	増額	—

※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、別途、「設計変更事例一覧表」にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例①:基礎工】

事前測量の結果、発注図書に示された当初計画の深浅値と現状の海底地盤高に差異が確認されたため、基礎工、被覆・値固工の捨石及び均し数量を変更し、これに係る費用を変更した。

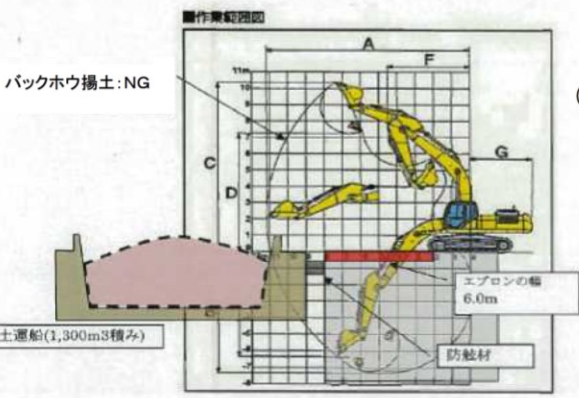


【変更事例②:構造物撤去工】

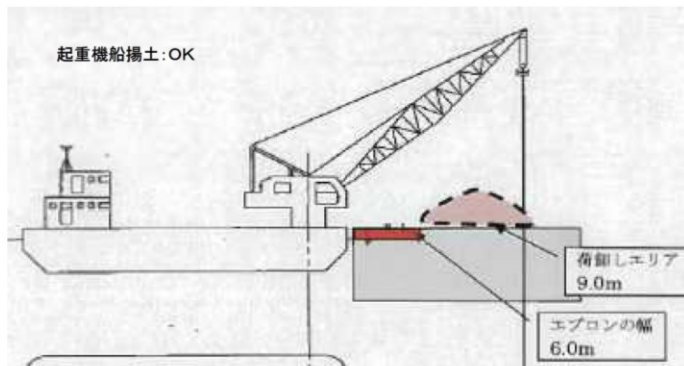
破碎コンクリートの陸揚げに際し、エプロン範囲の上載荷重制限によりエプロン上へのバックホウの乗入れが出来ないことに加え、アウトリーチ不足によりエプロン背後部からのバックホウでの陸揚げが不可能であることが判明したため、起重機船による揚土方法に変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【変更】



(確認請求)



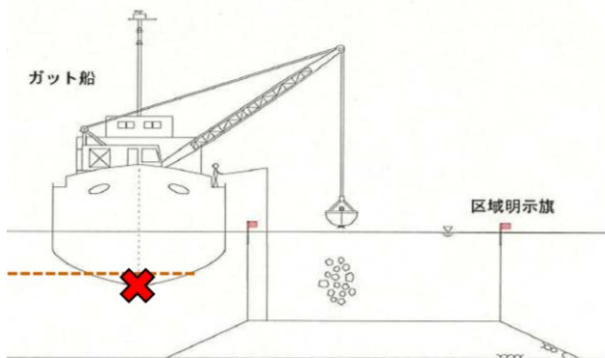
※揚土方法については、クラムシェル揚土も検討したが、対象物とアウトリーチからクローラークレーン50t吊以上となるが、津波被害により、当該物揚場への大型重機搬入が不可能なため、除外している。

3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例③:基礎工】

捨石投入において、現場水深が浅く、捨石投入箇所へのガット船の進入が困難であることが判明したため、クレーン付台船による瀬取投入に変更し、これにかかる費用を変更した。

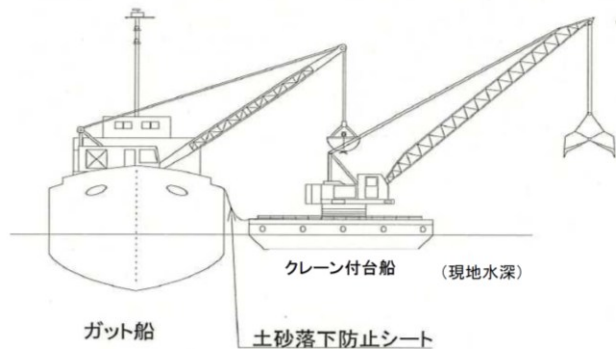
【当初発注】



(確認請求)



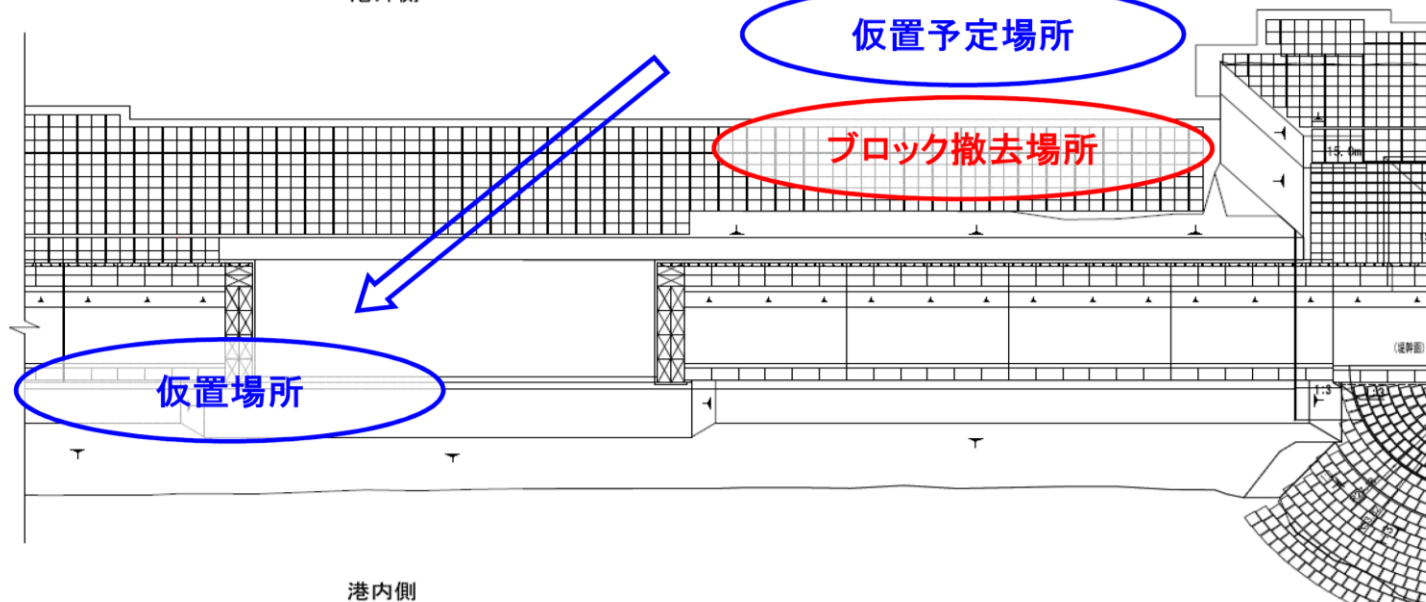
【変更】



【変更事例④:被覆・根固工】

被覆ブロックを撤去し、海中に一時仮置する際、漂砂によりブロック仮置予定場所に大量の砂が堆積していることが判明したため、ブロックが埋没する恐れがない場所に仮置場所を変更し、これにかかる費用を変更した。

港外側



港内側

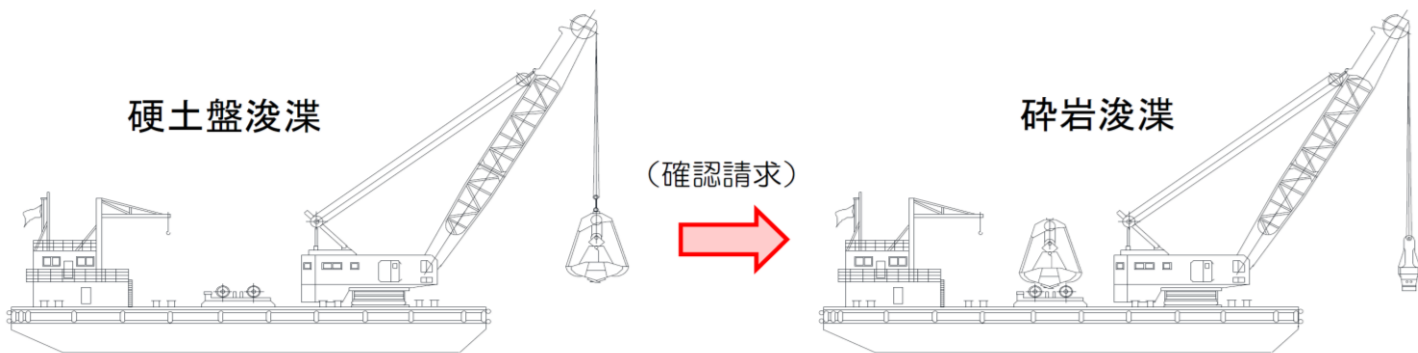
3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例⑤:浚渫工】

浚渫工事において、施工区域内に発注図書に記載のない岩盤(硬質)の存在が判明したため、施工方法を硬質盤浚渫から砕岩浚渫に変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【変更】

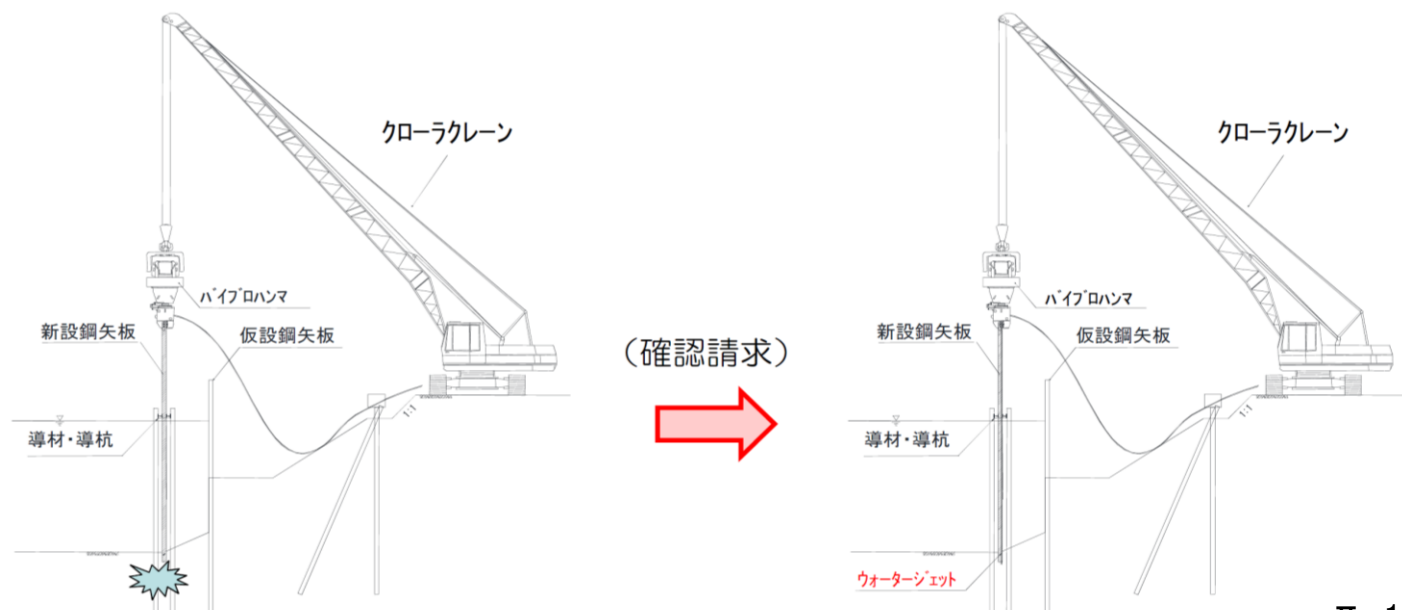


【変更事例⑥:本体工】

鋼矢板打設において、地盤が想定以上に固く、地中障害物の存在も確認されたため施工方法をバイブロハンマ工法からバイブロハンマ+ウォータージェット併用工法に変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【変更】



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例⑦:地盤改良工】

深層混合処理の施工にあたり現場条件を確認したところ、当初想定していた作業船規格では施工が困難であることが判明したため、施工可能な規格に変更し、これにかかる費用を変更した。

改良深度・改良土厚・中間層のN値と層厚による規格選定

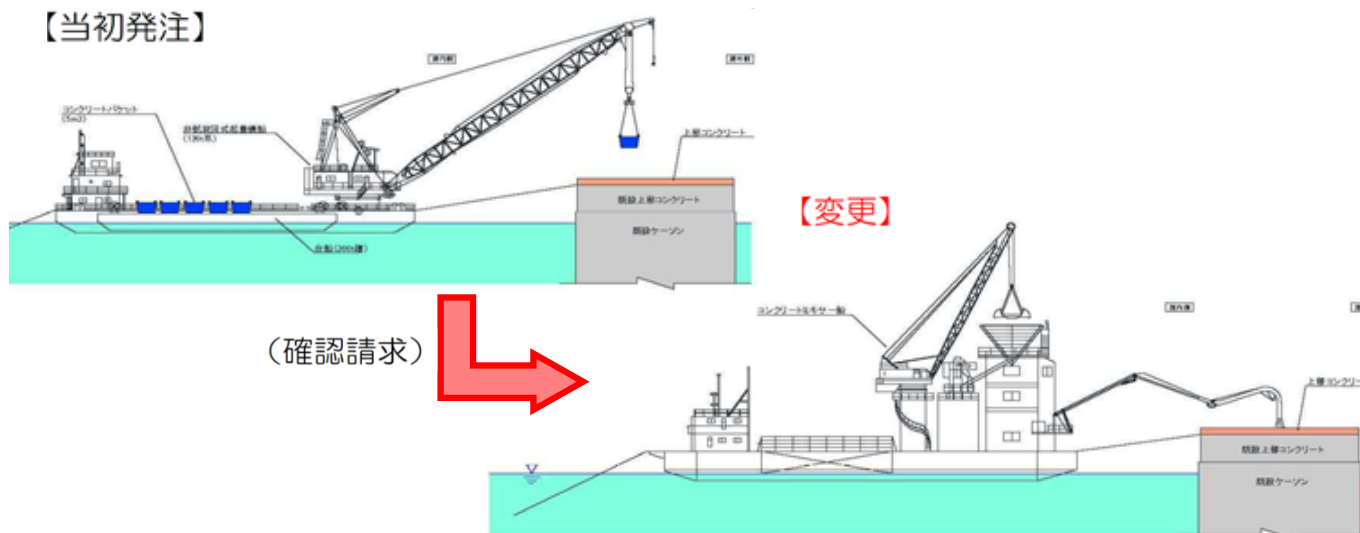
深層混合 処理船 規格	H.W.L.を 基面とし た最大改 良深度	改良可能 な土層厚	中 間 層 の N 値 と 層 厚			
			粘 性 土		砂 質 土	
			N 値範囲	1層当りの 層 厚	N 値範囲	1層当りの 層 厚
2.2m ²	30m以内	20m以内	6 以内	2.0m以内	10 以内	2.0m以内
4.6m ²	40 "	30 "	8 程度まで	1.0 "	15 程度まで	1.0 "
5.7m ²	65 "	40 "	"	3.0 "	"	3.0 "
				4.0 "	"	4.0 "

【当初発注】⇒
(確認請求) ↓
【変更】⇒

注) 1. 標準施工可能範囲の中間層の土質別N値と層厚の関係は上表のとおりである。
2. N値および層厚が著しく異なる場合およびレキ分が多い場合は、別途補助工法を考慮する。

【変更事例⑧:上部工】

防波堤の災害復旧工事において、港内岸壁の利用調整の結果、当初計画の岸壁及び背後地の利用が困難であることが判明したため、代替の岸壁を確保したが、生コンの平均往復距離が長くなり、想定の日当り施工量の確保が困難となったことから、台船バケット打設方式からコンクリートミキサー船打設方式に変更し、これにかかる費用を変更した。



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例⑨:揚土土捨工】

発注後に、関連工事との調整により使用予定岸壁及び背後用地が使用できないことが判明したため、揚土場所を変更したが、水深不足により土運船が直接接岸できない場所であったことから、揚土方法をバックホウ揚土から起重機船揚土に変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【変更】



【変更事例⑩:裏込・裏埋工】

現場における波浪の影響を確認したところ、既設ケーソン目地からの吹上げ、越波水による裏込め材の被災防止対策が必要であることが判明したため、これにかかる費用を変更した。

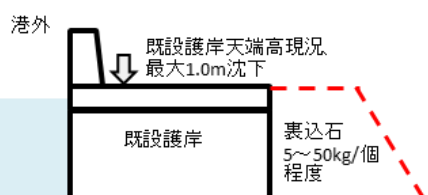
特記仕様書(原)

工程	名称	工事仕様	参考数量
裏込・裏埋工			
	裏込石	5~50kg/個程度	48,300m3

特記仕様書(変更)

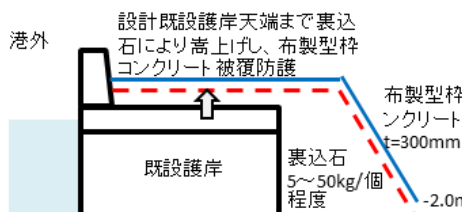
工程	名称	工事仕様	参考数量
裏込・裏埋工			
	裏込石	5~50kg/個程度	51,862m3
	布製型枠コンクリート	床版型t=300mm	8,583m2
	港湾築堤マット	10t型、5型	138個
	袋詰玉石	8t型、4t型(転用材)	17個

図面(原)



図面(変更)

○既設東側護岸



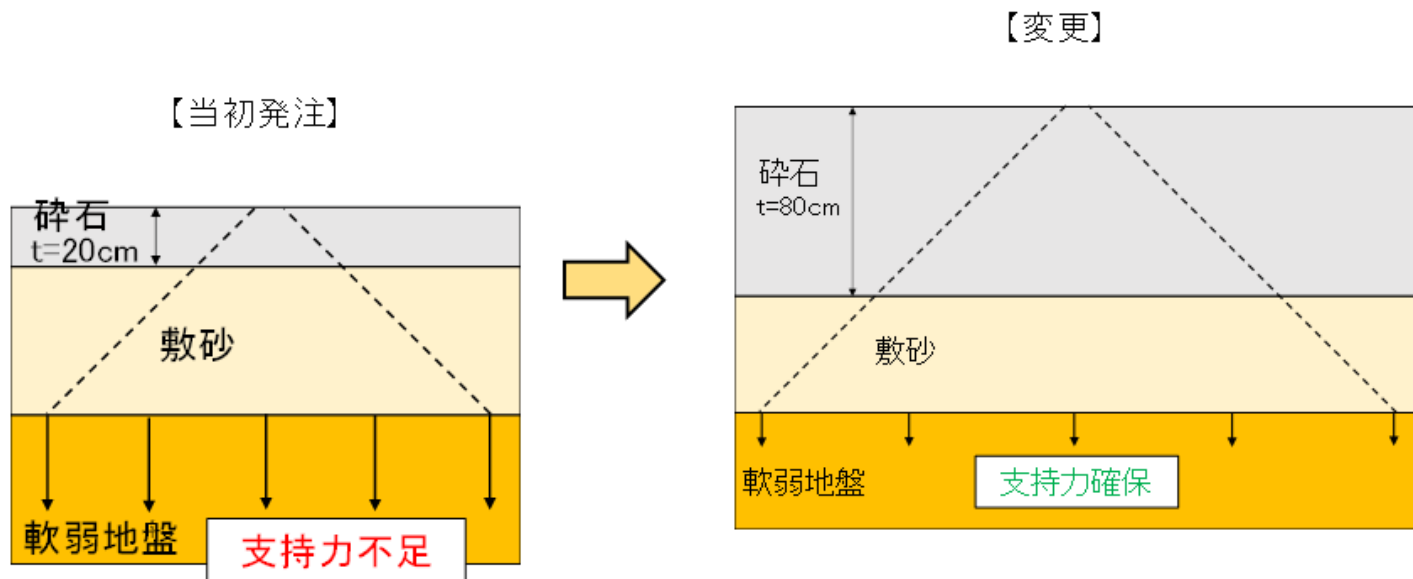
○既設南側護岸



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

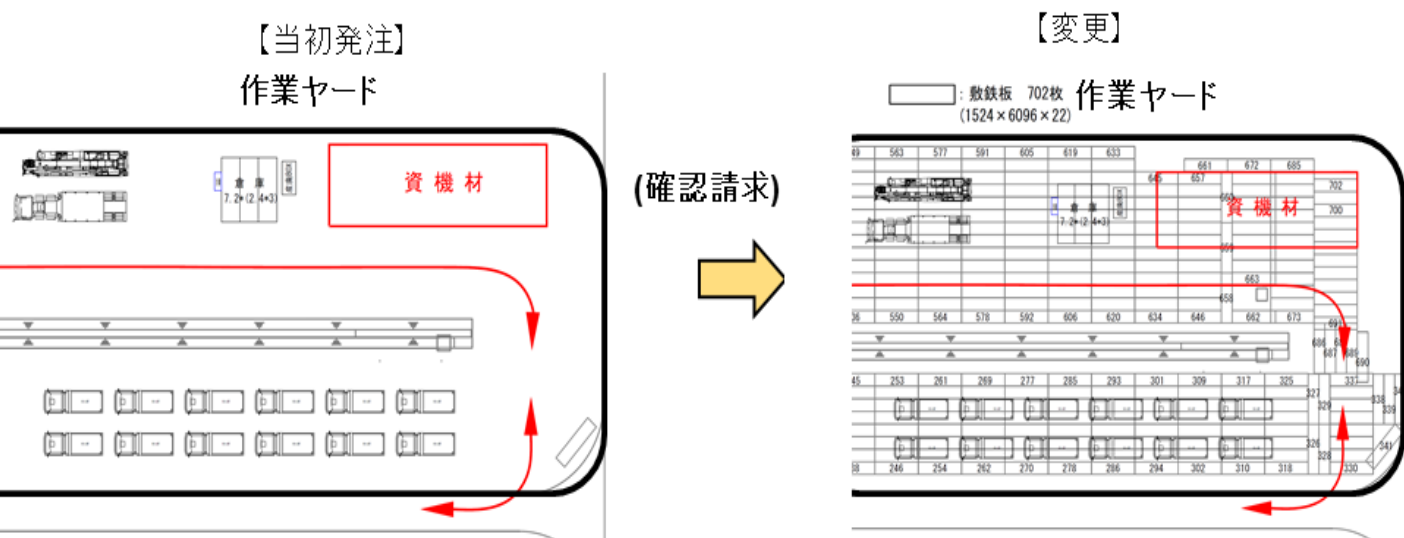
【変更事⑪:地盤改良工】

工事契約後に、施工箇所の地盤が軟弱であり、プラスチックボードレーン施工機に対する地盤の支持力が不足することが判明したため、支持力を確保するために砕石厚さを変更し、これにかかる費用を変更した。



【変更事例⑫:仮設工】

工事車両駐機及び工事用重機走行路における地盤強度確保、工事車両の安全走行性確保等を考慮し、仮設ヤードや工事車両駐機場所への敷鉄板設置費を追加し、これにかかる費用を変更した。



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例⑬: 構造物撤去工】

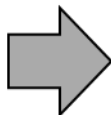
既設コンクリート舗装を撤去したところ、コンクリート殻内に当初想定していなかった鋼繊維(スチールファイバー)を確認したため、コンクリート殻の運搬処分に要する費用を変更した。

特記仕様書(原)

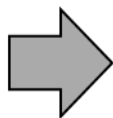
工種名称	規格・形状寸法	単位	数量
構造物撤去 撤去工			
コンクリート舗装撤去	有筋、 t=20cm(ソイルアス コンt=5cm含む)	m2	354

特記仕様書(変更)

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量
構造物撤去 撤去工			
コンクリート舗装撤去	繊維補強コンクリート、 t=20cm(ソイルアス コンt=5cm含む)	m2	354



特定建設資材 廃棄物の種類	処理施設名
コンクリート殻(有筋)	A社



特定建設資材 廃棄物の種類	処理施設名
コンクリート殻 (繊維補強コンクリート)	B社

【変更事例⑭: 構造物撤去工】

既設根固ブロック撤去にあたり、現地状況を確認したところ、根固ブロックの吊鉄筋が腐食により使用できないことが判明したため、吊金具の設置(吊金具、削孔、差筋アンカー)を追加し、これにかかる費用を変更した。

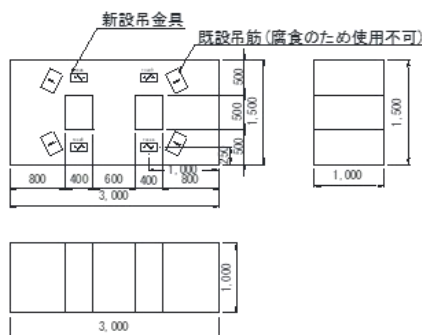


【既設吊鉄筋の腐食状況】

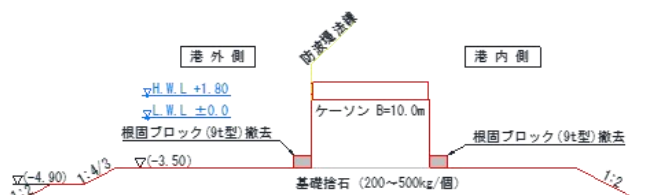
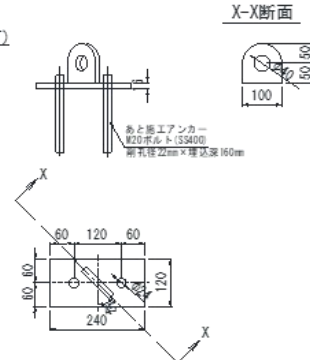


【吊金具を用いた撤去状況】

根固ブロック詳細図



吊金具詳細図



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

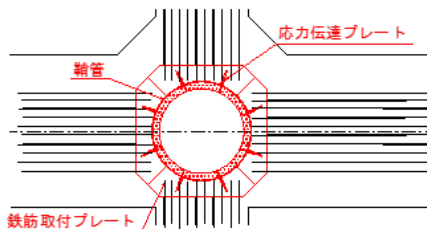
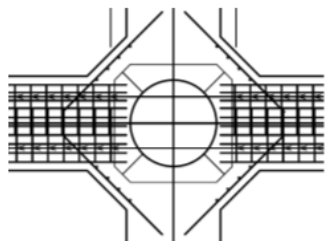
【変更事例⑮:上部工】

栈橋上部工において、鉄筋取付プレートに鉄筋を溶接する施工が潮位により困難なため、事前に鉄筋を取付加工した鞘管による施工に変更し、これにかかる費用を変更した。

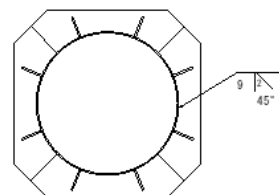
【当初発注】

【変更】

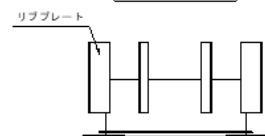
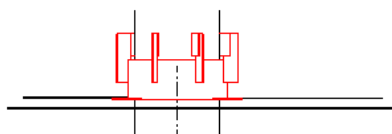
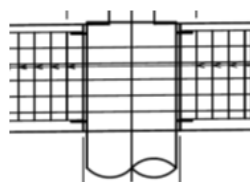
平面図



鞘管詳細図



断面図



【変更事例⑯:上部工】

岸壁上部工の施工にあたり、海水がケーソン天端を越流することが確認されたため、海水が留まる状況下にある一部を水中コンクリートに変更し、これにかかる費用を変更した。

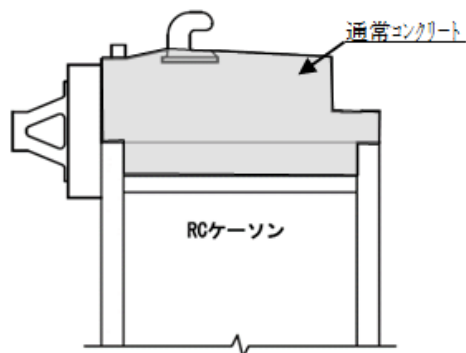
特記仕様書(原)

工種名称	単位	数量	参考数量
岸壁(-10m)上部工			
上部コンクリート	m	150.03	コンクリート1,368m ³

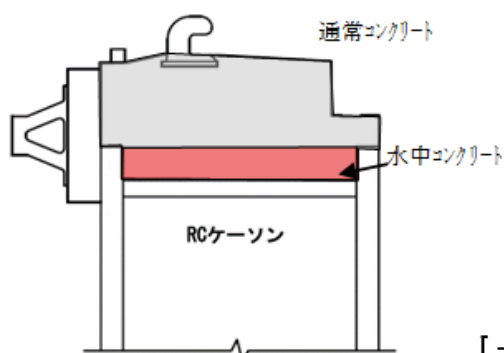
特記仕様書(変更)

工種名称	単位	数量	参考数量
岸壁(-10m)上部工			
上部コンクリート	m	150.03	コンクリート 1,023m ³ 水中コンクリート 345m ³

図面(原)



図面(変更)



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項四号>

【変更事例⑰:本體工】

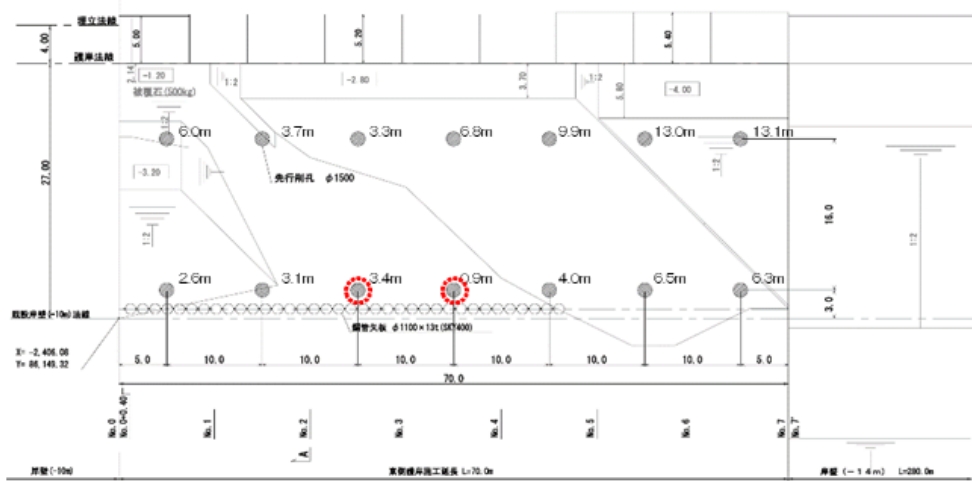
地盤条件が不明な施工範囲において、転石の位置や深度を把握するために潜水調査を実施した結果、先行掘削の施工箇所を増やし、これにかかる費用を変更した。

特記仕様書 (原)

工種	規格・形状寸法	単位	数量
本體工[鋼杭式]			
先行掘削	φ1500級 L=0.6m~13.2m	本	12

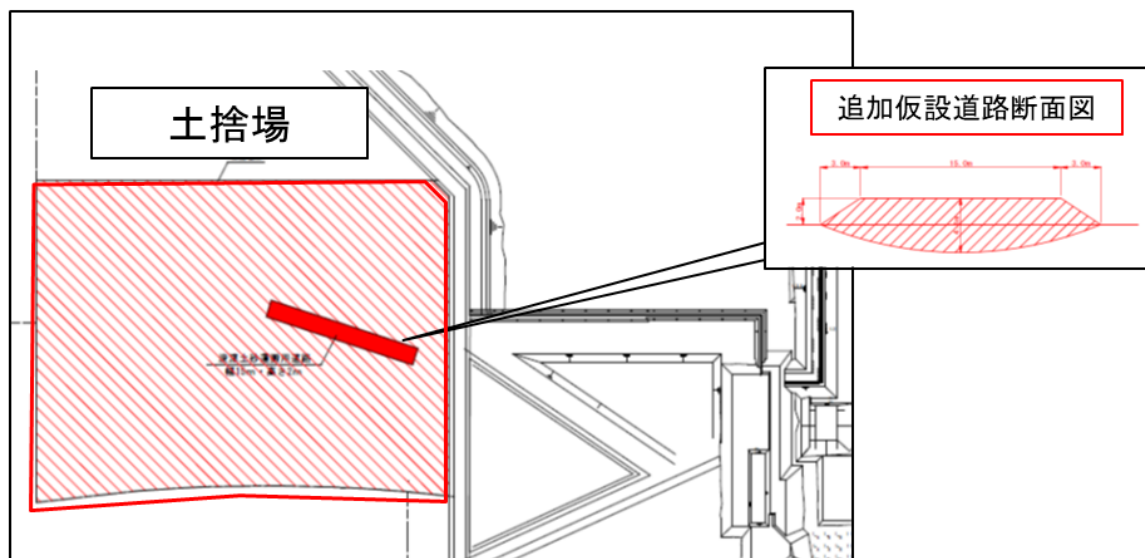
特記仕様書 (変更)

工種	規格・形状寸法	単位	数量
本體工[鋼杭式]			
先行掘削	φ1500級 L=0.9m~13.1m	本	14



【変更事例⑱:土捨工】

浚渫土砂の埋立場所において、ダンプトラックの走行が困難となったため、仮設道路の新設を追加し、場内に良質材がないため海砂の購入も追加した。これにかかる費用を変更した。



3. 契約書第18条<条件変更等:第1項五号>

○第1項第五号:設計図書に示されていない施工条件に特別な状態が生じたとき

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	構造物撤去工	災害復旧応急工事	災害復旧工事における構造物撤去工(石材撤去)において、施工範囲内より、設計図書に記載のない支障物(鋼管杭、H鋼、係留支柱等)が揚収されたため、これらの支障物の撤去、運搬・仮置を追加変更した。	軽変	増額	—
2	構造物撤去工	防波堤の災害復旧工事	グラブ浚渫船による捨石マウンドの撤去において、汚濁防止枠及び汚濁防止膜を使用するにあたり、施工箇所付近は潮流が早く、汚濁拡散防止のためには潮流が遅くなる下げ潮時の作業に限定されることが判明したため、グラブ浚渫船の1日当りの運転時間を変更した。	軽変	増額	—
3	浚渫・土捨工	岸壁整備のため浚渫工、構造物撤去工等を行う工事	土砂に異常物(捨石)が多量に混入し、土捨場への受け入れが不可能であることが確認されたため、バックホウ浚渫船による障害物の分別費用とクレーン付台船による障害物の陸揚げ処分費用を変更した。	軽変	増額	—
4	浚渫・土捨工	泊地の浚渫工事	事前測量の結果、水路測量範囲内の施工箇所以外である捨石上に浮泥が堆積し、深浅値が設計水深以浅であることが確認されたため、浮泥除去工を追加した。	重変	増額	—
5	海上地盤改良工	岸壁の地盤改良工事	海上地盤改良工の施工中において、工事範囲に障害物(舗装片)があることが確認されたため、障害物の撤去費用と撤去期間における深層混合処理船等の作業船拘束費を変更した。	軽変	増額	—
6	陸上地盤改良工	護岸の本体工、地盤改良工等を行う工事	既設盛土背面にサンドコンパクションパイルを施工中、バイブロハンマによる振動で盛土の法崩れ等の変状が発生したため、無振動の静的締固め工法に変更した。	軽変	増額	—
7	基礎工	津波被害による船揚場の復旧工事	船揚場の災害復旧を行う際、既設のブロックを撤去したところ、基礎マウンドの吸い出しが確認されたため、捨石投入等の数量を増やした。	軽変	増額	—
8	土工	既設護岸の撤去及び新設護岸の本体工等を行う工事	土工における掘削土砂が、塩化ビニル管等の廃棄物を含む土砂であり、調査の結果、建設混合廃棄物である事が確認されたため、掘削残土を建設混合廃棄物として適切な処分方法に変更した。	軽変	増額	—

※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、別途、「設計変更事例一覧表」にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

3. 契約書第18条<条件変更等:第1項五号>

【変更事例①: 構造物撤去工】

災害復旧工事における構造物撤去工(石材撤去)において、施工範囲内より、設計図書に記載のない支障物(鋼管杭、H鋼、係留支柱等)が揚収されたため、これらの支障物の撤去、運搬・仮置を追加し、これにかかる費用を変更した。

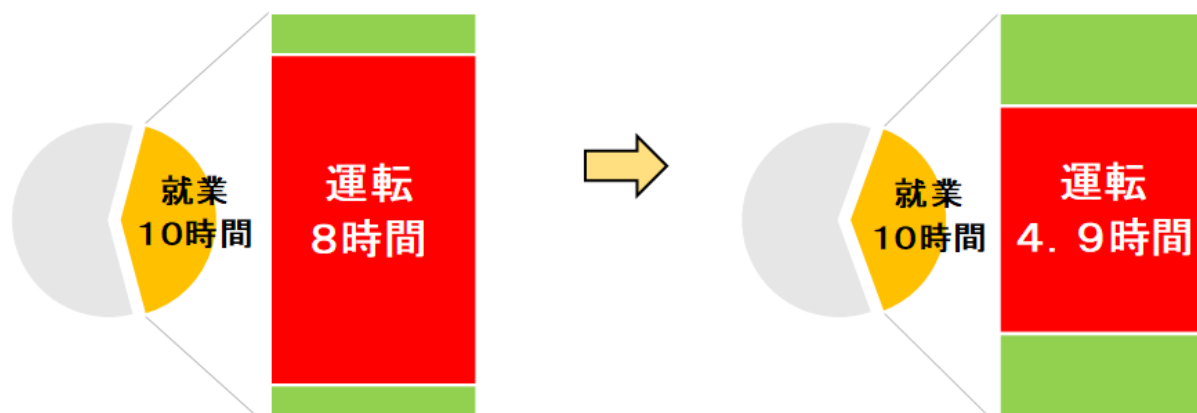


【変更事例②: 構造物撤去工】

グラブ浚渫船による捨石マウンドの撤去において、汚濁防止柵及び汚濁防止膜を使用するにあたり、施工箇所付近は潮流が早く、汚濁拡散防止のためには潮流が遅くなる下げ潮時の作業に限定されることが判明したため、グラブ浚渫船の1日当りの運転時間を変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【変更】



4. 契約書第19条<設計図書の変更>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	回航費	航路の浚渫工事	使用船舶について、当初は往復回航費を計上していたが、当該工事終了後に港内で実施される別件工事へ引き継ぐことが確認できたため、復路の回航を取りやめた。	軽変	減額	—
2	安全費	防波堤の築造工事	ケーソンえい航・据付に際し、漁船やプレジャーボートの出入航時の安全対策として、海上保安部より安全監視船の追加配備を要請されたため、ケーソンえい航・据付時の安全監視船を配備にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
3	基礎工	防波堤の築造工事	当該地区の石材組合において石材供給体制が整わないことから、当該地区以外から基礎捨石を調達する必要があることが判明したため、これにかかる費用を変更した。	重変	増額	—
4	構造物撤去工	防波堤の災害復旧工事	航路上に転倒したケーソン撤去の施工にあたり、港湾施設利用調整会議にて、作業船が入出港船舶の航行の支障となる時間帯があることが判明したため、作業船の一時退避にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
5	地盤改良工	海上地盤改良工事	作業船が入出港船舶の支障となる時間帯があり、船舶の入出港が無い時間帯での作業としなければならないことが判明したため、稼働実績から運転時間を補正した。	軽変	増額	—
6	構造物撤去工	護岸の災害復旧工事	護岸背後の土砂を掘削し、被災した直立消波ブロックを撤去すると掘削法面に直接波浪が作用し、法面崩壊が生じる可能性があることが判明したため、被災防止策として袋型根固材を設置した。	軽変	増額	—
7	運搬費	岸壁の改良工事	仮設材(鋼矢板)調達にあたり、当初は市内工場からの調達を想定して運搬費を計上していたが、市内だけでなく周辺地区内の工場にも在庫が無いことが判明したため、遠隔地から調達に変更した。	軽変	増額	—
8	設置・撤去工	GPS波浪計の撤去・設置工事	GPS波浪計の撤去及び設置にあたり、契約後に現場条件(起重機船の作業半径及び船腹寸法)、施工性、安全性を検討したところ、起重機船の規格変更が必要であることが判明したため、変更した。	軽変	増額	—
9	構造物撤去工	岸壁の改良工事	事前調査の結果、撤去する既設棧橋の桁等の経年劣化が想定以上であり、当該既設棧橋上からのクローラークレーンでの撤去作業は安全上問題があることが判明したため、海上からの起重機船と既設棧橋背後からのクローラークレーンによる撤去方法に変更した。	軽変	増額	—
10	上部工	橋梁の整備工事	杭式上部工を現場打ちコンクリートで施工する想定であったが、本現場は複数の工事が同時に施工しており、他工事の遅れの影響及び後続工事の着工時期などの制約により、当該工事の施工期間短縮が必要となったため、一部をプレキャスト式に変更した。	重変	増額	—

※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、**別途、「設計変更事例一覧表」**にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

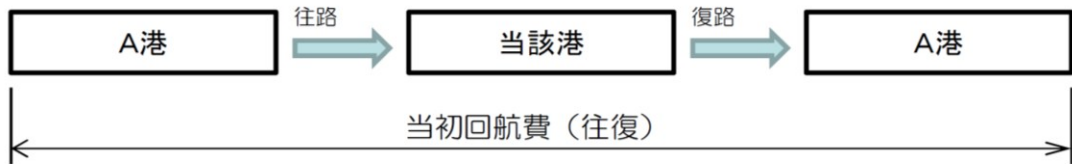
4. 契約書第19条<設計図書の変更>

【変更事例①: 回航費】

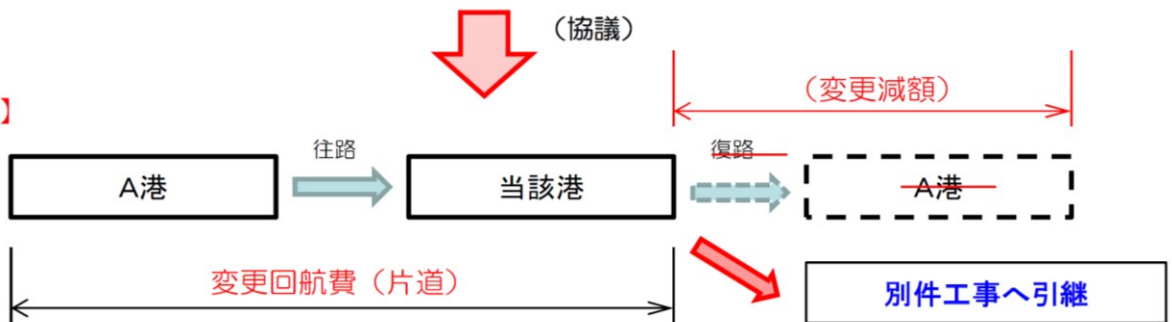
使用船舶について、当初は往復回航費を計上していたが、当該工事終了後に港内で実施される別件工事へ引き継ぐことが確認できたため、復路の回航を取りやめ、これにかかる費用を変更した。

大型起重機船

【当初発注】



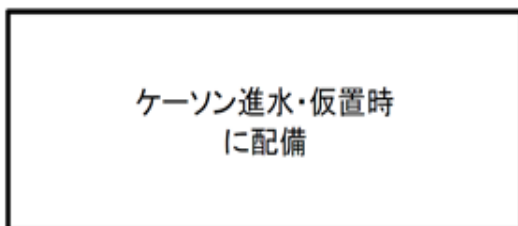
【変更】



【変更事例②: 安全費】

ケーソンえい航・据付に際し、漁船やプレジャーボートの入出航時の安全対策として、海上保安部より安全監視船の追加配備を要請されたため、ケーソンえい航・据付時の安全監視船を配備にかかる費用を変更した。

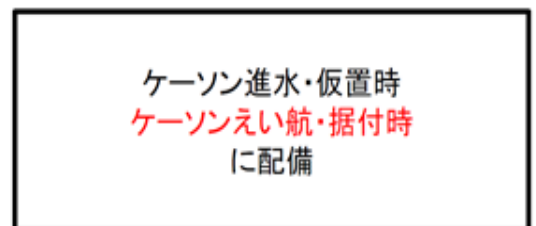
【当初発注】



(協議)



【変更】



4. 契約書第19条<設計図書の変更>

【変更事例③:基礎工】

当該地区の石材組合において石材供給体制が整わないことから、当該地区以外から基礎捨石を調達する必要があることが判明したため、これにかかる費用を変更した。

資材の調達地域等及び数量

資材名	規格	調達地域等	数量	備考
基礎捨石	30～800kg/個程度	A地区	108,700 m ³	



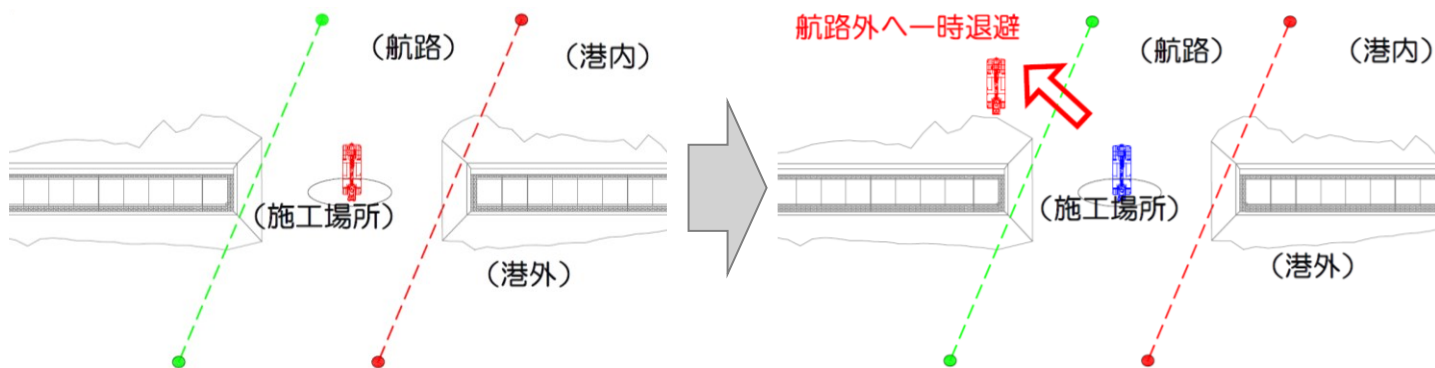
(協議)

資材の調達地域等及び数量

資材名	規格	調達地域等	数量	備考
基礎捨石	30～800kg/個程度	A地区	0 m ³	
		B地区 (〇〇県)	108,700 m ³	

【変更事例④:構造物撤去工】

防波堤災害復旧工事において、航路上に転倒したケーソン撤去の施工にあたり、港湾施設利用調整会議(バース会議)にて、作業船が入出港船舶の航行の支障となる時間帯があることが判明したため、作業船の一時退避にかかる費用を変更した。



4. 契約書第19条<設計図書の変更>

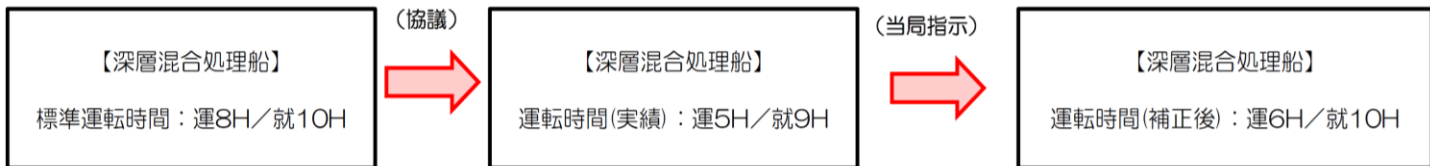
【変更事例⑤: 地盤改良工】

海上地盤改良工事において、作業船が入出港船舶の支障となる時間帯があり、船舶の入出港が無い時間帯での作業としなければならないことが判明したため、稼働実績から運転時間を補正し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

【受注者実績】

【変更】



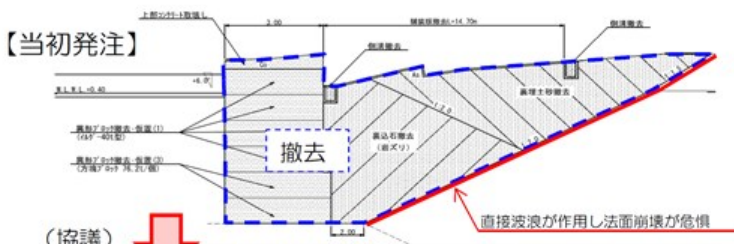
※受注者実績を精査し、標準運転時間8H/10Hから引出・引込作業として各△1H補正したものを。

【作業条件】

①	最終の船舶が入港(または出港)した後、深層混合処理船の引出作業を開始
②	翌日最早の船舶が入港(または出港)する前に、深層混合処理船の引込作業を完了

【変更事例⑥: 構造物撤去工】

護岸背後の土砂を掘削し、被災した直立消波ブロックを撤去すると掘削法面に直接波浪が作用し、法面崩壊が生じる可能性があることが判明したため、被災防止策として袋型根固材を設置し、これにかかる費用を変更した。



【施工状況】



【変更】



4. 契約書第19条<設計図書の変更>

【変更事例⑦: 運搬費】

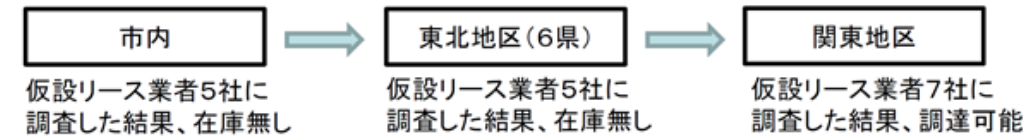
仮設材(鋼矢板)調達にあたり、当初は市内工場からの調達を想定して運搬費を計上していたが、市内だけでなく周辺地区内の工場にも在庫が無いことが判明したため、遠隔地から調達に変更し、これにかかる費用を変更した。

仮設材の運搬費

【当初発注】



在庫調査結果



※業界全体が在庫不足、自社顧客対応で精一杯であり、関東地区に在庫が無い場合は、関東以西となる。

【変更事例⑧: 設置・撤去工】

GPS波浪計の撤去及び設置にあたり、契約後に現場条件(起重機船の作業半径及び船腹寸法)、施工性、安全性を検討したところ、起重機船の規格変更が必要であることが判明したため、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】

(確認請求)

【変更】



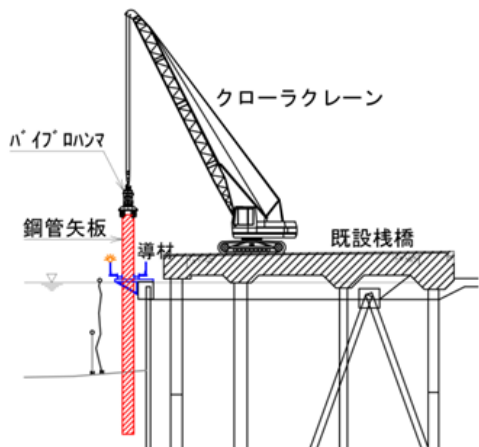
使用起重機船規格	200t吊		250t吊		300-350t吊		400t吊	
	作業半径	船腹寸法	作業半径	船腹寸法	作業半径	船腹寸法	作業半径	船腹寸法
撤去工	×	×	×	×	×	×	○	○
設置工	○	×	○	×	○	×	○	○

4. 契約書第19条<設計図書の変更>

【変更事例⑨：構造物撤去工】

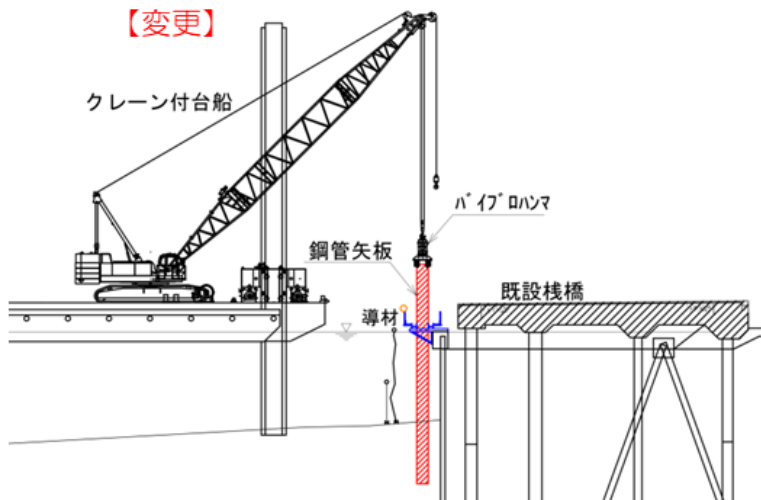
事前調査の結果、撤去する既設栈橋の桁等の経年劣化が想定以上であり、当初計画していた当該既設栈橋上からのクローラークレーンでの撤去作業は安全上問題があることが判明したため、海上からの起重機船と既設栈橋背後からのクローラークレーンによる撤去方法に変更し、これにかかる費用を変更した。

【当初発注】



(協議)

【変更】



【変更事例⑩：上部工】

杭式上部工を現場打ちコンクリートで施工する想定であったが、本現場は複数の工事が同時に施工しており、他工事の遅れの影響及び後続工事の着工時期などの制約により、当該工事の施工期間短縮が必要となったため、一部をプレキャスト式に変更し、それにかかる費用を変更した。

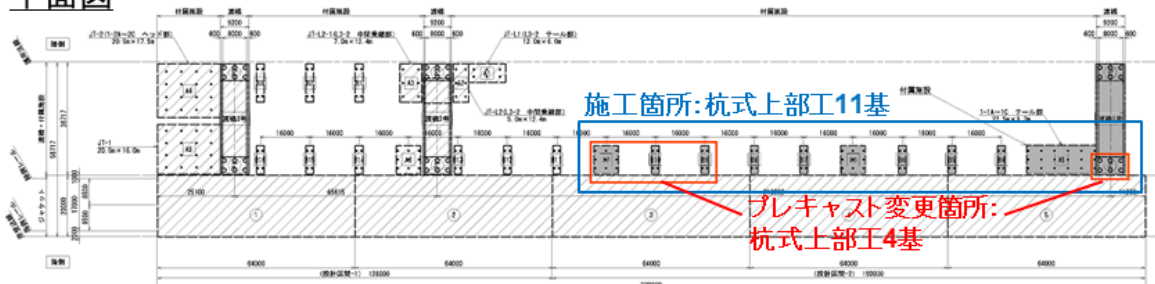
特記仕様書(原)

特記仕様書(変更)

RC橋脚工					
橋脚躯体工	30-15-20BB	式	1	コンクリート 223m ³ s ² 杉樹脂塗装鉄筋 13.54t	
上部工					付属施設
栈橋式上部工	24-12-20BB	式	1	コンクリート 523m ³ 鉄筋 29.8t 杭頭プレート 2.52t	中継り付

RC橋脚工					
橋脚躯体工	30-15-20BB	式	1	コンクリート 112m ³ s ² 杉樹脂塗装鉄筋 11.65t	
	30-8-20BB	式	1	コンクリート 119m ³ 箱管 1式 底型枠 1式 杭頭プレート 1.15t ルーフィング 41m ²	付属施設
ブロック据付	229t/基	式	1	プレキャストブロック据付	1基
上部工					付属施設
栈橋式上部工	24-12-20BB	式	1	コンクリート 28.96t 鉄筋 28.96t 箱管 1式 底型枠 1式 杭頭プレート 2.90t ルーフィング 46m ²	原契約の2.5倍 中継り付
ブロック据付	42t/基 150t/基	式 式	1 1	プレキャストブロック据付	2基 1基

平面図



5. 契約書第20条<工事の中止>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	上部工	岸壁の改良工事	上部コンクリートブロック製作ヤードの地耐力不足が判明し、ヤードの固化改良が必要となった。一定以上の土地形質変更に該当することから、土壌汚染対策法に基づく手続きが必要となり、手続き完了までの1か月半程度の期間の工事(一部)を一時中止した。	軽変	増額	—
2	その他	防波堤の築造を行う工事	発注時に在港を確認していた大型起重機船が、他工事の遅延等の影響により施工想定時期に使用できないことが確認された。他大型起重機船も施工想定時期に使用できないことが確認されたことを受け、工事の一時中止及び工期を延伸した。	重変	—	延伸
3	浚渫・土捨工	航路の浚渫工事	潜水探査工において不発弾が発見されたため、海上保安部に通報したところ、発見箇所付近で水中爆破することから、関係者との調整に日数を要した。このため、工事の一時中止を行い工期を延伸した。	重変	—	延伸
4	浚渫・土捨工	航路泊地の浚渫工事	台風の影響により土捨場の護岸が被災し、護岸が復旧されるまでの間、浚渫作業ができないこととなった。このため、工事の一時中止を行い工期延伸及び現場維持に必要な費用について変更した。	重変	増額	延伸
5	床掘工	既設岸壁の改良工事	工事箇所近傍でのダイオキシン類が検出され、発生土砂受入予定の自治体から、再度、調査済の深度以深の土壌調査等の対応が求められ、結果判明迄の間施工が出来ない状況が発生したため、工事の一時中止を行い、工期延伸及び臨機の措置等を行った。	重変	増額	延伸
6	本體工	防波堤の築造工事	地元漁業者から工事の中止要請があり、工事の継続実施のため地元漁業者と調整を行う期間が必要となった。このため、工事の一時中止を行い工期を延伸した。	重変	—	延伸
7	本體工	防波堤のケーソン据付を行う工事	工事の大部分が完成していたが、台風の影響により防波堤の安定について支障が生じ、補強工事が必要となった。しかし、海苔養殖時期と重なり工事が実施できないため、工事の一時中止を行い工期を延伸した。	重変	—	延伸

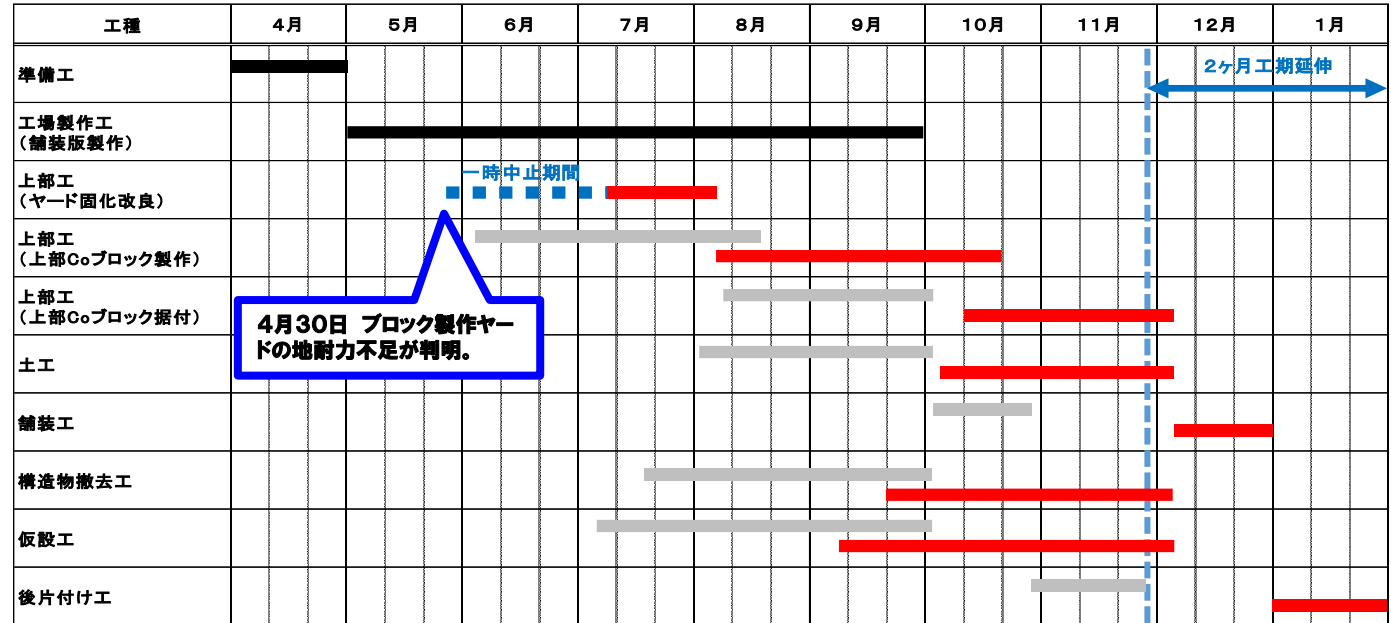
※ 以下に、上記の個票を示すが、ここに掲載している事例の他、**別途、「設計変更事例一覧表」**にも複数事例を掲載(詳細は「Ⅲ 参考資料 5.」を参照)している

5. 契約書第20条<工事の中止>

【変更事例①: 上部工】

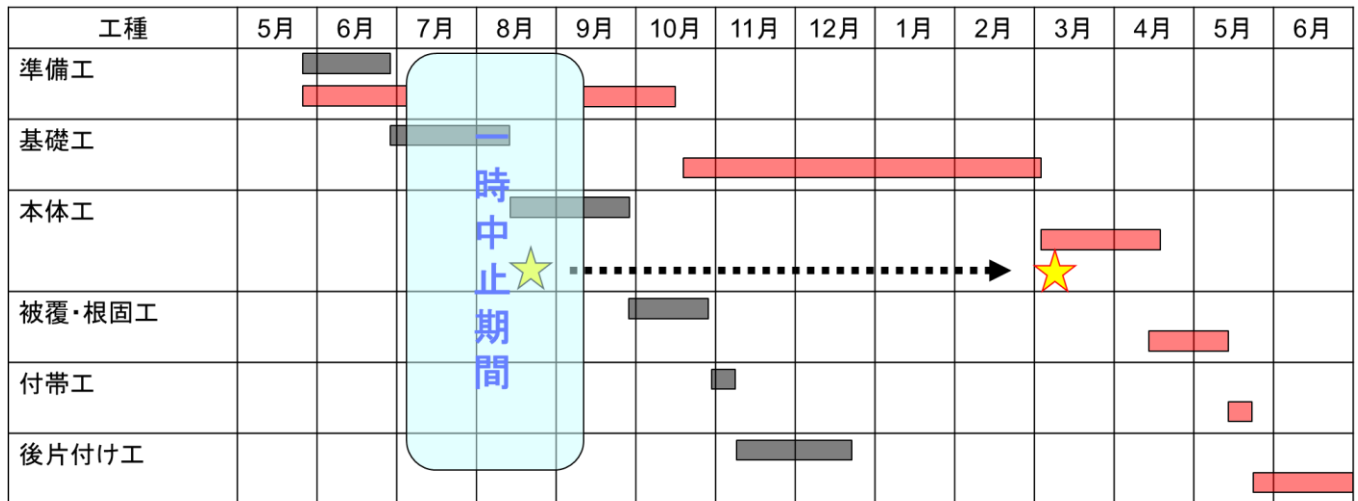
上部コンクリートブロック製作ヤードの地耐力不足の判明により約4,260m²のヤード固化改良が必要となった。3,000m²以上の土地形質変更に対応することから土壤汚染対策法に基づく手続きが必要となり、手続き完了までの44日間工事(一部)を一時中止した。また、固化改良に要する期間の工期を延伸した。

岸壁改良工事



【変更事例②: その他】

発注時に在港を確認していた大型起重機船が、他工事の遅延等の影響により施工想定時期に使用できないことが確認された。他大型起重機船も施工想定時期に使用できないことが確認されたことを受け、工事の一時中止及び工期を延伸した。



■ : 当初計画工程 ■ : 変更工程
 ☆ : 起重機船使用想定時期(当初) ☆ : 起重機船使用可能時期(変更)

6. 契約書第22条<受注者の請求による工期の延長>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	本體工	防波堤の築造工事	連続した台風の影響により、ケーソン据付作業等に遅れが生じたため、工期内に工事を完成できなかつたことから、受注者の申請により、1か月工期を延長した。	重変	—	延伸
2	本體工	ケーソン製作工事	ケーソン製作(海上打継)作業において、発注者が貸与するジブクレーンの不具合が発生したことにより作業が中断したため、工期を延伸したため、受注者の申請で1か月半工期延伸した。	重変	—	延伸
3	基礎工	防波堤の基礎工事	施工現場の濁りの影響により、均し作業が計画工程通りに進まなかった。同工区は丁場も狭く、施工パーティ数の追加等の対策も出来ないことから、工期を延伸した。	重変	—	延伸
4	基礎工	防波堤の基礎工事	低気圧の断続的な来襲により、海上作業が大幅に滞り、施工パーティ数の追加等の対策を講じても工期内の完成が見込めない状況が生じたことから、工期を延伸した。	重変	—	延伸
5	基礎工	防波堤の基礎工事	荒天日が非常に多く、作業日を調整するなどの稼働率の向上に努めたが、今後の稼働率が向上する状況が見込めず、また、事前測定の結果で施工量が増加していることもあり、工期を延伸した。	重変	—	延伸
6	浚渫・土捨工	泊地の浚渫工事	台風の来襲が4度あり、その影響で作業中止が続き工期内の完成が見込めない状況が生じたことから、工期を延伸した。	重変	—	延伸
7	本體工	ケーソン製作工事	荒天日が続き海象状況が悪く、ケーソンの進水仮置作業が工期内に実施できない状況が生じたことから、工期を延伸した。	重変	—	延伸
8	本體工	岸壁の築造工事	コンクリート骨材を供給する鉱山の製造設備が故障したことにより、生コン工場からコンクリートを出荷することができなくなつたため、設備が復旧するまでの間、工期を延伸した。	重変	—	延伸
9	回航費	岸壁の本體工、海上地盤改良工等を行う工事	別件工事の工程が遅延することにより事業全体の供用開始時期の遅れが確認されたため、当該工事において工程短縮を目的として地盤改良船(SCP)1隻から2隻体制に変更し施工を行い、その回航費について変更した。	軽変	増額	—
10	試験工	載荷試験を行う工事	載荷試験工事において、主塔の鋼管杭の打設にあたり、打設可能な大型起重機船を該当期間に配船できず遅延することが判明したため、受注者の申請により、約3ヶ月工期を延伸した。	重変	—	延伸

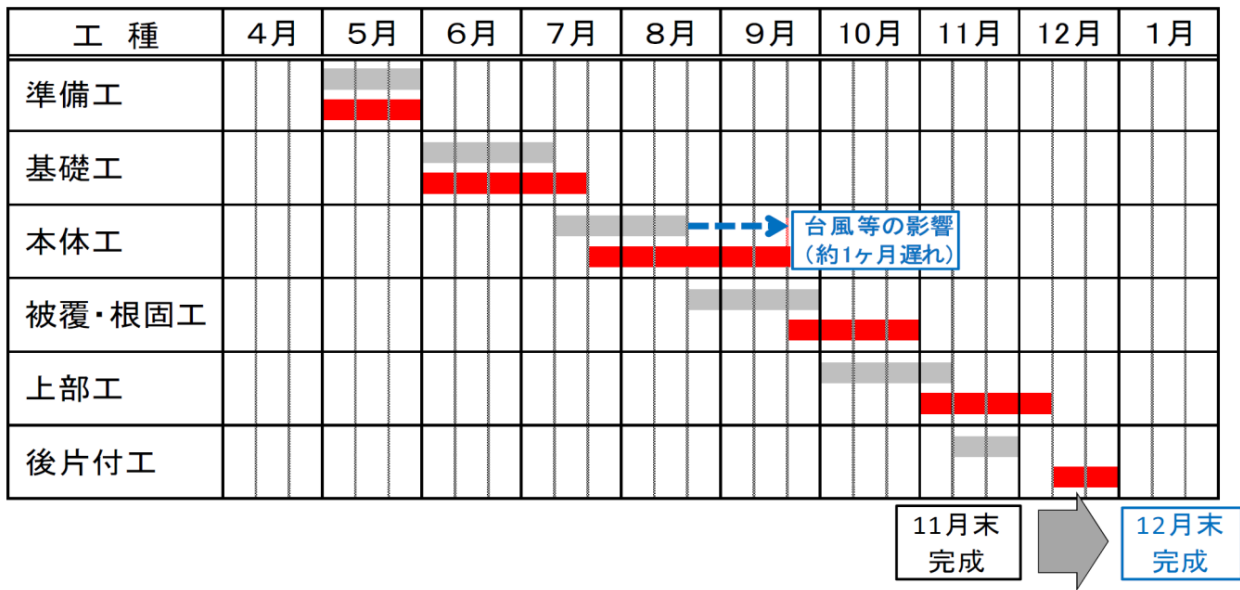
※受注者の責めに帰すことができない事由により工期延長をした場合の工事現場の維持等にかかる増加費用は、受発注者間協議により必要があると認められるときは、設計変更の対象となる。 詳細な増加費用等の考え方は、港湾請負工事積算基準を参照すること。

6. 契約書第22条<受注者の請求による工期の延長>

【変更事例①: 本體工】

連続した台風の影響により、ケーソンの据付作業等に遅れが生じたため、工期内に工事を完成することができなくなったことから、受注者の申請により、1か月工期を延長した。

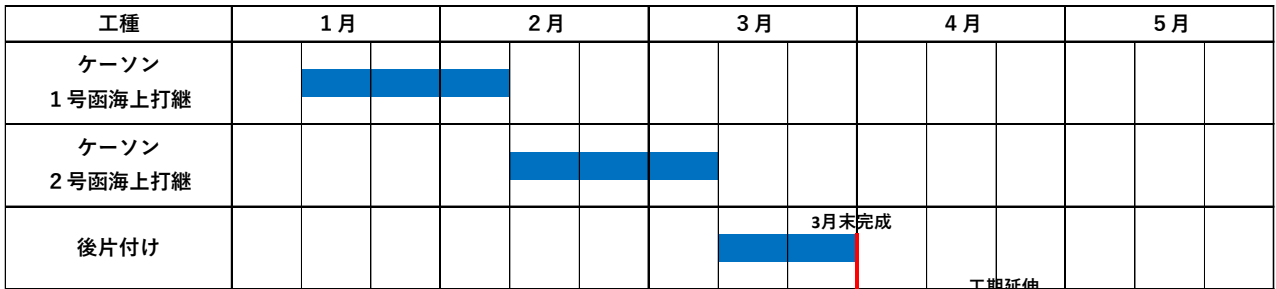
防波堤築造工事



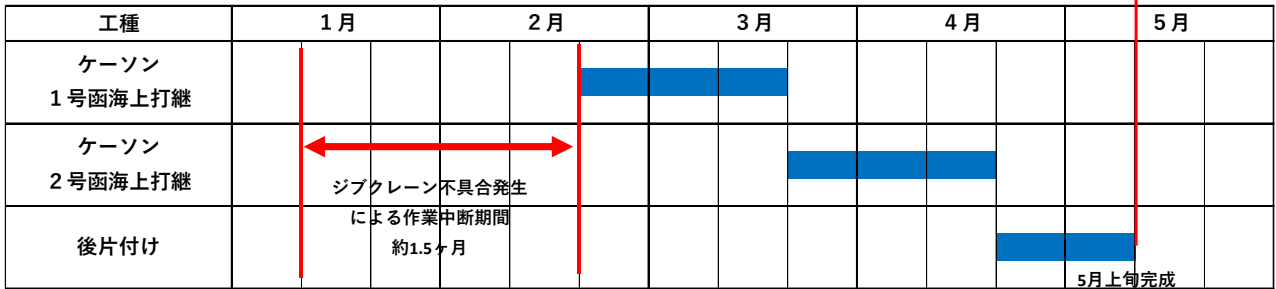
【変更事例②: 本體工】

防波堤本體工事において、発注者貸与のジブクレーンに不具合が発生したため、作業を中断することとなった。受注者の申請により、中断期間の1ヶ月半を工期延伸した。

当初計画



変更

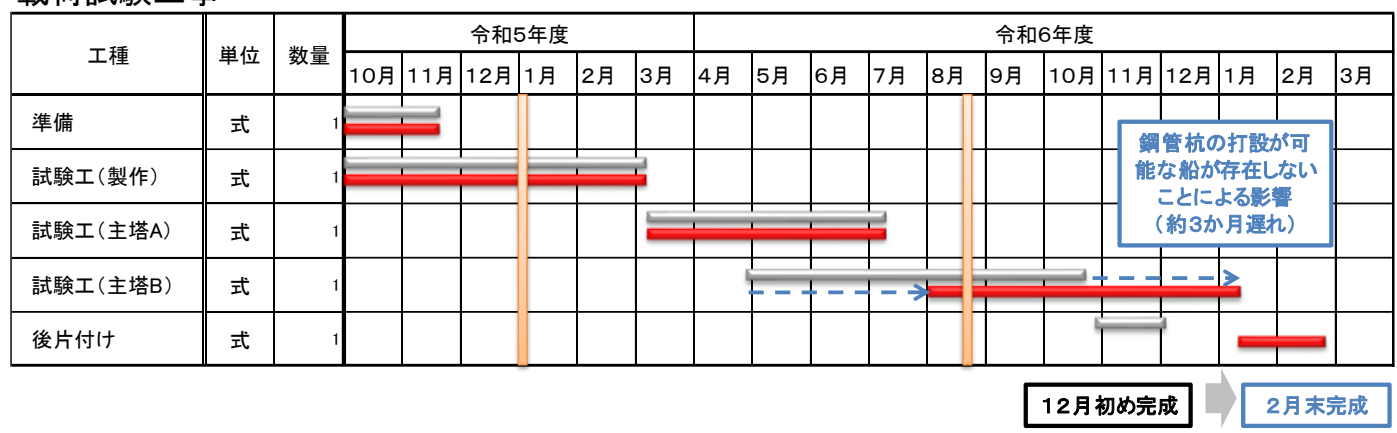


6. 契約書第22条<受注者の請求による工期の延長>

【変更事例③:試験工】

載荷試験工事において、主塔の鋼管杭の打設にあたり、打設可能な大型起重機船を該当期間に配船できず遅延することが判明したため、受注者の申請により、約3ヶ月工期を延伸した。

載荷試験工事



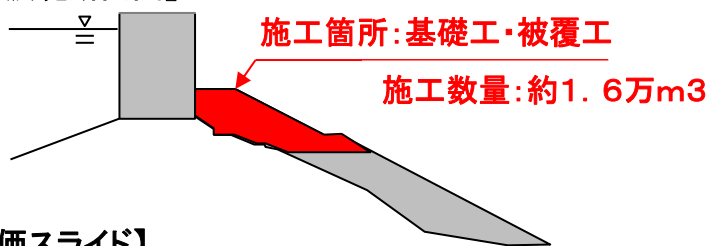
7. 契約書第26条 <賃金又は物価の変動に基づく 請負代金額の変更>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	基礎工	防波堤の基礎・被覆工事	石材価格の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(3.1%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	-
2	浚渫・土捨工	航路の浚渫工事	燃料油類の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(2.1%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	-
3	浚渫・土捨工	泊地の浚渫工事	燃料油類の急落により、発注者から単品スライドの請求を行い、変動額(△2.3%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	減額	-
4	本体工	岸壁本体の製作及び据付を行う工事	鋼材類の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(3.6%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	-
5	土留・控工	岸壁の本体工事	鋼材類の急落により、発注者から単品スライドの請求を行い、変動額(△1.3%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	減額	-
6	その他	PC中空床版橋の架設工事	賃金等の上昇により、受注者からインフレスライドの請求があったため、残工事に対する変動額(3.9%)が残工事額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	-
7	本体工	ケーソン製作工事	コンクリート単価の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(2.4%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用について変更を行った。	軽変	増額	-
8	上部工等	臨港道路の上部工等	生コンクリート及びゴム支承の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(1.3%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	-

【変更事例①: 基礎工】

○石材価格の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(3.1%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。

【防波堤断面図】



【単価スライド】

石材価格の当初単価と購入(変動)単価を比較。

品目	規格	数量	当初単価A	購入単価B	B/A
雑石	5~100 kg/個程度	約1.1万m ³	〇〇	〇〇	1.06
雑石	500~700 kg/個程度	約0.5万m ³	〇〇	〇〇	1.06

$$\text{変動額}(\%) = \frac{\text{単価スライド差額}}{\text{当初請負代金額}} \times 100 = 3.1\% > 1.0\%$$

7. 契約書第26条 <賃金又は物価の変動に基づく 請負代金額の変更>

【変更事例②: 本体工(ケーソン製作工事)】

○コンクリート単価の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(2.4%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用について変更を行った。

【単価スライド】

コンクリート価格の当初単価と購入(変動)単価を比較

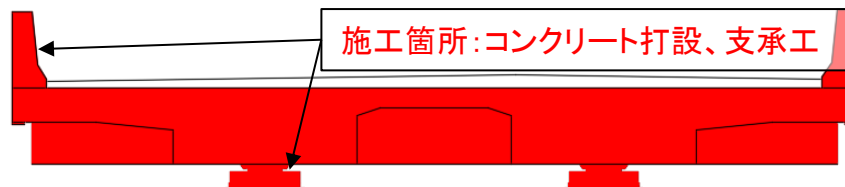
品目	規格	数量	当初単価A	購入単価B	B/A
コンクリート	30-12-25 BB W/C≤50%	約2,100m ³	〇〇	〇〇	1.22

$$\text{変動額}(\%) = \frac{\text{単価スライド差額}}{\text{当初請負代金額}} \times 100 = 2.5\% > 1.0\%$$

【変更事例③: 上部工等】

○生コンクリート及びゴム支承の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額(1.3%)が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。

【橋梁上部工断面図】



【単価スライド】

生コンクリートと可動ゴム支承の
当初単価と購入単価を比較

品目	規格	数量	当初単価A	購入単価B	B/A
生コンクリート	18-8-40 (BB) W/C=60%以下	178m ³	18,500	24,750	1.34
生コンクリート	18-12-20 (BB) W/C=45%以下	43m ³	19,050	26,455	1.39
生コンクリート	24-12-20 (25) (BB) W/C=55%以下	116m ³	17,900	25,190	1.41
生コンクリート	24-18-20 (BB) W/C=45%以下	7m ³	19,500	27,665	1.42
生コンクリート	30-12-20 (25) (BB) W/C=55%以下	325m ³	18,300	25,740	1.41
可動ゴム支承	最大反力1,210kN	2基	2,260,000	2,964,500	1.31
可動ゴム支承	最大反力1,090kN	2基	2,000,000	2,624,600	1.31

$$\text{変動額}(\%) = \frac{\text{単価スライド差額}}{\text{当初請負代金額}} \times 100 = 1.3\% > 1.0\%$$

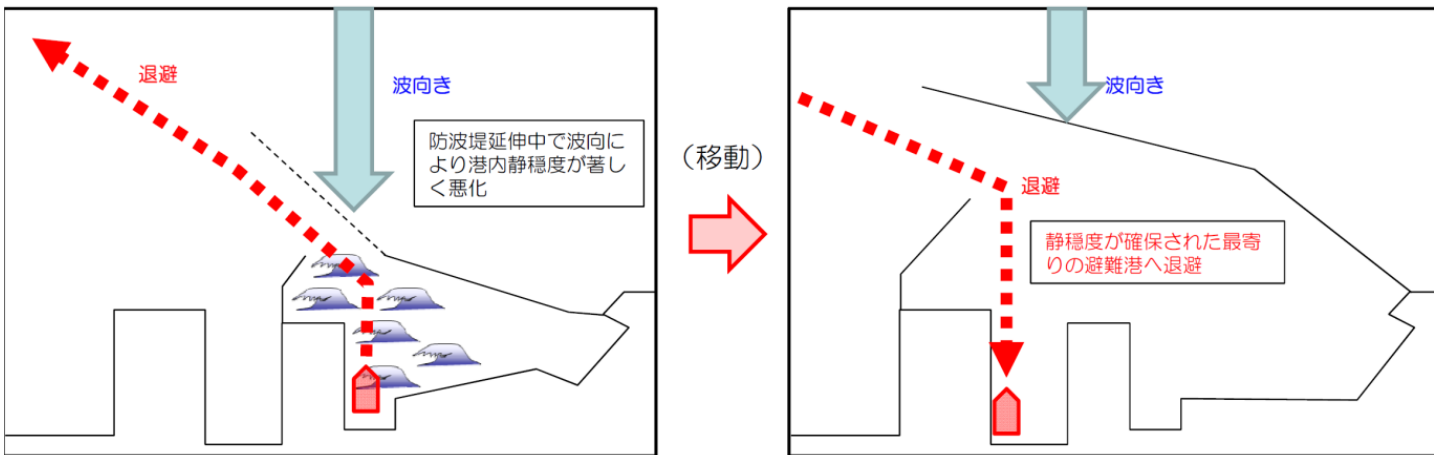
8. 契約書第27条<臨機の措置>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	浚渫・土捨工	航路の浚渫工事	台風の接近で港内への退避を検討したが、波向き等により適切な退避箇所がなく、最寄りの避難港まで退避せざるを得なかったため、退避にかかる費用を変更した。	重変	増額	—
2	被覆・根固工	防波堤の築造工事	台風の接近により、ケーソン据付箇所周辺のマウンドが被災を受ける可能性があることから、被災防止のためマウンドの保護(根固方塊の仮置)を行い、この措置にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
3	本體工	防波堤のケーソン製作工事	ケーソンをFDで製作中、台風の接近により、うねり等の影響で被災を受ける可能性があることから、FDをほかの地区へ避難せざるを得なくなったため、FDの避難にかかる費用を変更した。	重変	増額	—
4	雑工	岸壁の本體工事	工事中の地震により、岸壁エプロンに段差が生じたため、緊急の対応として、段差解消のすりつけ舗装を行うため、この措置にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
5	事業損失防止施設費	防波堤の築造工事	台風の接近により、被災を受ける可能性があることから、汚濁防止膜の一時撤去・復旧を実施し、この措置にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
6	仮設工	台風による被災した作業ヤードの復旧工事	台風により被災したヤードの復旧工事において、台風が最接近していることから、土砂流出に備えて被災拡大の防止措置を行う必要があるため、応急対策工(土嚢製作・据付)を行い、この措置にかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
7	本體工	BOXカルバート(通水工)を敷設する工事	本體工のBOXカルバートの曳航前の艀装中に台風が接近してきたため、沈設して仮置した。	軽変	増額	延伸
8	上部工	海岸突堤の築造工事	冬期波浪の影響でケーソンの隔壁が被災する恐れがあったため上部工の施工を追加した。	軽変	増額	—
9	仮設工	海岸突堤の築造工事	波浪の影響により本工事で据え付けたケーソンが移動して次工程の施工が困難になったため、施工箇所の越冬対策として袋詰玉石を製作しケーソン及び中詰石の養生材として追加した。	軽変	増額	—
10	基礎工	防波堤のケーソン撤去工事	台風により被災したケーソンの復旧において、台風の再接近により、撤去移設前にケーソンが被災(マウンドのすべり破壊)する可能性があったため、被災防止のためのマウンドの拡幅を行い、これにかかる費用を変更した。	重変	増額	—
11	安全費	航路の浚渫工事	台風の接近により、被災を受ける可能性があることから、作業船の待避、排砂管設備(海上管)および汚濁防止膜の撤去設置を行い、これにかかる費用を変更した。	軽変	増額	—
12	事業損失防止施設費	岸壁の上部工事	大雨の影響で工事区域内に多数の漂流物が確認され、今後漂流物が移動することにより船舶への影響が想定されることから対策を講じる必要が生じ、オイルフェンス設置、漂流物の回収・処分を行い、この措置に係る費用について変更を行った。	軽変	増額	—

8. 契約書第27条<臨機の措置>

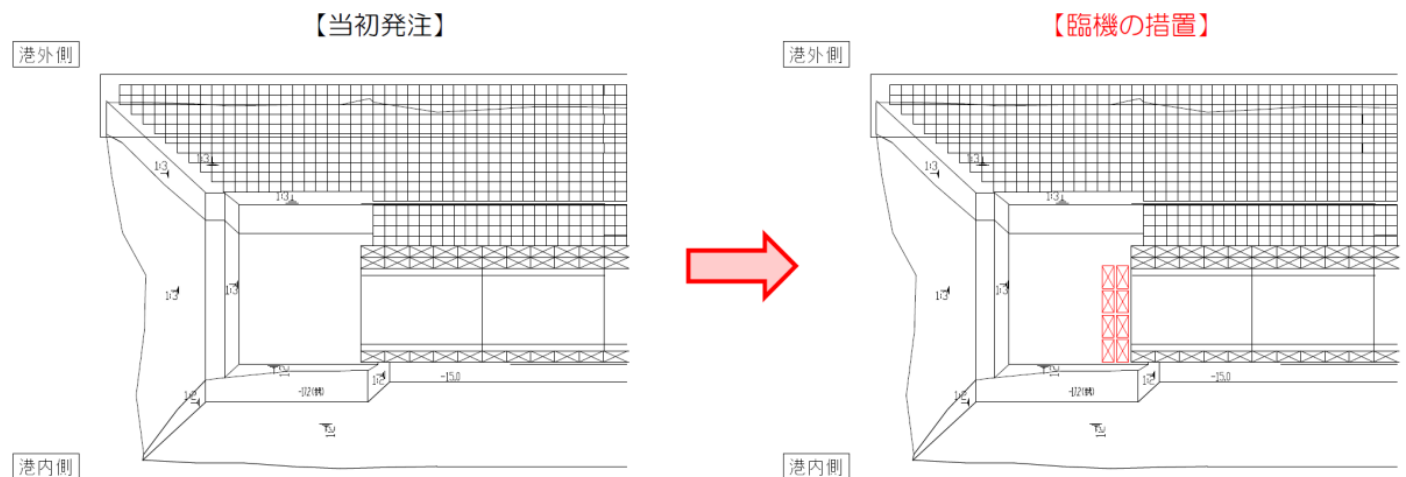
【変更事例①: 浚渫工】

台風の接近で港内への退避を検討したが、波向き等により適切な退避箇所がなく、最寄りの避難港まで退避せざるを得なかったため、退避にかかる費用を変更した。



【変更事例②: 被覆・根固工】

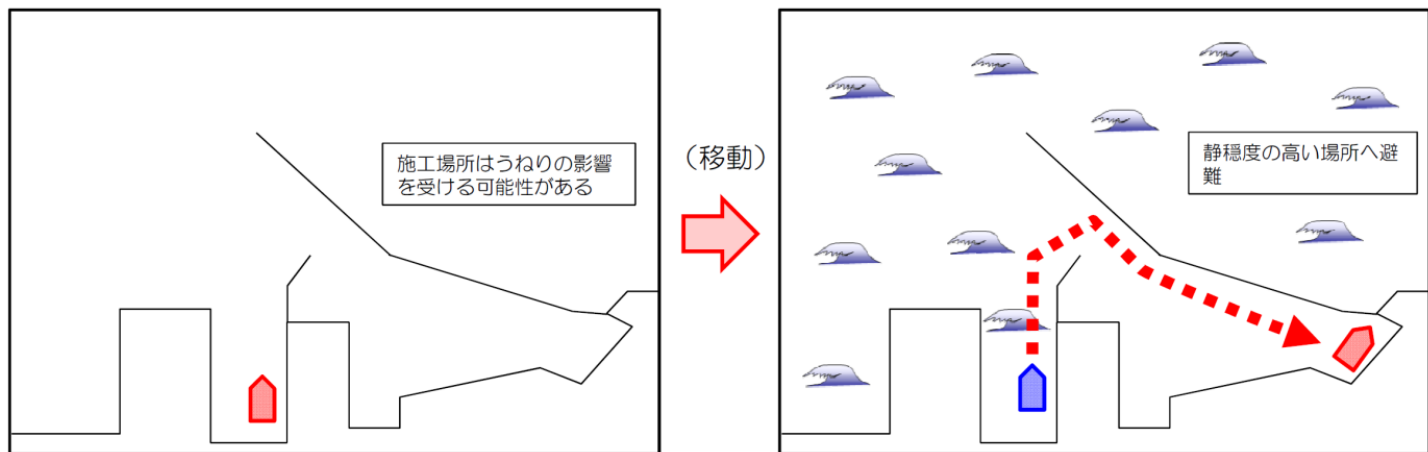
台風の接近により、ケーソン据付箇所周辺のマウンドが被災を受ける可能性があることから、被災防止のためマウンドの保護(根固方塊の仮置)を行い、これにかかる費用を変更した。



8. 契約書第27条<臨機の措置>

【変更事例③: 本體工】

ケーソンをFDで製作中、台風の接近により、うねり等の影響で被災を受ける可能性があることから、FDをほかの地区へ避難せざるを得なくなったため、FDの避難にかかる費用を変更した。



【変更事例④: 雑工】

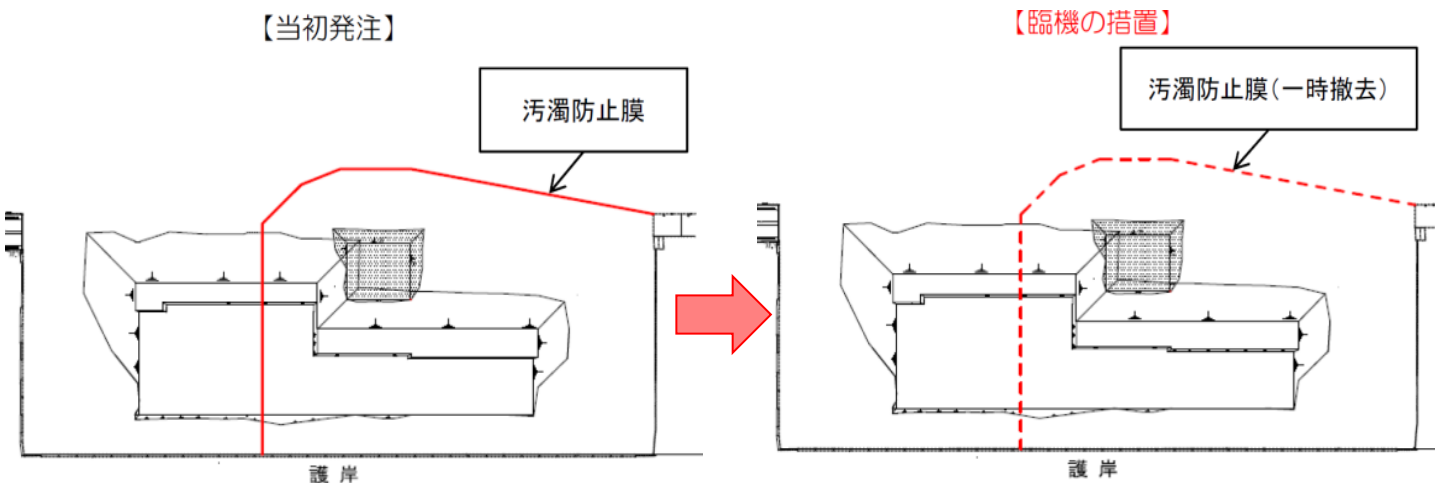
工事中の地震により、岸壁エプロンに段差が生じたため、緊急の対応として、段差解消のすりつけ舗装を行うため、この措置にかかる費用を変更した。



8. 契約書第27条<臨機の措置>

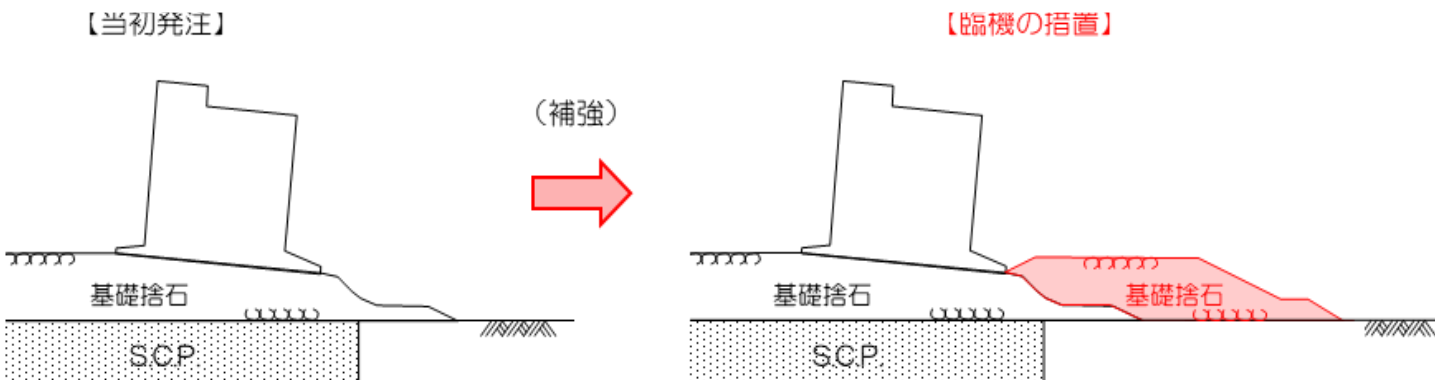
【変更事例⑤:事業損失防止施設費】

台風の接近により、被災を受ける可能性があることから、汚濁防止膜の一時撤去・復旧を実施し、この措置にかかる費用を変更した。



【変更事例⑥:仮設工】

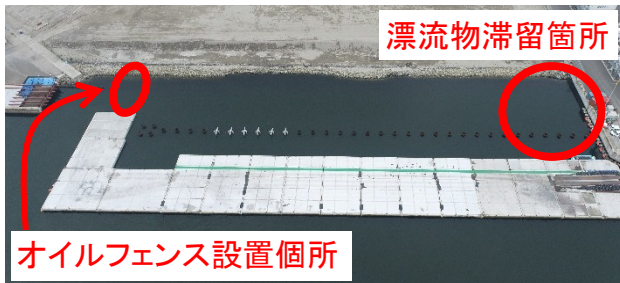
台風により被災したケーソンの復旧において、台風の再接近により、撤去移設前にケーソンが被災(マウンドのすべり破壊)する可能性があったため、被災防止のためのマウンドの拡幅を行い、これにかかる費用を変更した。



8. 契約書第27条<臨機の措置>

【変更事例⑥:事業損失防止施設費】

○大雨の影響で工事区域内に多数の漂流物が確認され、今後漂流物が移動することにより船舶への影響が想定されることから対策を講じる必要が生じ、オイルフェンス設置、漂流物の回収・処分を行い、この措置に係る費用について変更を行った。



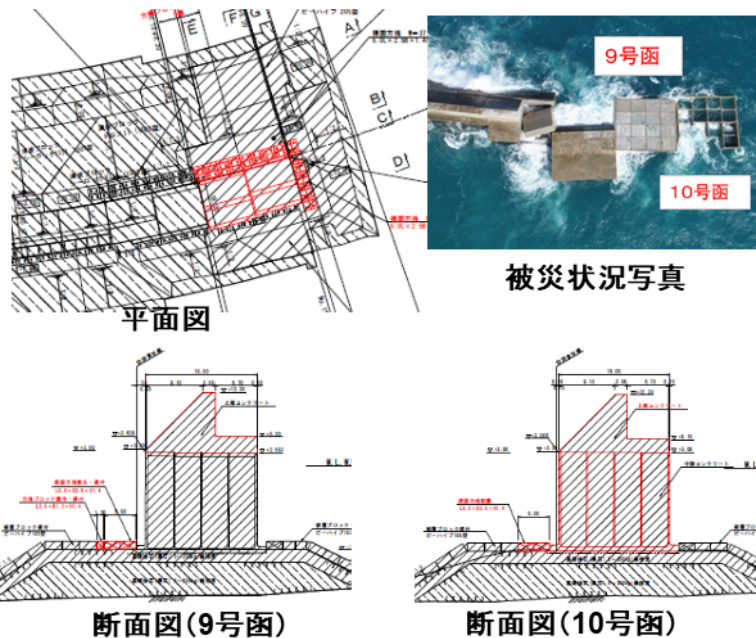
9. 契約書第30条<不可抗力による損害>

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	本體工	防波堤のケーソン据付工事	施工完了前に、台風によりケーソン本體が被災したため、ケーソン本體や上部工などの復旧が必要となったことから、被災箇所の復旧費用が原契約額の1%を超える費用を変更した。	軽変	増額	延伸
2	浚渫・土捨工	航路の浚渫工事	盛砂設置の施工途中段階(土のうによる端部保護前)において、強風による波浪のため、すでに設置済み部分の流出が確認されたことから、被災箇所の復旧費用(3%)が原契約額の1%を超える費用を変更した。	重変	増額	—
3	本體工	堤防の本體工等を行う工事	台風通過に伴う波浪により、施工中であった大型波返しブロックが滑動する被災が発生したため、現地調査を行い損害状況を確認のうえ、原形復旧に係る工期を延伸した。(本損害額負担請求については、原契約額の1%に満たないため、受注者が全額負担)	重変	—	延伸
4	上部工	防波堤上部にコンクリートを打設する工事	工事施工中に低気圧による波浪の影響により、支保工、鉄筋、型枠に被災が生じた。波浪状況及び被災状況を確認し、被災箇所の支保工、鉄筋組立、型枠組立等の復旧費用(2%)が原契約額の1%を超える費用を変更した。	重変	増額	—
5	裏込・裏埋工	泊地の浚渫等を行う工事	東日本大震災による津波によって防砂シートの損傷が確認されたため、損傷箇所の防砂シート復旧に係る費用(1.02%)が原契約額の1%を超える費用を変更した。	重変	増額	延伸
6	土工	岸壁の築造工事	記録的な台風の影響により事前混合処理土の投入に先立つ掘削完了箇所に土砂が流入による被災が確認されたことから、被災箇所の復旧費用(2%)が原契約額の1%を超える費用を変更した。	軽変	増額	—
7	被覆・根固工	護岸の被覆ブロック製作・据付工事	施工完了後の完成検査前に、低気圧による波浪の影響により、施工済の被覆ブロックに破損及び移動が確認されたことから、被災箇所の復旧費用(4%)が原契約額の1%を超える費用を変更した。	軽変	増額	—

9. 契約書第30条<不可抗力による損害>

【変更事例①:本体内】

施工完了前に、台風によりケーソン本体が被災したため、ケーソン本体や上部工などの復旧が必要となったことから、被災箇所の復旧費用が原契約額の1%を超える費用を変更した。



変更数量(主要工種)

工種	名称	単位	数量(原)	数量(変更)
基礎工	捨石本均し	m ²	1,331	1,424
	捨石荒均し	m ²	1,605	3,127
本体内	中詰コンクリート	m ³	2,260	5,860
	被覆工・根固工	個	0	95
被覆工・根固工	被覆ブロック据付	個	0	28
	根固ブロック据付	個	16	28
構造物撤去工	ブロック撤去	個	0	95
		個	0	20
中詰撤去工	水中蓋コンクリート	m ³	0	116
	中詰砂	m ³	0	2,088
取壊工	側壁等コンクリート	m ³	0	22
	構造物取壊	m ³	0	138
復旧工	ケーソンひび割れ補修	m	0	4
	鉄筋切断	t	0	42
復旧工	型枠設置・撤去	式	0	1
	壁欠損分充填	式	0	1
上部工	方塊ブロック製作・据付	個	0	8
	上部コンクリート	m ³	0	3,110
付属工	梯子取付	基	0	3
	手摺り取付	本	0	5
深淺測量	水深測量	km ²	0	0.03

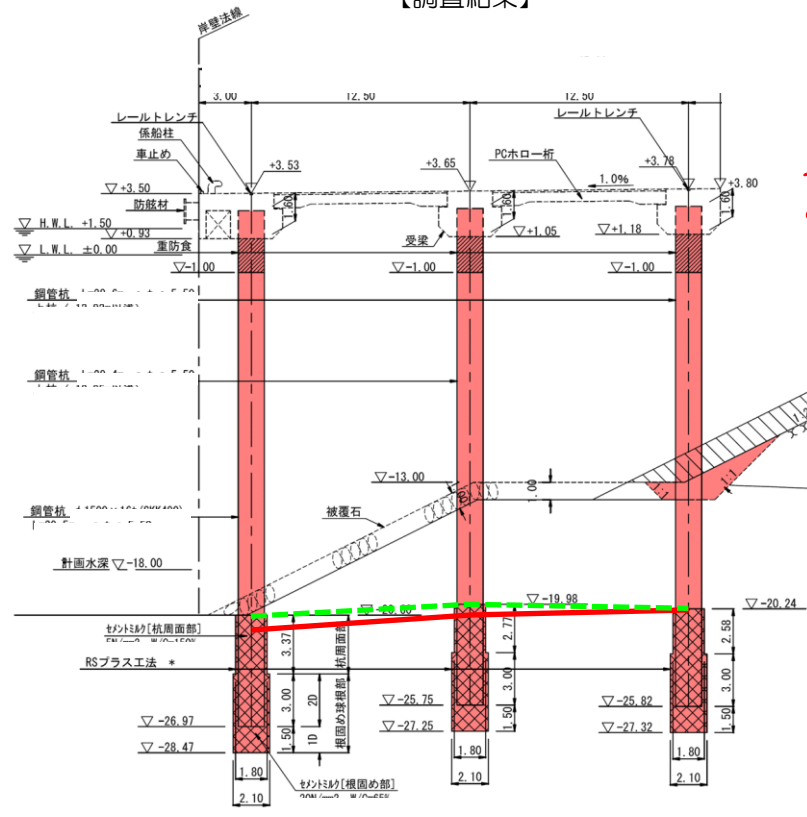
○「設計図書の照査」の位置づけ

- 受注者は、工事請負契約書及び港湾工事共通仕様書に基づき、設計照査を行うこととなる。
- 港湾工事共通仕様書1-1-3 設計図書の照査に記載のとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある現場と設計図書が一致しないことの実を監督職員が確認できる資料（現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により行う。
- また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【変更事例①: 本體工】

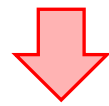
岸壁の杭打工事（RSプラス工法）において、施工に先立ち発注者が支持地盤調査を実施した結果、設計支持地盤との相違が確認されたため、整備工程を鑑み、設計照査と修正設計を指示し、これにかかる費用を変更したもの。

【調査結果】



--- 設計支持地盤（当初）
 ——— 実測支持地盤（調査結果）

発注者が実施した支持地盤調査により支持地盤が当初設計より深いことを確認



設計照査を指示⇒支持力NG

設計費用を追加変更



修正設計を指示



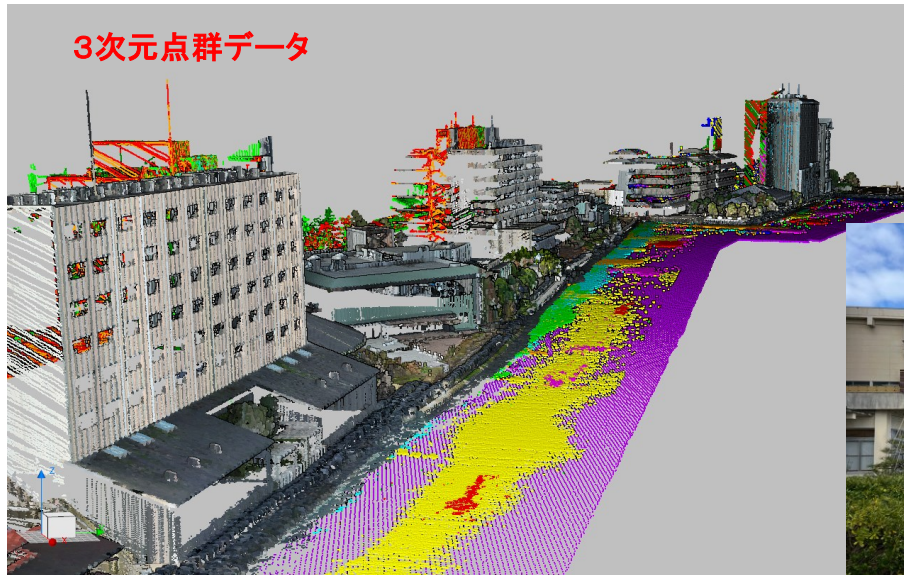
杭長を変更して杭を打設

杭施工費用を変更

【変更事例②: 現況測量】

○海岸護岸の一部倒壊や応急復旧(大型土のう設置)により護岸形状や海底地形が複雑であった。そのため、護岸復旧に必要な「海上仮設道路」設置では使用する帆布、遮水シートの敷設に先立ち、各シートの割付や固定方法を検討する必要がある。

設計図書の照査結果に伴う追加調査として、「ナローマルチビームによる深淺測量」及び「UAV(ドローン)測量」を行い、3次元点群データを取得し、詳細かつ精度の高い現況測量として、費用を追加したもの。



Ⅲ 参考資料

1. 設計変更に関する質問・回答集

- (1) 「条件変更」等の考え方について〈問1～14〉 III - 3
- (2) 「工事一時中止」の考え方について〈問15〉 III - 14
- (3) スライド条項の考え方〈問16〉 III - 15
- (4) 「臨機の措置」(契約書第27条関連)〈問17〉 III - 16

2. 受発注者間のコミュニケーション

- ◆受発注者間のコミュニケーション III - 17
- (1) 工事品質確保調整会議 III - 18
 - ・ 設計内容の確認 III - 19
 - ・ 下請者への確認 III - 19
- (2) クイックレスポンス III - 20

3. 設計図書への位置づけ III - 21

4. 工事請負契約書

- (1) 契約書第 8条:特許権等の使用 III - 22
- (2) 契約書第15条:支給材料及び貸与物件 III - 23
- (3) 契約書第17条:設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等 III - 24
- (4) 契約書第18条:条件変更等 III - 25
- (5) 契約書第19条:設計図書の変更 III - 26
- (6) 契約書第20条:工事の中止 III - 26
- (7) 契約書第22条:受注者の請求による工期の延長 III - 27
- (8) 契約書第23条:発注者の請求による工期の短縮等 III - 27
- (9) 契約書第26条:賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 III - 28
- (10) 契約書第27条:臨機の措置 III - 29
- (11) 契約書第28条:一般的損害 III - 29
- (12) 契約書第30条:不可抗力による損害 III - 30
- (13) 契約書第34条:部分使用 III - 31

5. 設計変更事例の一覧表(HP参照) III - 32

注)「1. 設計変更に関する質問・回答集」では、設計変更の一定の考え方を示したに過ぎないことから、個別案件の設計変更にあたっては、工事品質確保調整会議などにおいて受発注者間で十分な協議を行うことが原則である。

(1) 「条件変更」等の考え方について

問1 積算基準に規定する施工方法と、実際の施工方法が異なる場合に関する設計変更の考え方如何

答1 企業努力により、新たな技術や工法を用いて標準積算の施工方法に比べて効率的な施工が行われた場合は、設計変更の対象とするべきではない。

また、標準積算の施工方法が可能であるにもかかわらず、非効率な施工や高額な施工が行われた場合も、同様に設計変更の対象とはならない。

＜解説＞

請負工事の公共工事標準請負約款（以降、契約書と言う）よれば「第1条第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されており、特別な事情がある場合を除き、施工方法等については契約の条件となっていない。

積算基準は、多くの工事現場で実際に使われた工法、労働者に支払われた賃金や購入された材料価格、作業に従事した建設機械や作業船の施工能力や経費などを定期的に調査し、その実態から標準積算となる基準を作成している。

すなわち、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要となる経費を算出することを基本とし、品質の確保を図りつつ入札参加者を過剰に制限しないなど公平性と競争性の確保を重視し構築されている。

そして、標準積算により算出された予定価格は、実際の施工において新たな技術・工法を用いて施工の効率化を図る企業の努力を排除することがあってはならない。

技術革新のみならず豊富な現場経験の蓄積による作業の効率化など、企業における技術進展やコストの縮減努力に対して、これを否定するものでもない。

企業の競争性を確保するという観点で、また技術の研鑽の伴う健全な建設産業の育成という観点からも、標準積算における標準工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、施工方法の違いは設計変更の対象とならないのが一般的な解釈である。

問2 施工方法の変更が設計変更の対象となる事案についての考え方如何

答2 施工方法の変更が設計変更の対象となるのは、受注者の責に帰さない事由により、当初発注者が想定して積算に用いた施工方法による施工が困難となり、施工方法を変更せざるを得ない事態に至った場合が該当する。この際は、適切に設計変更を行う必要がある。

＜解説＞

受注者の責に帰さない事由とは、発注者が設計図書等において示す現場条件等が実際と一致しない場合や、契約後に第三者や自然条件などの影響により特別な状態が生じた場合などが想定される。

(1) 「条件変更」等の考え方について

問3 総合評価方式における技術提案と設計変更の考え方如何

答3 総合評価方式において契約の前提として評価された技術提案は、内容の如何にかかわらず、受注者の責任において必ず履行されなければならない。また、技術提案内容を反映させるための設計変更はできない。

ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、受注者の責に帰さない事由が生じた場合はこの限りではない。

<解説>

総合評価方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた調達を可能とするためのものである。

発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の確保に係る技術提案を求め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにしている。したがって、契約の前提として評価された技術提案は、内容の如何にかかわらず、受注者の責任において必ず履行されなければならない。

また、総合評価方式における予定価格の作成については、港湾請負工事積算基準を用いて算出することになっているが、これは、港湾工事共通仕様書等に規定する品質出来形管理基準等の標準の品質を確保しつつ施工した場合の標準的なコストを算出しているものであり、過剰な品質向上のない技術提案であることを前提としたものである。そのため、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更は出来ない。

ただし、技術提案に係る施工の範囲内において、設計図書等に示す現場条件等が実際と一致しなかったり、または、予期しない特別な事情が生じるなどして、受注者の責に帰さない事由が生じた場合は、設計変更に係る適切な手続きを行い、必要に応じて請負代金額の変更または工期の変更を行うことは言うまでもない。

加えて、設計変更により技術提案の前提となる施工条件等が変更される場合には、改めて技術提案の妥当性に関して発注者と発注者の間で協議することが重要である。その結果、契約時に示した技術提案が有効ではないと発注者が判断した場合は、そのまま履行することが無意味なものとなってしまうことから、受注者は契約の前提として評価された技術提案を履行する必要はない。

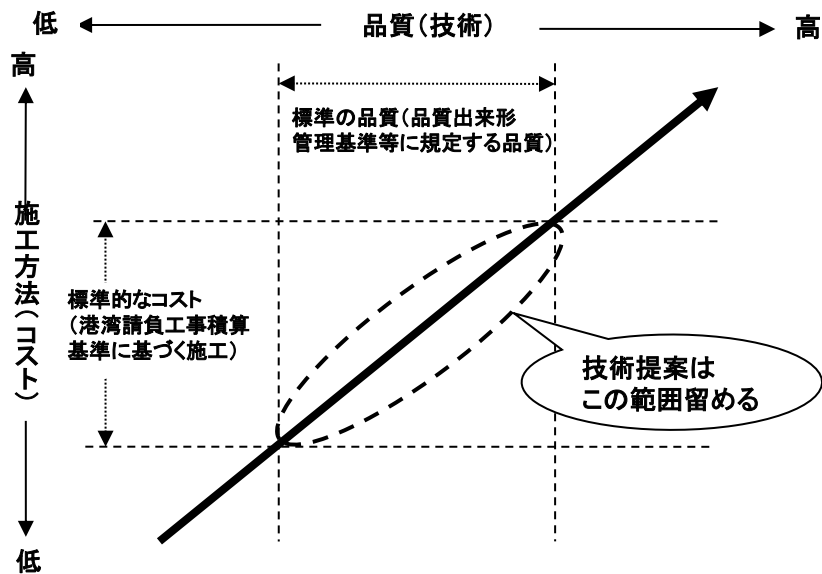


図 技術提案の範囲

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問4 港湾工事の特性である作業船の調達に係る設計変更の考え方如何

答4 特記仕様書に示す基地港または所在港が異なる場所から回航等した場合、以下に示すような合理的事由に基づくものは設計変更の対象となる。

▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案時

- ・ 特記仕様書に示す基地港に該当規格を満足する作業船が存在しなかった場合
- ・ 特記仕様書に示す基地港に該当規格を満足する作業船が存在するが、工事期間中に、他工事で既に稼働予定またはドッグ等休止予定が見込まれていた場合
- ・ 特記仕様書に示す基地港に作業船は存在するが、発注者の想定する規格とは異なり、十分な施工能力を備えていない場合

▶ 契約後最初に行う施工計画書の立案後

- ・ 施工計画書立案時に、特記仕様書に示す基地港に該当規格を満足する作業船が存在していたが、工事期間中に他工事での稼働やドッグ等休止となった場合

<解説>

◆ 受注環境の公平性の観点

現在、港湾工事における発注者の作業船調達の見積は、工事を実施する港湾や近隣の港湾において、工事着手時に作業可能な作業船の在港状況を調査（以降、在港調査という）し、回航または曳航に係る経費に加えてその作業船の施工能力を考慮した直接工事費を算出し、最も経済的となる場所を回航または曳航地として決定している。

港湾工事の施工は、起重機船や地盤改良船など作業船の機械力によるところが大きい。これら作業船は陸上作業機械とは異なり、どこでも誰でも調達可能なものではないという特殊性から、調達相手や調達場所等において限定的とならざるを得ないのが実情がある。

また、作業船は高価であるため、港湾工事の各工種に対し、全て対応できる作業船を自社で所有している港湾建設の事業者は存在せず、自社所有、複数者の共有、他社の用船など多様な保有形態となっている。工事受注の際の作業船の調達は、受注能力のある元請け会社と複数の作業船保有会社等の連携により成立している。したがって、全ての入札参加者が、発注者の実施する在港調査により選出した作業船を調達することが可能であるとは限らない。

このように在港調査により想定された作業船を調達するには、その時期、場所、作業船の能力等を考慮した上で作業船保有会社各社の連携が成立する者に限られてしまうことになるが、発注者としては、このように各入札参加者の作業船の調達環境の違いも含めて競争原理に基づくものとの観点から、全ての入札参加者を一律同条件に扱うこととしている。

◆ 作業船調達に関する設計変更の実態

発注者は、自らの在港調査により選出した作業船を受注者が調達出来なかった場合、回航・曳航費が予定価格の見積額と異なる結果であっても、請負代金額の変更はできない。これは、会計法第29条の6の「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みしものを契約の相手方とする」旨の規定及び予算決算及び会計令第80条の「予定価格は総額について定める」旨の規定に基づくもの。競争性を確保するため施工方法を規定しない現行の契約書のもと、予定価格の範囲内で契約が成立している事案に対して、請負代金額の変更に応じることは困難と判断せざるを得ないためである。

そこで、発注者は特記仕様書において、その作業船の規格や基地港・所在港の明示により、一般には行わない施工方法の特定を一部ではあるが敢えて行うことで、受注者が特記仕様書に示す基地港と異なる場所から回航等した場合に「契約書第18条 条件変更等」を適用し設計変更に応じるための手段を設定している。

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問4-1 作業船の回航費及び曳航費について、契約後に当該作業船が使用できないことが判明した場合の設計変更の考え方、また、その際の受注者からの確認請求の時期に係る考え方如何

答4-1 受注者の責によらず、発注者が公告時に想定していた作業船を当該工事に投入できない合理的な理由が立証される場合は、受注者の使用船舶の回航・曳航費や作業能力も含めた効率性・経済性を確認のうえ、適切に設計変更を行う必要がある。

ただし、受注者からの確認請求の時期については、作業船確保の可否が判明した時点で時点で速やかに行う必要がある。

<解説>

発注者として最も効率的且つ経済的に工事を実施することが可能として想定していた作業船が、発注者と受注者間の協議に基づき当該工事に投入できない合理的な理由が立証される場合は、適切に設計変更を行う必要がある。設計変更により当該工事に投入される対象の作業船については、再度、在港調査等のデータと照らし合わせ、その船舶の妥当性を確認し、実際の回航または曳航場所からの運搬経費に加え、作業能力も含めてその時点における最も効率的且つ経済的であるという前提が必要であり、作業船規格も含めて変更の対象と考えるべきである。

また、上記の変更についての協議は、発注者が当初想定する作業船の調達可否が判明する時期、いわゆる当該作業船が使用できないことや在港していない等が判明した時期が重要となる。受注者は、契約と同時に直ちに作業船の確保に努めるべきであり、その努力を怠り当該工事への投入の機会を逸するべきではないため、その申し出を行う受注者からの確認請求の時期については、契約後最初に行う施工計画書の立案時や状況が変わった時点で速やかに行う必要がある。

なお、上記の対応を適切に行うためには、発注者として特記仕様書における条件明示が必要である。作業船の回航等に関する特記仕様書の記載例は以下のとおり。

- (1) ○○船の回航・えい航王は、往復（往路又は復路）の回航・えい航費を計上している。
往路計上基地港 : ○○港
復路計上基地港 ; ○○港
- (2) ○○船の回航・えい航は、当該港への入出港を確認できる書面等（状況写真でも可）をもって確認し、入出港が基地港と異なる場合については、監督職員と協議しなければならない。
- (3) ○○船の回航・えい航において、付属船の配備が必要となる場合は、曳航許可書等により監督職員と協議しなければならない。
- (4) ○○船の回航・えい航において、その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない
- (5) 回航・えい航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。
- (6) 本工事の○○工に使用する○○船は、在港の作業船を使用することを想定しているが、使用が困難な場合には確認請求を行い監督職員と協議しなければならない。

また、作業船を使用する作業が一定期間を隔てて複数回ある場合等の回航・曳航費、拘束費計上の考え方については、工事品質確保調整会議において十分に協議のうえ、その必然性が確認できる場合は、柔軟に対応することが重要である。

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問4-2 隣接する施工現場でほぼ同時期に2件の工事を実施する場合、当初発注ではA工事である地点からの回航費を往復計上し、B工事では別の地点からの回航費を往復計上していたが、その後の調整で総合的判断からA工事からB工事に工程上の調整がなされ、共同使用することが可能となった場合の設計変更の考え方如何

答4-2 妥当性を確認したうえで、A工事では往路のみ、B工事では復路のみとし、本来の基地港を基準として、適切に請負代金額の変更をすべきである。

<解説>

発注時の考え方として、A工事、B工事を最も経済的かつ合理的に実施する場合の予定価格を設定する観点からのみ判断すれば、1件の工事としてまとめて発注するべきであったと考えられる。仮に、その他の配慮事項によりこのような発注計画となった場合においても、事前に可能な限り双方の工事の工程調整を行ったうえで発注すべきであるが、当初の契約後に両工事の受注者による工程調整の結果、A工事からB工事への使用船舶の引き継ぎが可能とされた場合は、現地で妥当性を確認した上で、契約書第18条第1項第1号に基づき受注者による確認請求及び発注者による通知を行った上で、A工事では往路のみ、B工事では復路のみとし、本来の基地港を基準として請負代金額の変更をすべきである。

なお、発注者は当該事項が確認された場合、速やかに受注者に連絡し、作業船の重複調達が発生しないよう配慮することが重要である。

問4-3 当初計画では在港予定であった土運船2隻が在港していないことが判明し、遠方からの回航が必要となった際、積算基準上の標準の船団構成である土運船2隻を引船1隻で回航する仕様では、外洋における海難事故リスクが大きいことから、土運船1隻につき引船1隻の構成で回航することとした場合の設計変更の考え方如何。

答4-3 気象、海象および回航経路の現場状況により積算基準上の標準組合せが不適当な場合は、船団構成について十分協議を行う必要がある。

<解説>

本事例のように、受注者の責によらず作業船の基地港が変更となる場合は「契約書第18条第1項に該当する現状不一致であるため、設計変更の対象となる。」

回航船団については、積算基準上の標準組合せが不適当な場合、具体的には、航行環境が厳しい外洋や狭隘な海域、潮流が速い海域、航行船舶が多い海域等を航行する場合は、その構成について十分協議を行う必要がある。

また、協議においては、周辺海域での過去の事例やデータを提示するなど、その合理性を示す根拠を以て行うべきである。

一方で、仮に作業船の基地港が変更とならない場合は、船団構成などの回航方法だけが変更となっても、契約書第1条第3項により、「施工方法等については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されていることから、設計変更は困難である。

但し、仮に設計図書上の現場条件に変更がないことから当該工事における設計変更対象にならなかったとしても、このような事実や協議内容を踏まえて積算基準上の標準とは異なる船団構成の合理性などが確認できた場合には、発注者は以降の当初発注における船団構成を見直すなど、積算と実態の費用乖離が生じないように配慮することも重要である

(1) 「条件変更」等の考え方について

問5 任意仮設の設計変更の考え方如何

答5 任意仮設としての工作物は、その設計、出来形、品質及び施工方法等の一切について受注者の責任で行い、原則として設計変更の対象としていない。

<解説>

工事請負契約書 第1条第3項 により「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されており、任意仮設としての工作物は、その設計、出来形、品質及び施工方法等の一切について受注者の責任で行い、原則として設計変更の対象としていない。

また、その際の予定価格の見積については、その目的物を築造するために必要な標準的な仮設物の施工について見込むこととして、一般的な港湾構造物の築造に必要な仮設物については予め積算基準の率計算によることとして規定し、標準的なコストを計上することになっている。

なお、一部例外として積算基準に記載のない特殊な施工条件や構造物において、任意仮設にかかる経費が標準的なコストより高価となることが想定される場合は、設計図書に参考として仮設物の施工図面等を示したり、当該事項を受注後の協議対象とすることを明示するなどの配慮が必要である。

また、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しないこと等に起因して、発注者の想定する積算基準の規定する標準の施工方法や参考として示す図面等の条件では施工が不可能である場合など、当初発注時点で予期しえなかった条件等が確認された場合は、所定の手続きに従い適切に請負代金額を変更する必要がある。

問5-1 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、設計図面に無い敷き鉄板等の仮設物が必要となった場合、その費用の請求の考え方如何

答5-1 設計図書において地盤強度が示されておらず、当初の予定価格に見込むべきであった経費であれば、設計変更を行うべきである。

<解説>

現行積算基準における共通仮設費の率計算に係るものは、標準工法による施工において標準的に必要となる仮設物について見込まれるものであり、敷鉄板(覆工板)のように現場条件に応じて計上される仮設物の経費は含まれていない。

したがって、図面等を含む設計図書において地盤の強度条件が示されておらず、当初の予定価格に見込むべき経費であったとすれば、現地を確認した上で請負代金額の変更を行うべきである。

なお、共通仮設費率の詳細については、「港湾土木請負積算基準 第2章工事費の積算 2節 間接工事費」を参照されたい。

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問5-2 排水孔等の地下埋設物等の設置にあたり、オープンカットにより1:1.5の法勾配で掘削することを見込んでいたが、法崩れによる手戻りを避けるため土留矢板を設置して掘削したいとの受注者の提案に対する費用の考え方如何

答5-2 任意の仮設・施工方法等は受注者の責で選択するものであるため、仮設の内容・施工方法等に変更があっても、原則として設計変更の対象とはならない。但し、任意であっても、設計図書で示される施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、この限りではない。

<解説>

工事の目的は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意であるため、この場合の土留矢板については任意の仮設物である。このような任意の仮設・施工方法等は受注者の責で選択するものであるため、その仮設・施工方法に変更があっても、一般的に発注者が施工に関する「承諾」という形で合意するものであり、原則として設計変更の対象とはならない。

ただし、任意であっても、土質条件など設計図書で示されている施工条件と実際の現場条件の現状不一致により、発注者の想定するオープンカット工法による施工が合理的ではないことが判明した場合は、この限りではなく、請負代金額の変更の対象となる。

そのため、受発注者双方に疑義が生じないように、工物品質確保調整会議等の場を活用し、十分に協議することが重要である。

問5-3 止水のための仮設矢板(任意)を当初設計で見込んでいたが、工事発注後、現地の地盤条件は変わらないものの、施工の安全性を確保するため矢板を支持地盤まで打ち込んで施工したいとの受注者の提案に対する費用の考え方如何

答5-3 発注者が、契約の前提として現地条件から施工の安全性を考慮のうえ設計したのに対しては、原則、設計変更の対象とはならない。但し、施工の安全対策上、発注者が当初想定していない合理的事由が明らかであることが確認できる場合は、この限りではない。

<解説>

発注者において、契約の前提として現地の地盤条件から施工上の安全性を考慮したうえで仮設矢板の支持地盤までの打設は不要と判断して設計したものであることから、現地の地盤条件が変わらない以上、仮設矢板を支持地盤まで打設するという受注者の提案はオーバースペックであり、原則、設計変更に応じて請負代金額を変更することは困難である。

ただし、現地地盤条件が変わらなくとも、施工の安全性対策上、受注者の提案において発注者が当初想定していない合理的事由が明らかであると確認できる場合はこの限りではない。本事例においても、設計変更対象とするためには、安全対策上、なぜ支持地盤まで仮設矢板を打ち込む必要があるかを合理的に説明のうえ、設計図書において新たに条件明示する必要がある。

そのため、受発注者双方に疑義が生じないように、工物品質確保調整会議等の場を活用し、十分に協議することが重要である。

なお、受注者の責任において施工されるものに対して、発注者が施工に関する「承諾」という形で同意したのに対しては、請負代金額の変更の対象とはならない。

(1) 「条件変更」等の考え方について

問6 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）な事が判明し、材料規格等を変更する場合の考え方如何

答6 発注者は、契約書第18条第1項第3号に該当するものとして設計図書の変更を行うとともに、必要に応じて工期若しくは請負代金額の変更を行う必要がある。

<解説>

受注者の調査により、契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能と判明した場合、「契約書第18条第1項第3号 設計図書の表示が明確でないこと」に該当するものと考えられ、仕様書、図面等の変更を行う必要がある。

この場合、発注者は、使用材料を変更することによる構造物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行い、必要があると認められる時は、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

問7 安全監視船や交通誘導員の日数について、当初積算は発注者の想定する工程表に基づき日数を計上したが、良好な海象状況や効率的な施工等により早期に施工が完了した場合の変更の考え方如何

答7 気象海象状況や企業努力によって効率的な施工が行われた場合、設計変更の対象とするべきではない。

また、標準積算の施工方法が可能であるにもかかわらず、非効率な施工や高額な施工が行われた場合も、同様に設計変更の対象とはならない。

<解説>

発注者は、当該工事の標準的な施工方法や施工条件等に加え当該海域の気象海象条件等に基づく供用係数を考慮し、使用船舶の規格、配置、工程等を検討した上で積算を構成し予定価格を作成している。

したがって、積算上の安全監視船や交通誘導員の日数根拠である工程表についても、一般的に必要とされる経費を見積もったものであり、請負代金額の変更に関しては、実際の施工日数に左右されるものではない。

標準的な施工に対して、効率的な施工の企業努力を否定するものではなく、また、非効率に施工された場合も受注者の責に帰すべきものであることから、請負代金額の変更とはならないのが一般的である。

なお、海上保安部や地元住民（漁業者等）からの要請、また、異常な台風の襲来など予見できない事情により工事の進捗に重大な影響がおよび工期の延伸を行う場合、更には、安全監視船や交通誘導員の配置日数を特記仕様書等に明示するなど予め設計変更を前提とする契約の場合等においては、この限りではない。

(1) 「条件変更」等の考え方について

問8 「見積参考資料」を設計図書の一部としていない理由如何

答8 設計図書の内容は、契約書に基づき履行しなければならないものであるが、工事目的物を完成するための一切の手段は受注者の責任において定めるものであるため、施工方法等を具体化した見積参考資料は設計図書の一部として扱わないこととしている。

<解説>

見積参考資料に示す種々の情報は、発注者の想定する施工方法に基づき工事の対象数量に関して土質特性等を考慮した割り増し係数の提示や現場条件による作業機械の使用条件並びに施工能力の低減係数等の具体的条件を示すことにしており、工事内容や施工条件等について理解を促進し、予定価格の透明性の向上に資するためのものである。

一方で、公共事業は、請負工事の公共工事標準請負約款の基本的な考え方にもあるように、受注者による施工方法の任意性を確保することが重要であり、加えて競争性や公平性が求められることから、受注者は、発注者の想定する施工方法等を具体化した見積参考資料に拘束されることなく、自身の裁量において効率的な施工方法とする権利が保証されるべきである。

したがって、設計図書として設計変更の対象とするべき事項は、現場の施工条件を明らかにしつつ工事目的物の品質確保に必要な最低限の条件にとどめ、特記仕様書及び図面等にて表現すべきものと考えている。

以上のことから、見積参考資料は設計図書の一部として扱わないこととしている。

問9 浚渫等の工事は、事前測量等において現地と設計図書との相違があれば設計変更の対象となる旨規定しているが、どの程度の量から申請を認めるのかその取り扱い如何

答9 現地と設計図書との相違があれば、増減及びその大小にかかわらず、設計変更の対象となるものである。

<解説>

「港湾工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 1-1-35工事の測量」によれば、受注者は、工事の着手後直ちに水深測量等を実施し、監督職員に提出しなければならず、その結果が設計図書と相違する場合監督職員に通知し、その指示を受ける旨規定されている。

また、「同 1-1-3設計図書の照査等 第2項」によれば、施工前及び施工途中に「契約書 第18条 第1項 第1号～第5号」に係る設計図書の照査を行い、該当の事実がある場合は、監督職員にその事実を提出し、確認を求めなければならないとされている。

したがって、事前測量等において現地と設計図書との相違があれば、増減並びその大小にかかわらず、その事実は明らかとされるべきものであり、所定の手続きにしたがい設計変更の対象となるものである。

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問10 基礎捨石や被覆石の投入において、発注時はガット船からの直接投入で計画されていたが、現地水深が浅く、ガット船からの直接投入が難しいことから瀬取り投入などへの施工方法の変更を行った場合の費用の考え方如何。

答10 契約後に設計図書に示された現場条件が変更となり、それに伴い発注者が想定する方法では施工できないことが確認できれば、その費用は設計変更の対象となる。

<解説>

契約後に設計図書に示された現場条件が実態と異なることが判明した場合、「契約書第18条第1項第4号 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと」に該当するものと考えられるため、受注者の提案する施工方法について合理性・妥当性の検証を行い、必要があると認められる時は、設計図書の変更を行う必要がある。

一方で、契約書第1条第3項により「施工方法等については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されていることから、設計図書に示された現場条件に変更がない場合（本事例においては図面等に示された施工水深に変更がない場合など）は、原則として設計変更の対象とならない。

但し、仮に設計図書上の現場条件に変更がなく、当該工事においては設計変更の対象にならなかったとしても、このような事実や協議内容を踏まえ、積算と施工費用の乖離が認められた場合などには、発注者は以降の発注においてこのような費用乖離が生じないように配慮することも重要である。例えば、本事例のような石材投入では、通常、特別調査により現地投入渡しの単価で設定されるものであるため、単価調査においては、投入場所の施工水深を明示するなど、調査にあたっての条件を明確にすることが重要である。また、発注者は、設計変更柔軟に感じられるよう、特殊な現場などにおいて積算と実態の費用乖離が生じる可能性がある事項は予め受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮も必要である。

問11 大型起重機船のえい航において、発注時は引船1隻によるえい航が計画されていたものの、狭隘な海域（港内）での回頭が必要であることを理由に補助引船1隻を追加し、引船2隻でえい航した場合の費用の考え方如何。

答11 えい航方法は設計図書で指定しておらず、受注者の責で行うものであるため、施工方法の変更に伴う費用の設計変更は困難であるが、設計図書で示された施工条件に変更が生じる場合はこの限りではない。

<解説>

契約書 第1条第3項により、「施工方法等については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と規定されていることから、契約書第18条第1項に該当する設計図書に示された現場条件に変更がない場合は、設計変更は困難である。但し、設計図書に示された施工条件に変更がある場合若しくは設計図書に示されるべき施工条件が示されていない場合はこの限りではない。本事例の場合、狭隘な海域・港形であるという条件が当初発注時の図面に明示されるべきであるが、仮に明示されていなければ、設計図書上の施工条件の変更にあたるため、それに伴う施工方法の変更費用は設計変更の対象となる。

但し、仮に設計図書上の現場条件に変更がなく、当該工事においては設計変更の対象にならなかったとしても、このような事実や協議内容を踏まえて補助引船の必要性が確認できた場合などには、発注者は以降の当該海域（港内）の同様の工事発注において船団構成を適宜見直すなど、積算と実態の費用乖離が生じないように配慮することも重要である。また、発注者は、設計変更柔軟に感じられるよう、特殊な現場などにおいて積算と実態の費用乖離が生じる可能性がある事項は予め受注後の協議対象とすることを設計図書に明示するなどの配慮も必要である。

1. 設計変更に関する質問・回答集

(1) 「条件変更」等の考え方について

問12 上部コンクリート打設工事において、契約後の現場確認により嵩上上部工に影響を及ぼすおそれのある既設上部のひび割れ・欠落が確認されたため、施工に先立ち追加で実施したひび割れ調査及び補修工の費用の考え方如何。

答12 現状不一致により、品質確保上必要と認められる追加調査・補修工であれば、その費用は設計変更の対象となるが、実施前に十分協議を行う必要がある。

<解説>

本事例のように、「契約書第18条第1項」に該当する現状不一致を受け、品質確保上の技術的判断のための調査及びその調査結果に基づく補修工が必要となった場合、その費用は設計変更の対象となる。

但し、追加の調査・補修工ともに適切に設計変更を行うためには、受発注者間での十分な事前協議が必要である。特に追加調査については、本来適切に設計変更すべきであるにも関わらず、協議不足により変更対象となっていない事態も見受けられる。そのため、受注者は現場確認状況の写真など、当該追加調査が必要である根拠に加え、どのような調査内容となるかを提示し、当該調査実施前に十分協議を行うことが重要である。

問13 栈橋式上部工の支保工組立組外において、支保材料費が積算基準上の標準どおり労務費の率で一式計上されていたが、支保工の詳細計画検討の結果、材料費が設計と大幅に乖離があることが判明した場合の材料費の考え方如何。

答13 当該現場条件などから、標準的な支保工内容とは異なる施工とせざるを得ない合理的な根拠が確認できれば、その費用は設計変更の対象となる。

<解説>

「契約書第18条第1項」に該当する現状不一致であれば、設計変更は可能である。

本事例においては、当該現場条件が他の標準的な現場と何が異なるのかを示したうえで、積算基準の標準とは異なる内容での施工とせざるを得ないこと、また、その内容が合理的であるという根拠を以て、十分協議を行うことが重要である。

問14 ケーソン築造工事におけるマウンド天端が過年度工事で本均し済みであるため、当初は当該マウンドにそのままケーソンを据付する計画であったが、事前測量の結果、沈下が確認され、追加の均し作業が必要となった場合の設計変更の考え方如何。

答14 受注者の責によらない現状不一致により必要となった追加作業であれば、適切に設計変更を行うべきである。

<解説>

「契約書第18条第1項」に該当する現状不一致であれば設計変更は可能であり、本事例は、受注者の責によらないことが明らかな現状不一致であるため、協議のうえ適切に設計変更されるべきである。

このようなケースでは、適切に設計変更が行われず、受注者が費用を負担することが慣例的になっている事態も見受けられるため、発注者は、過去の慣習や前例がないことを根拠に設計変更を行わない理由としないことが重要である。

また、このような現状不一致が常態化しているのであれば、発注者は当初発注時の仕様を見直すなど、無用な設計変更を回避する配慮も必要である。

問15 工事における工期の延長や一時中止による現場維持費等の増加に係る費用負担の考え方如何

答15 工事における受注者の責に帰すことができない事由による設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止に係る費用は、請負代金額の変更対象となるものである。

<解説>

工事における受注者の責に帰すことができない事由による設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下、工期延長等という）に係る費用については、①工事現場の維持に要する費用、②工事体制の縮小に要する費用、③工事の再開準備に要する費用、④工期延長等となる場合の費用、⑤工期短縮を行った場合の費用を、増額費用等の適用範囲としている。なお、適用の範囲や増加費用の算定手法等については、「港湾土木請負積算基準 2章工事費の積算 4その他 1. 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算」において規定しているため、参考にされたい。

「契約書第20条 工事の中止」の手続きは、同条第1項において「受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部または一部の施工を一時中止させなければならない」と規定されている。これは、工事の（一時）中止に係る行為は発注者の責任において実施するものであり、発注者がそれを命じることで、請負代金額や工期の変更を自ら負う義務が生じることを規定したものである。

一方で、受注者の判断による工事の一時中止は手続き上、出来ないこととなっている。

また、「契約書第22条 受注者の請求による工期の延長」の手続きは、受注者の責に帰すことが出来ない場合の工期の延長を請求するものとなっており、この場合、請負代金額の変更を伴わない工期の変更を認めるものである。

ただし、工期の延長が、発注者の責に帰する事由による場合に加え、「契約書第19条 設計図書の変更」により、必要があると認められて設計図書の変更を行う場合は、請負代金額の変更の対象となる。

一方で、台風や冬期風浪など天候の不良による工程の遅延など、発注者の責に帰さない工期延長又は設計図書の変更を伴わない工期延長の場合、請負代金額の変更の対象とならないのが一般的である。

以上のことを踏まえ、工期の延長による費用負担については、工事品質確保調整会議などの場で、受発注者双方が確認・調整のうえ、十分な理解のもとで適切に判断される必要がある。

(3) スライド条項の考え方について

問16 単品スライド条項（契約書第26条第5項）の適用条件の考え方如何

答16 特別な要因により材料等の価格が全国的に高騰又は急落した場合で、この変動分を受注者または発注者のみの負担とするのは適切ではないと判断されるような事案が適用となるものであり、局所的変動で合理的な変動の範囲内と判断されるような事案については適用とならない。

<解説>

工事に使用する材料等の単価について、建設工事は工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることはあっても通常合理的な範囲内の変動は契約当初から予見可能なものであるとして、請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。

しかし、契約書第26条第5項には「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」の取り扱いについて規定されている。

本条項は、他の材料との相対的な比較を含めた検討の上で、請負代金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的価格が高騰もしくは急落した場合で、この変動分を受注者または発注者のみの負担とするのは適切ではなく、契約当事者間で負担を分担すべきものであると規定したものである。

このような条件に照らし、平成20年度においては、鋼材類、燃料油及びアスファルト類を対象として選定し、これら品目の価格高騰から急落に至る一連の情勢変化に対応したもので、各工事においては品目ごとの増減額分が1%を超えた場合、請負代金額の変更を行うとした。

したがって、特別な要因により全国的価格が高騰または急落した場合で、この変動分を受注者または発注者のみの負担とするのは適切ではないと判断されることが重要である。

例えば、特定の地域において、コンクリートの単価が一時的に上昇したことがあったとしても、局所的変動で通常合理的な変動の範囲内と判断されるような事案について想定しているものではない。

詳しくは、契約書第26条第5項「単品スライド」について、以下のように通知しているので参考にされたい。

以下のは旧工事請負標準契約書の条番号（現行工事請負標準契約書では第26条）

- ・【通達】平成20年6月13日付け「工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」
- ・【通達】平成20年9月10日付け「工事請負標準契約書第25条第5項の運用の拡充について」
- ・【通達】平成21年2月9日付け「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負標準契約書第25条第5項の運用について」
- ・【マニュアル】平成20年7月25日付け「工事請負標準契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）〔港湾工事編〕」

問17 臨機の措置（契約書第27条）に係る適用条件の考え方如何

答17 通常の工事現場の管理運営に関する事項の範囲を超え、受注者が負担することが適当でないと判断されるものが本条項の適用となる。

<解説>

港湾工事における臨機の措置として一般に考えられる状況としては、離島等での工事に従事する作業船が島内若しくは港内において適当な避難場所が確保できない場合に、台風及び低気圧等の来襲に備えて、島外若しくは他港の安全な避難泊地等に退避させる等の措置が考えられる。

このように、通常の工事現場における管理運営に関する事項の範囲を超え、受注者が負担することが適当でないと判断される場合、請負代金額の変更を行う事が適当であり、またその費用は実績に応じ精算変更することとなる。

なお、台風等の進路予想による事前の予測が十分可能な場合は、予め監督職員の意見を聞き、通知を行った上で対応することが重要である。

適用範囲や条件等については、その事案ごとに適切に対応するものであるため、「I 本編 4. 設計変更の考え方」及び「II 設計変更の事例」を参照されたい。

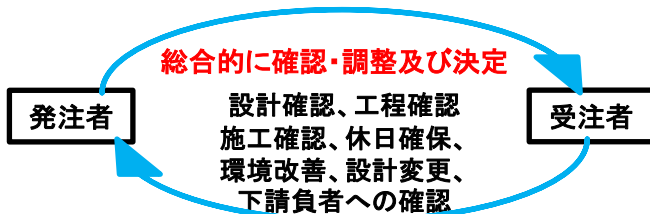
2. 受発注者間のコミュニケーション

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下に取組を実施。

工事着手時
 施工中
 設計変更

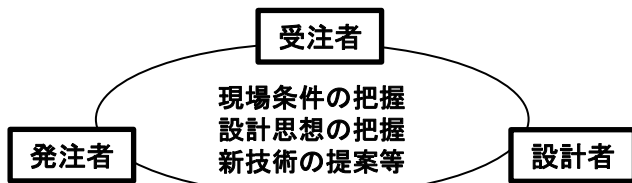
1. 工事品質確保調整会議

発注者及び受注者双方の責任者に加え、必要に応じて下請負者や設計者も参加し、**工事の円滑な実施及び品質の確保のため実施**



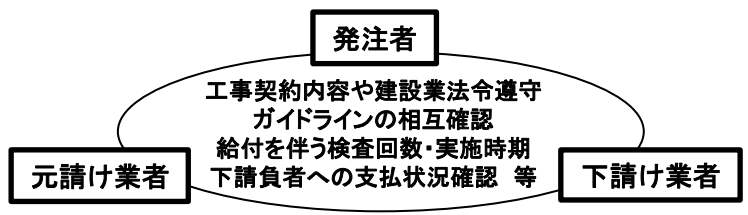
○設計内容の確認

三者における課題の早期共有による**円滑な工事の着手や手戻りの防止のため実施**



○下請負者への確認

労働条件の適正化・下請業者に対する円滑な支払い促進等による**労働環境改善のため実施**



■原則全工事対象

- 工事着手前を原則として、設計変更事象発生時や受発注者間で確認・調整等が必要となった際等に開催。
- 複数回開催可能。
- 複数内容で同時開催可能。
- 開催の発議は受発注者のどちらでも可。

○設計内容の確認

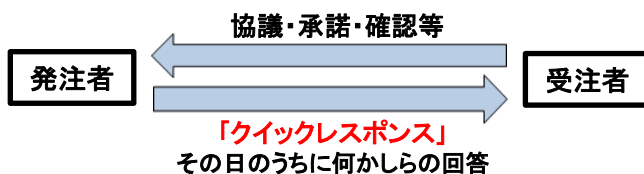
- 現場条件等が特殊で設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事が対象。
- 設計図書の照査後に実施。

○下請者への確認

- 着工時及び完成時に実施。

2. クイックレスポンス

適切な行程管理による**現場の生産性が向上のための取組**



■原則全工事対象

2. 受発注者間のコミュニケーション

(1) 工物品質確保調整会議

【目的】 円滑な工事の実施及び品質の確保を図るとともに、設計図書の変更にかかる受発注者の共通理解の促進や設計意図の伝達及び労働条件の適正化と下請負者や労働者等に対する円滑な支払いの促進を図る。

【実施概要】 受発注者双方の責任者に加え、必要に応じて下請負者や設計者も参加し、設計図書の確認並びに施工における条件、工事の工程、施工計画及び設計図書の変更にかかる確認、協議、決定、課題の解決並びに下請負者への確認を行う。

【調整会議の発議】 発注者は、次に掲げる場合又は受注者からの開催要請があった場合は調整会議を開催するものとし、発議は監督職員が行うものとする。

- ① 受注者が設計図書の照査を終えて工事に着手する場合。
- ② 設計図書の変更にかかる事象が発生した場合。
- ③ 発注者及び受注者で確認・協議が必要になった場合。
- ④ 施工条件の変更や主たる工種の下請負者が変更になった場合。

【構成員】 以下のメンバーを標準とし、会議内容に応じて、適宜変更し開催する。

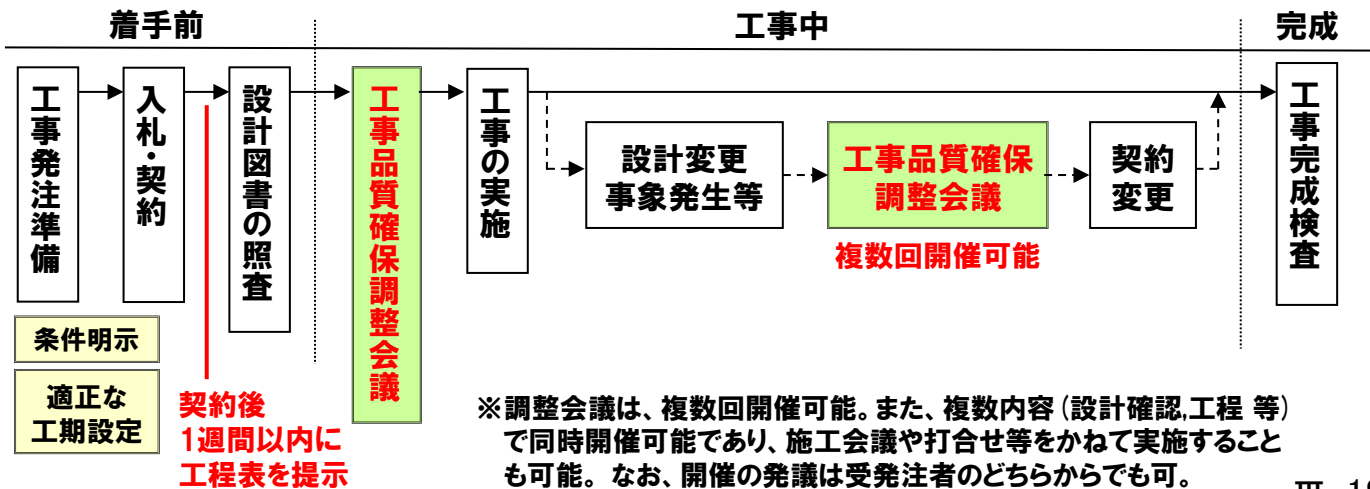
発注者： 副所長以上、工務課長、発注・契約担当課長(積算・契約担当)、工事監督担当者(総括監督員、主任現場監督員、現場監督員)、設計担当者、発注者支援業務の担当技術者、地方整備局及び技術調査事務所の関係者

受注者： 元請代表者、現場代理人、監理技術者、主任技術者、経理担当者等

下請負者： 下請負代表者、下請負者(事務担当者)

設計者： 設計業務を担当した管理技術者等

【対象】 港湾・海岸工事等の全件
(設計内容の確認、下請者への確認は後述のとおり)



2. 受発注者間のコミュニケーション

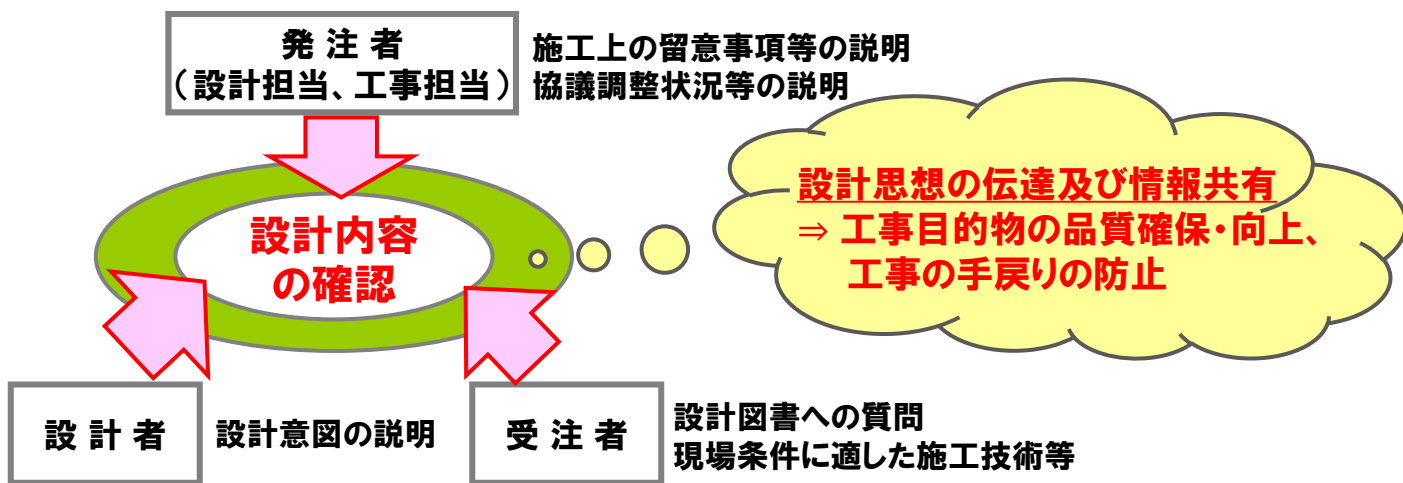
(1) ○設計内容の確認、下請負者への確認

○設計内容の確認

【目的】 工事目的物の品質確保や工事の手戻り防止のため、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

【実施概要】 設計者からは設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項等や工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明、受注者からは現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

【対象】 現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事

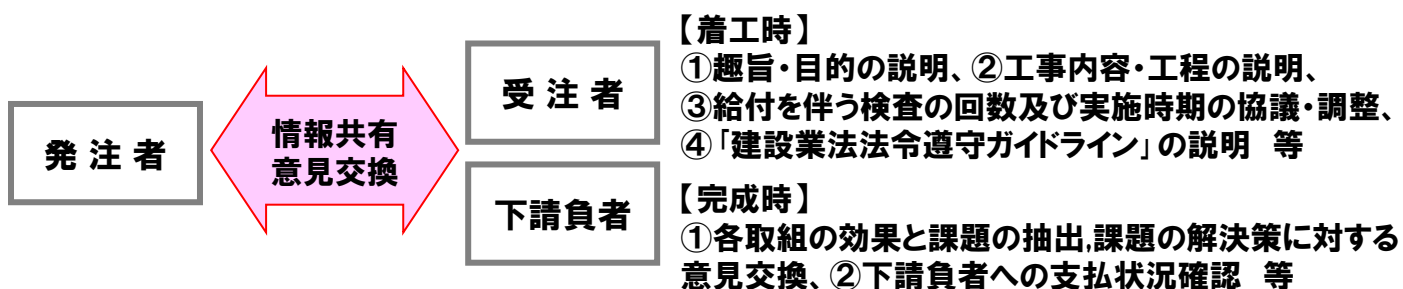


○下請負者への確認

【目的】 受発注者間の情報共有による双務性の確保と労働環境改善を図る。

【実施概要】 発注者・元請業者・下請業者間での工契約内容の相互確認
建設業法令遵守ガイドラインの周知による労働条件の適正化
下請業者や労働者への支払状況確認

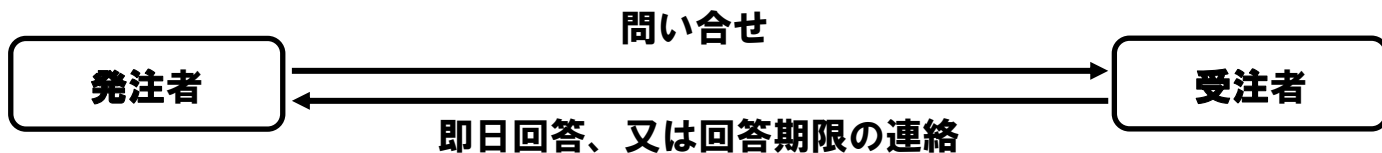
【対象】 港湾・海岸工事等の全件



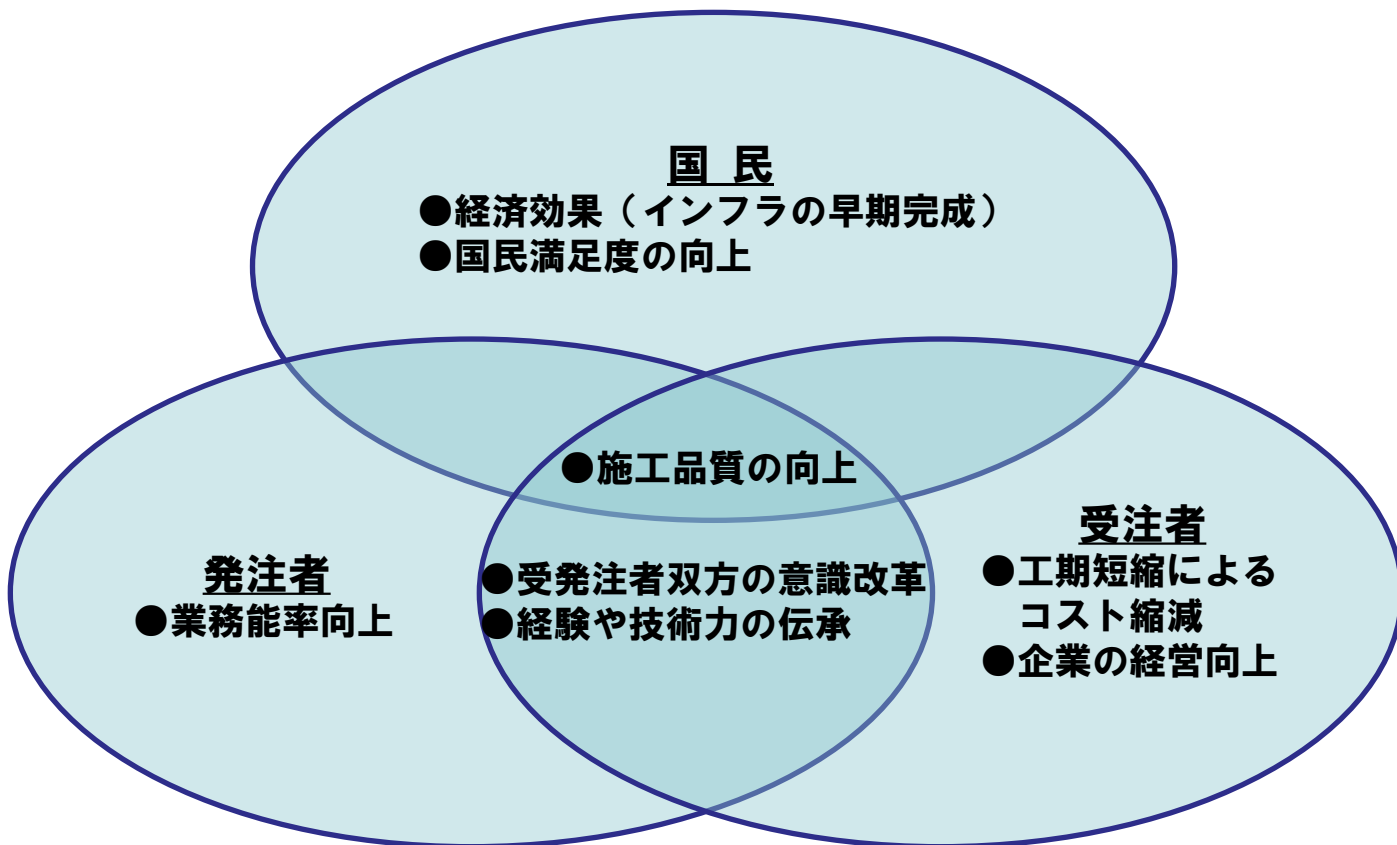
2. 受発注者間のコミュニケーション

(2) クイックレスポンス

「クイックレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応すること。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすること。



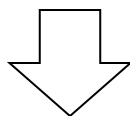
- 目的意識の明確化
工事期間短縮が受注者、発注者、ひいては国民に良い効果を導き出す。
- 発注者と受注者の情報共有（連携強化）



3. 設計図書への位置づけ

運用の徹底を図るため、特記仕様書に記載し、契約変更事務ガイドラインを活用していく

変更基準の明確化



「契約変更事務ガイドライン」の活用

(特記仕様書に記載)

＜特記仕様書記載例＞

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第20条、第22条から第26条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

4. 工事請負契約書(抜粋)

工事請負契約書における設計変更に関する主な条項の原文を抜粋して、以下に記載している。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(支給材料及び貸与物件)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具等（以下「貸与物件」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与物件の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与物件を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与物件の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与物件に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与物件に代えて他の支給材料若しくは貸与物件を引き渡し、支給材料若しくは貸与物件の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与物件の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与物件の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 受注者は、支給材料及び貸与物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与物件を発注者に返還しなければならない。
 - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 11 受注者は、支給材料又は貸与物件の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

4. 工事請負契約書(抜粋)

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

5. 設計変更の事例一覧表(HP参照)

Ⅱ編に設計変更の事例を掲載しているが、ここに掲載されていない事例も含めた『設計変更の事例一覧表』のExcelデータを、国土交通省港湾局HP(下記URL)に掲載するため、こちらも参照されたい。

<URL> https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000007.html

「Ⅱ 設計変更の事例」において個票を掲載している事例のチェック欄

契約書条項欄とキーワード欄を追加
フィルタリングにより事例抽出・絞り込みが可能

◆事例一覧表

番号	工種	工事概要	設計変更の事例(概要)	設計変更事項			契約書条項	キーワード		個票掲載
				処理方法	変更金額	工期変更		主な事象	その他	
1	計測工	沈埋トンネルの沈埋函製作工事	特記仕様書で定めた計測方法について、契約後に計測できないことが判明したため、別の計測方法に変更した。これに伴い、当初想定していた計測方法の特許権使用料を減額し、他の計測方法の費用に変更した。	軽変	減額	—	8条	特許権等使用料の変更	① 工法変更 ② ③	
2	本体工	防波堤のケーソン据付工事	別件のケーソン製作工事から、後続工事に支給されるケーソン(支給材料)の引渡時期が遅れたため、工程調整により、後続工事へのケーソン(支給材料)の引渡時期を変更した。	軽変	—	—	15条	支給材料及び貸与物件の引渡(返還)条件の変更	① 調整(他工事) ② ③	
3	本体工	防波堤のケーソン製作工事	スリットケーソン用の止水板(貸与物件)をケーソン沈設仮置後、ケーソンから取外して返還することとしたが、後続工事の据付作業までの期間が短くなることが判明したため、止水板を取外せず返還することとして、費用の減額及び返還場所を変更した。	軽変	減額	—	15条	支給材料及び貸与物件の引渡(返還)条件の変更	① 止水板 ② 調整(他工事) ③	
4	本体工	防波堤のケーソン据付工事	止水板(貸与物件)を取付したスリットケーソン(支給材料)を立会による検査により引渡をしたが、ケーソン据付用資機材を積装中、止水板の落下が確認された。潜水土により点検した結果、取付ボルト部の破損が確認されたため、止水板取外・取付工を追加した。	軽変	増額	—	15条	支給材料及び貸与物件の引渡(返還)条件の変更	① 止水板 ② 部材破損・劣化・腐食 ③	
5	土留壁補修工	直杭式栈橋の上部工、栈橋補修工等を行う工事	既設杭式上部工の補修および新設杭式上部工を施工後、上部工下面に、支給材料である添加管を設置することになっていたが、支給材料の腐食が酷く、使用不可であったため、購入材料に変更した。	軽変	—	—	15条	支給材料及び貸与物件の引渡(返還)条件の変更	① 部材破損・劣化・腐食 ② 購入材料 ③	
6	上部工	防波堤の上部工事	着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、防波堤の上部工の施工延長が一致していないことが確認されたため、上部工に係る数量を減らした。	軽変	減額	—	18条 1項1号	照査による仕様変更	① 施工延長 ② ③	○
7	基礎工	防波堤のケーソン据付工事	着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、基礎工の深浅値が一致していないことが確認されたため、基礎捨石の投入量を減らした。	軽変	減額	—	18条 1項1号	照査による仕様変更	① 深浅値 ② ③	○
8	本体工	海岸堤防の改良工事	着工前に設計照査を照査した結果、天端被覆工の伸縮目地及び型枠について図面から算出した値と工事数量総括表の数量が一致しないことが判明したため、数量を変更した。	軽変	増額	—	18条 1項1号	照査による数量変更	① 伸縮目地 ② 型枠 ③	○
9	躯体工	橋梁の下部工事	着工前に特記仕様書と図面を照査したところ、当初の鉄筋数量に相違があることが確認されたため、鉄筋数量を増やした。	軽変	増額	—	18条 1項1号	照査による仕様変更	① 鉄筋 ② ③	
10	本体工	物揚場の整備工事	着工前に数量算出書と図面を照査したところ、削孔(削岩機)、差筋材料費、薬液定着アンカー取付(注入型)(陸上)、定着アンカー材料費(注入型)に相違があることが確認されたため、数量を減らした。	軽変	減額	—	18条 1項1号	照査による仕様変更	① 削孔(削岩機) ② 差筋材料費 ③ 薬液定着アンカー	